

平成17年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成17年3月14日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	17 番 辻 藤雄
18 番 森田 貞雄	19 番 森 申行
20 番 野洲 健造	21 番 田中榮太郎
22 番 林 克	23 番 田中 敏雄
24 番 荒川 泰宏	25 番 河野 司
26 番 鈴木 市朗	27 番 山本 勇作
28 番 川口 東洋	29 番 野並 享子
30 番 小菅 六雄	31 番 長谷川龍一
32 番 秦 眞治	

不応招議員

16 番 竹内 孝治

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	上田	晴基
市民健康福祉部次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部総括マネージャー心得	堤	文男	環境経済部総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	荒川	貴之

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午前9時00分) 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員31名、欠席議員1名。欠席議員は、第16番、竹内孝治君であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は11日と同様でありますので、配付を省略させていただきます。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(秦 眞治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第21番、田中榮太郎君、第22番、林 克君を指名いたします。

(日程第2)

議長(秦 眞治君) 日程第2、11日に引き続き、一般質問を行います。

質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第15号、第30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

まずはじめに、指定管理者制度について質問いたします。

2003年6月に地方自治法が改正されまして、地方自治体の公の施設の管理に対して指定管理者制度が導入されました。この内容は、これまで地方自治体の公の施設の管理は自治体が出資している団体あるいは公共団体もしくは公共的団体に委託することができると言われていました。今回の改正では、法人その他の団体であっても、地方自治体が指定すれば、管理できる内容となります。つまり、公の施設の管理に民間の株式会社も参入できるということであります。今回の改正の背景は、小泉改革の柱であります。民間の参入でコスト削減を図ろうというものであります。しかし、この管理者制度の問題点は多く、本来住民福祉に供する公共・公的施設が法人の株式会社に指定管理され、営利が優先される中で、住民本位の施設となるのかどうか、これが見極められなければなりません。今後、本市でも条例制定が行われますが、実施にあたり、提案も含めまして質問を行います。

まず、1点目でありますが、この指定管理者制度の導入は、一部の施設を除き、基本的にすべての公の施設が対象になります。まず、基本的な考えでありますが、先ほど言いましたように、本来、公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であることが地方自治法に規定されています。よって、条例制定の基本を、住民の利益を基本に策定することが必要です。

そこで、指定管理者を、住民サービスに否定的な影響が予想される利潤優先の民間企業でなく、社会福祉法人や非営利団体とすることを条例で規定することです。つまり、条例制定では指定管理者の対象の基本を民間営利会社中心ではなく、公共団体及び公共的団体にすべきと考えますが、当局の制定にあたっての見解を求めます。

2点目は、とはいえ、法律の改正では民間営利企業も参入を認めているところであります。問題は、営利団体に管理が代行されると、多くの場合、住民サービスに否定的な影響が出ることも予想されます。この事態を避けるため、条例を定めるにあたりまして、施設の利用条件、利用料、施設運営の管理と実態などが議会や市民に明らかになり、公正で市民本位のものになることが必要です。

そこで、1点目に、本市の場合、指定管理者制度対象の施設は幾らあるのか。そして、

条例そのものの制定は通則方式か、各施設管理条例ごとなのか。

2点目に、指定管理者は議会承認が必要となりますが、議会のチェック機能として、事業計画、選定理由、業務内容などを明らかにされることが必要と思います。また、市民の要望が反映される規定を盛り込む内容が必要と考えますが、これらについてどう考えておられるのかをお聞きいたします。

2点目に、「市民窓口」サービスの存続と充実について、お聞きいたします。

合併で新市が発足しまして6カ月目に入っています。同時に4月には新年度になるわけですが、この問題で、合併協議で旧2町の調査結果に基づき、17年度、また18年度以降実施される市民サービスの問題についての質問であります。

1点目は、現在、中主・野洲の両庁舎で実施されております「市民窓口」サービスについてであります。

このサービスは、合併により医療、福祉、建設関係などの主な部署が本庁舎に、また、環境経済、教育委員会などの関係が分庁舎に配置されました。おのおの市民が不便を来さないように、一定の相談や申請が各庁舎でできるようにと、「市民窓口」サービスが行われているわけでありまして、一定の役割を果たしているのは事実であります。それでも市民窓口では対応できないで、本庁舎なり、また分庁舎なりに行くように求められる例が発生しています。これはこれで改善の検討が必要であります。基本的な問題は、2町協議ではこの「市民窓口」サービスは当分の間の実施とされ、いずれ廃止することを決めています。もし廃止されると、旧両町の市民は本庁舎なり分庁舎なりに行かなければなりません。

この問題で私ども日本共産党が実施しましたこの間の全市民に対するアンケートでも、9割に上る市民が「必ず存続してほしい」と強い要望が寄せられています。例えば4月より市内循環バスが全市拡大されますが、それでも、全体として交通手段を持ち合わせていないお年寄りや子どもなどが仮にこれを利用しても、一つひとつの相談や申請が半日仕事にもなります。この問題は合併後の市民サービスの基本的な問題でありまして、合併前の説明会などでは「サービスは高い方に」とも言われていたわけでありまして、存続・充実の改善こそ必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、水道料金の問題です。

水道料金につきましては、これも2町協議で、18年度から統一するとされています。ここで問題になりますのは、現在、2町間の水道料金には大きな開きがあり、このままで

は調整後、旧中主町では大幅な値上げが予想されています。このことは、合併協議会が明らかにされたシミュレーションでも示されています。これによりますと、平成14年度ではトン当たり供給単価が、中主町で117円36銭、野洲町が137円29銭であります。約20円の差であります。これに基づいて平成18年度の統一料金の試算では133円41銭となり、中主町では16円5銭の値上げとなります。

この点については中主町時代の議会でも質問いたしましたが、答弁では「これはシミュレーションであり、今後、経営努力を図る」とされていました。しかし、当時も言いましたが、幾ら経営努力しても、もともと旧2町での水道事業の運営についての基本的な違いがあります。旧中主町では自己水中心でありまして、南部用水の受水が少なく、一方、野洲町では今50%を超えています。これらを含め、野洲町では資本投資比率が大きく、どうしても供給単価や資本費が高くなります。このことは、多少の経営努力をされても軽減につながらないものであります。

以上、簡単に述べましたが、1点目に、これまで行政が行っていた経営努力の基本点は何なのか。

2点目は、私は、2町合併で水道事業も統合されるわけではありますが、だからといって、旧中主町の水道料金が大幅に値上げされることについては容認できないものであります。どのような対策をとられるのか、お聞きいたします。

最後に、イオンの問題についてであります。

本定例会では、この問題ではいろいろ議論されましたが、しかしながら、市としての考え方や方向が明確ではなく、私は問題点を整理し、改めてお聞きいたします。

そこで、市長は2月10日の市議会の説明会で、企業誘致の目処がないこと、年間約3,000万円の一般財源投入を避けること、また旧中主町地域の活性化等々を理由にして、市長の責任で2月中に決断したいと、誘致の方向を明らかにされました。ところが、その後の新聞報道や商工会との協議を経て、後日の全員協議会ではいわゆる決断の保留を表明しました。しかし、その一方で、当初予算は誘致を前提に借地料を予算化されています。このように一貫性がありませんが、私は、将来を見据えた行政としての検討が不足していること、また、地元商業者や市民の理解・同意の関係も含め、こういう状況になったと考えます。

そこで、質問ですが、1点目にそもそも論ではありますが、これまで指摘してきましたように、説明では大型商業施設の誘致で旧中主町地域の活性化につながるとも強調されてい

ますが、反面、リスクの大きいことへの懸念、この問題であります。市長は先週の私の質問に対しまして「マイナス面ばかりをなぜ言う」と言われましたが、まちの将来に関わることでありますから、私は市長のように安易に考える立場ではありませんので、もう一度お聞きいたします。

今や全国の大型店が十四、五年前の約2倍になっています。反面、売り上げは伸び悩んでいます。議会説明会では、イオンの経営は順調と言われましたが、決してそうではありません。イオン本体事業の利益はここ一、二年、大幅な減収です。決して市が予定している20年間の営業となる契約どおりにはならないことも十分考えられるわけであります。事実、誘致により、あげくの果てに撤退、まちの崩壊の可能性のリスクも十分予想されるということを認識した中での検討も十分必要であることを主張しているのであります。改めて将来のまち、また、まちの活性化等々、これらについての見解、そして市長としての確信についてお聞きいたします。

2点目に、予定しているイオンとの契約内容であります。いざ撤退時、市民にとって大きな損失が予想されます。例えば敷金は約5,000万円です。10年以内に撤退すれば返還は必要ないと言いますが、これは余りにも安い担保であります。また、20年後の借入金残高は約12億円ですが、しかし、金利が1.5%になれば2億7,000万円も利息がふえます。一応最大金利負担可能額については3.7%まで可能とされていますが、私はこれももともと机上の議論と考えます。いずれにしましても、余りにもイオンに有利な契約内容を検討されていると思います。この点についてどう考えているのか、お聞きいたします。

3点目に、地元商業者や市民全体、とりわけ周辺住民への理解や対策、この問題であります。地元住民の間では、24時間営業や交通環境など、今、不安が高まっています。しかし、今なお、これまで議会答弁がありましたように、地元には全く説明されておられません。また、地元商業者についても同様であります。地元商業に対する基盤強化への補助策を強めることはもちろんであります。例えば24時間営業の短縮や、商品の品目規制など、諸問題に対してもっと行政が考えをきちっとしたものを持つ必要があると考えます。

また、この件では11日の藤下議員の質問に対して、地元商業への影響について、イオンは18万種の品種で多種多様、これによりイオンへ消費者が集まり、この集客力を地元商業者が生かし、利用することができる旨の答弁がありました。しかし、イオンが来るから地元商業が大変になる、こういう不安が出て、その対策を求めているのでありまして、

にもかかわらず、何ら根拠のない無責任な抽象的な分析しかできないことは残念であります。

以上、問題点を述べましたが、改めて地元商業者や住民への対策などをどう考えておられるのか、お聞きいたします。

最後に、私はイオン以前の問題としまして、この工業団地そのものの法的正当性や、一企業への公金による橋設置の問題をそれ以前に解決するよう求めてまいりました。この件では、昨年12月議会で市長は年内に解決することを表明されておりました。ところが、その後、解決されていないと聞いております。市民の行政に対する不信が強まっておりますが、早期解決が必要ですが、事態膠着の理由と今後の対策について、お聞きします。

以上、一般質問といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。大変ご苦労さんでございます。

ただいま小菅議員の方から4件の質問があったわけなのですが、これは部長にそれぞれ対応していただきますが、ただ、気になりますことは、4件目のイオンの問題の中で、市長の責任で2月中に決断したいと言ったのではないかと。また、後日の全員協議会で決断の保留を表明したのではないかと。これは少しもしていません。また、発言に一貫性がないと。こんなことは言っていません、私は。どこからこんなことを思っておられるのですか。

申し上げますが、2月中に決断したいということは、3月3日に特別会計の予算を提案すると。その提案の内容は、大型小売店に貸与して収入を見込み、利子と元金を返還する予算になっていますから、ここではっきりと申し上げて予算を提案しますよと、こう申しているのです。そして、決断の保留とおっしゃるけれども、2月22日に商工会の幹部の方とお会いして申し上げましたが、これは1年間で凍結してくれと言われた。それはできませんと。1年間待っても行きますよと。それだけは時間の無駄ですから、これは行きますとはっきり申し上げています。ただ、そこで我々にもいろんな考えがあるし、また、町としての施策をどうするかという問題もあるし、若干時間をいただけないかと。向こうの言い分なのです。だったら、6月に定例会があるので、それまでそれは待ちましょうと。こういうことで、決断についてはずっと決断していますので、ご了承いただきたいと思えます。あやふやなことは少しも申していません。よろしく申し上げます。

あとは部長に答えていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。

小菅議員の指定管理者制度の導入について、お答えいたします。

議員のご質問にありましたとおり、平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人及び公共団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され、これらの団体に加えて幅広く民間の事業者を含んだ、地方公共団体が指定する者が管理を代行する指定管理者制度が創設されたところであります。本市におきましても現在、内部で実務者会議を設け、導入を検討しているところであります。

第1点目のご質問であります。法の改正で、指定管理者となり得る者は法人その他の団体とされており、特段の制約を設けず、民間事業者も指定管理者となれるものとしていきます。公募に際しては、法の趣旨に基づき、できるだけ多数の団体に申請のチャンスを与えたく考えておりますが、もちろん選定にあたりましては住民の平等利用が確保されること等の選定基準を設け、より適切な団体を選定してまいりたいと考えております。

2点目のご質問であります。指定管理者制度対象施設であります。総合体育館や文化ホールなどの施設から地域ふれあい公園等の施設まで含めまして、現在のところ、241の施設となります。

条例の形式につきましては、先ほど申し上げました実務者会議において今種々検討しているところでございます。

次に、条例に基づいて指定管理者の指定を行おうとするときは、議員ご指摘のように、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされており、選定理由等を含めましてご報告申し上げ、ご審議いただくこととなると考えております。

また、市民の要望が反映される規定につきましては、各施設の特色に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の「市民窓口」サービスの存続と充実について、お答えいたします。

現在、野洲市の組織・機構における市民窓口に関しましては、第7回合併協議会、協議第23号にて確認された「組織及び機構の取り扱い」に基づき、窓口業務など、住民サービスが低下しないように十分配慮するため、設置させていただいたものであります。市民窓口の現在の状況を見ますと、私どもも心配しておりましたが、大きな混乱はなく、トラブルは発生しておらず、ある一定の役割を果たしていると認識しております。その上で、市民サービスの向上と簡素で効率的な組織運営を目指しまして組織・機構の改革を行う予

定であります。

まず、本庁舎の市民窓口につきましては、その機能を市民課に包含することでサービスの向上を図る予定であります。また、分庁舎の市民窓口におきましては出納権限を与え、例えば市民が証明発行サービスと料金等の支払いを求められた際、一元的に取り扱えるような改善を考えております。

次に、証明書発行業務ではなく、個別の相談を要するサービスについてであります。要件に応じて各庁舎へ直接出向いていただく必要がありますが、交通手段を持ち合わせていない市民の方々への配慮が必要であると認識をしております。このため、本庁舎、分庁舎を連絡する交通手段を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） おはようございます。

それでは、3点目の水道料金の調整について、お答えいたします。

水道料金につきましては、地方公営企業法のもと、公正・妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとなっております。このようなことから、合併後については、職員数の減や上下水道システムの一元化によるコストの縮減等、より効率的な運営に努めているところであります。

また、給水事業においては、常に安全で安定した給水事業の展開を旨に、休日における職員の張り付け等、市民サービスの向上に努めているところであります。

一方、施設整備については現在、野洲市上水道経営計画策定業務を進めている段階であり、平成17年度予算においては、必要最低限の施設整備事業を継続することにとどめ、企業債残高の減少等に努めているところであります。

今後、統一料金については、施設整備計画等を確定し、上水道運営委員会で十分な審議をしていただき、議会にお諮りしたいと考えております。今後も、経費のさらなる抑制や堅実な事業計画を樹立し、極力料金の低減を目差してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） おはようございます。

それでは、小菅議員さんの4点目のイオンの誘致について、ご回答させていただきます。

まず最初の大型商業施設誘致の是非についてでございますが、大規模小売店舗の受け入れに関しましては、大規模小売店舗の持つ強力な集客力は周辺地域の商業機会の拡大を促進し、大規模小売店舗を中心に商業集積が進むものと考えております。その結果、近くで日々の生活用品を購入することができる利便性の高い地域として住宅地の価値も相乗的に向上するものと思われ、副都市地域としての活性化が進むものと考えます。また、将来的な市街化区域の拡大につながるまちづくりに有益な施設として期待しております。

イオンの経営が順調でないのご指摘であります。イオン株式会社の2005年2月期の中間決算では、売上高、売上総利益、営業総利益とも増加しておりますことから、営業利益の減少は販売費及び一般管理費の増加が原因であると考えられます。

続きまして、2点目の契約内容に関してでございますが、撤退時に財政的にも大きな損失が予想されるとのご指摘でございますが、乙窪工場団地が有効に活用できていない現在こそ、今まさに大きな財政的損失が発生しているときと考えます。そうした中で、現在の損失の発生並びにその増加をいかにして計画的に削減するかが重要であります。

契約内容が余りにもイオンに有利な内容とのご指摘でございますが、先日の藤下議員に回答いたしましたとおりでございます。

続きまして、3点目の周辺地域の理解と対策についてでございますが、これも藤下議員に回答いたしましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、イオン自体への規制についてでございますが、小菅議員ご提案の商品の品目規制は法の趣旨に反するものでありますので、無理なことと考えております。

最後に、橋の件に関してでございますが、まず、正当性に関しましては、前回の定例会でご説明いたしましたように、正当な設置であると考えております。

橋の有償譲渡に関しましては、前回の定例会以降、相手企業と条件整備についての協議を進めているところでございます。解決に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前9時27分 休憩）

（午前9時28分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅議員。

30番（小菅六雄君） はじめに、そういう答弁の姿勢だからこそ問題があるということとを指摘しておきたいと思います。

それでは、再質問を行います。まず1点目の指定管理者制度であります。私の質問の趣旨は、部長も若干言われましたが、もちろんこの指定管理者制度を導入されるにあたりまして、住民サービスが維持されるのかどうか、あるいは指定管理者の指定にあたりまして市民の要望や、また議会のチェックは保障されるのか、こういう観点からお聞きしたわけでありまして、それで、安易に民間会社への委託が行われれば、もちろん利益優先でサービスが後退するということもありますので、例えば全国的にはもう条例制定しているところも多いのですけれども、例えば横浜市の場合なんかを見ますと、民間営利会社も指定管理者に指定はされているわけでありまして、例えば福祉施設ですね、保健センターとか福祉センターなどはやはり営利の対象にしないため、条例そのもので非営利団体や福祉法人に限定しているのです。だから、この点、やっぱり慎重に検討すべきということをおもうのです。

だから、そういうことで、具体的に個々の条例か全体条例かわからないですけれども、施設について、とりわけ福祉施設とか、市民の福祉に関わる部分については民間企業を除くとか、そういうことが考えられるのかどうか、お聞きしたいと思うのです。

それと関連してであります。学童保育所の問題なのですけれども、これも指定管理制度の対象になるわけでありまして、ご承知のように、この間、行政とか保護者とか指導員とか社会福祉協議会の協議と努力で今回、社会福祉協議会委託へのルールが敷かれたわけでありまして、先ほど部長は公募で決めるということを言われましたが、今言いましたように、ルールが敷かれたばかりの中でこれを安易に公募で決めれば、運営したばかりの学童保育所が混乱いたしますので、これは先のことであります。十分な検討はこれも必要だと思っております。そういう意味で、私は社会福祉協議会への委託を存続すべきだと思っております。その点について、条例制定は先であるが、今ある問題も含めて、例えば学童保育所の件を言いましたが、どう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、「市民窓口」サービスであります。さっき言いましたように、私どもは今アンケートをとっているわけでありまして、合併で期待すること、改善してほしいという意見もお聞きしているのですが、今後の市政に期待することは、やはり福祉、医療、高齢者対策の充実、これらについてはかなり多くのご意見がありました。それで、次に多かったのが、何かとやっぱり不便になったことがあるということで、「市民窓口の現サービスは存

続してほしい」、そして「対応できない部分もあるので、充実してほしい」、これが一番多かったのです。

一方、合併してよかったこと、「住所の表示が短くなって、手紙や申請書の記入が楽になった」、これが一番多かったのです。私はこれはこれで結構だと思うのですが、合併してよかったのはこれが一番の理由では私は余りにも寂しいと思うのです、住所が短くなったというのは。これは余談であります。

だから、いずれにしましても、期待していること、改善してほしいことは、やはりいろいろあると思いますが、公共料金の問題もありますが、「市民窓口」サービスを存続してほしい、これは旧2町の市民一緒だと思うのです。だから、例えばこういうことが言われているわけですが、「支所に行くと、何かに付けて一度に事が運ばない。職員に言う『これは本庁舎だから』とか、また『今、係がない』と言って、二、三回出向いたことがある。何のための合併だかわからない」、あるいは「今まで旧役場でできたことが『課が本庁に移りました』と言われ、そのときは解決できたが、これからどうなるのか」、あるいは「何かと本庁舎まで行かなければならなくなった。行ったけれども、対応が悪かった。もっと市民のために親切に説明してほしい」、あるいは「今までなら町役場で職員さんとも顔馴染みで話がしやすく、場所も近かったけれども、市になって市役所が遠くなったことで不便になった」。もちろん両窓口の職員はそれなりに親切に対応されているとは思いますが、こういう声が出るのです。

だから、先ほど答弁されましたが、やはり高齢化の中で交通手段も必ずしも整備し切れていないと思うのです。やっぱりこれは切実な問題だと思うのです。そういう今の声も含めまして、これに応えるべきであります。先ほど若干今後の方向についても述べましたが、完全存続とより一層の充実、改めてその意思をお聞きしたいと思います。

それに関しまして、5カ月が過ぎたわけですが、窓口の利用状況について統計をとっておられると思いますが、両窓口の件数、そのうち対応できた件数とか、できなかった件数をつかんでおられるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

3点目の水道料金の問題ですが、配付させていただきました資料ですが、先ほど答弁いただきましたが、今後、一元化等、それから職員減のコストとか、あるいは今後経営計画を策定するというところで、基本的な質問に対する答えをいただかなかつたわけですが、それで、先ほどお渡ししました資料を見ていただきたいと思いますけれども、これまでの2町の水道会計を分析したわけですが、資料の左下の表、ここに12年

間の供給単価、供給原価、資本費を比較しているわけでありますが、供給単価は、でこぼこはありますが、近年、野洲町が平均20円ぐらい高い。供給原価は、これも野洲町が10円から20円高い。それに対して資本費、これも平均野洲町が高い推移。

それと、資料の右上の表であります、合併協議会のシミュレーションで示した予想は、平成14年度の供給単価を基礎にしてシミュレーションを出されているわけでありますが、中主町が117円36銭、野洲町が137円29銭、19円9銭の差。しかし、単価は15年度、16年度、この右上の表を見ますと、より一層広がっていますね。16年度は半期決算であります、2町の差が21円55銭ですか、広がっているわけですね。ここから見ましても、料金統一となれば、一層旧中主町は高くなる可能性があります。

それと、資料の左の真ん中でありますが、なぜ野洲町の単価が高いのかの分析なのですけれども、1点目は、やはり南部用水の受水費、これが原因だと思いますけれども、旧中主町は給水総量に対して県受水は13%、野洲町は50%を超えて58%になっていますね。これによってやはり営業費用に対する受水費の占める割合、中主町では16%であります、野洲町では48%、このことにより必然的に高くならざるを得ない。もちろんこれまでの旧2町、野洲町においても、必要性あつての水道事業運営をされているのだから、それそのものを必ずしも否定するわけではないけれども、結果としてこういう形が出ているということですね。

これらを見まして、2町の水道事業の基本がやっぱり違うわけですから、経営努力と言われましたが、されても容易には下がらない。つまり逆に言いますと、さっき言いましたように、このままいくと中主町の大幅値上げは避けられないと私は思うのです。そういう意味で、今後の経営努力なり経営計画と言われましたが、それなりに、合併しても半年ぐらい経つわけですので、行政の言う経営努力の基本なのか、やはりこの場でも方向を出さないといけないと思うわけでありまして、今言いました点を踏まえて、何が課題なのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、今後の方向で、自己水、やはりこれの保全と維持に努力することも大事だと私は思うのです。今後、県水比率を高める計画があるともお聞きしているわけでありますが、もちろん一定必要がありまして、南部用水、県水そのものを否定しませんが、やはりおいしい自己水を基本に据える事業計画を行う、このことによって単価値上げを抑制するべきだと思うのですけれども、その点についてどうなのか。

3点目には、やはり県水は高い。単価引き下げを県に申し入れるべきだと思うのです。

県下企業庁の各用水で唯一累積黒字を出しているのは南部用水でありますね。そういう意味で、水道料金引き下げにつなげるために、企業庁に引き下げを申し入れる姿勢があるかどうか、この点を質問というか、確認しておきたいと思います。

最後に、イオンの問題であります。基本は行政として大型商業施設の進出に対して明確な方針がやっぱりまだないと思います。市長はマイナス面ばかりと言いますが、そこがないから問題だと私は思っているのです。

何点かお聞きしたいのですけれども、例えば24時間営業の問題、これは地元商業もそうですし、周辺自治会もそうですし、青少年問題の関係でもそうですし。今、野洲市では西友が24時間営業をされておりますが、近隣の住宅、中主町の場合ですけれども、錦の里団地の皆さんから今強い不安の声が出ています。これは当然だと思っております。西友でも、夏場中心に子どもがやはりたむろして酒を飲んでいたというのを私は聞いたことがあります。それで、市長部局に聞いてもこの問題になかなかきちっと答えてもらえないのですけれども、しからは、教育委員会としてこの24時間営業に対してどう受けとめているのか、私は一度聞きたいと思っております。市長は、教育に金を出す、口は出さないとっておられますので、よって、市長に遠慮することなく、青少年の問題の立場から、この24時間営業に対してどう考えておられるのか、答えていただきたいと思っております。

2点目に、住環境、地元商業対策の問題であります。商業対策したとしても、まちづくりの面から見ても、再三言っていますように、市としての方針、言葉をかえれば、規制、規定などもやはり設けるべきだと思っております。そこから住環境、交通対策、地元商業対策、まちづくりの観点をつくるべきだと思っております。

これも若干紹介しますが、尼崎市は商業立地ガイドラインをつくっておられるのです。これは市内を3つの商業地域に分けて、各地域ごとに、出店できる大型商業施設の規模を決めておられるのです。例えば住宅と工業の共存地区では店舗面積は1,000平米以下に。こういうことまで決めておられるのです。

同じく堺市、特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例というのを定めているわけなのです。この条例の目的は、住環境の保護であります。よって、出店の地域と規模によって深夜営業を規制しています。中身を見ましたら、住宅地域は店舗面積が、ここで言うなら、周辺の錦の里団地がある、西河原の住宅があるということも含めまして、住宅地域は店舗面積500平米を超えると午後10時まで、混在型地域では店舗面積1,000平米を超えると11時まで、商業地域では午前0時までと決めておられるのです。

やはりこのように自治体として総合的に条例も、あるいはガイドラインもつくって対策をとっておられるのです。そういうのが野洲市には全然ないというか、見えてこない、聞いても答えないと私は言っているわけでありまして、そういうのを考えることなく、どうぞ来て下さいと言っているのか、お聞きしたいのです。言葉を変えれば、こういう対策を条例制定とかを含めて考えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

最後に、地元商店への具体的支援であります、商工会、あるいは商店にも議会に対しても、納得できる市としての対応が必要だと思っております。支援策実施と言うなら、例えばテナント制度も言われておりますが、現行の法律では、大型店が破綻したとき、テナントの敷金、保証金、撤退したときに返済を保証する規定がないのです。これも自治体によっては、そういう不利にならないように検討されているところもあるのです。

言いたいのは、入居時の契約にこういう保護させる契約、そういう立場、それを大型店と、そこに入る地元商店との間に任せず、市としての方針を持つ。あるいは、今回、市でも、地元の商店への、商業への建設の補助、利子支援などを言われておりますが、それでも、今日の状況を見ますと、そう簡単に単なるそれなりの支援では太刀打ちできないのです、大型店には。そういう意味でも、具体的に見えてこない。どういう支援策を考えておられるのか、もう一度もうちょっと踏み込んで答えていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今幾つか、何点が言いましたが、やはり行政が、部分的によっては教育委員会が指導的な役割を發揮してこの問題について対応することが必要だと思っておりますが、もう一度お聞きします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の指定管理者制度の導入についての再質問でございますが、議員がご指摘されるように、住民サービスは維持されるのが当然でございます。議会のチェックも当然この法の趣旨に基づいて、先ほどお答えしましたとおりでございます。

なお、具体的内容につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、実務者会議で今現在検討中でありまして、議員のご意見にありますように、先進事例を十分検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

続きまして、市民窓口についての再質問でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、私どもの方では、証明発行については順調にしている、ただ、個別の

相談を要するサービスについて若干問題があるという考え方をしています。そのために、先ほど申しましたように、本庁舎、分庁舎を連絡する交通手段を検討してまいりたいということで再回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） それでは、回答ですが、まず、経営努力はどのようなことをやってきたかということですが、まず職員の数ですが、これは決算書におきましては13人が12人と、1名減ということですが、他に嘱託、臨時職員2名も減になっております。

それから、企業債残高につきましては、15年末が34億円から、16年度末は33億円、17年度末は32億円ということで、必要最小限に投資を抑えさせた結果、このように減少しております。

それから、料金システムの経費ですが、合併によりまして上下水道を一本化いたしました。この分で経費が2分の1になっておりますので、約580万ほどの減の効果が出ております。

それから、昨年、15年のシミュレーションでは、純利益ですが、15年の純利益を約970万円、16年度の純利益を200万程度想定しておりました。これが、先ほど申し上げました経営努力の結果によりまして、15年度の純利益が約2,000万、16年度におきましては、上期ですが、4,000万です。これが年間予測で6,000万くらいになるものと考えております。この中で建設改良事業等、今後精査しまして、先ほど申し上げました経営計画もこれからございますが、今後もこれくらいに近い利益が見込まれるものと想定しております。この料金を充てまして、中主の負担が少しでも軽くなるように調整を図っていきたいと考えております。

それから、次の県水の比率ですが、旧野洲町の方では先ほど50何%でしたか、野洲の計画としましては自己水を6、県水を4ぐらいに将来的に持っていきたいということで、井戸の更新等を進めていきたいと考えております。地下水につきましても、いろいろありますように、地下水も今は安全でなくなっておりますので、また危機管理を考えまして、今、野洲は6・4ということで、中主も自己水が2で2対8ですね、この率につきましてもまた新市の方でどのぐらいが適正な数値かを検討していきたいと考えております。

それから、県水の単価の引き下げということですが、野洲の市長が、南部用水の受水市長の連絡協議会があるのですが、そちらの会長ということで、この2月にも野洲市長をは

じめ、関係の湖南、それから甲賀の方ですが、市長がそろって要望活動をしているところ
です。こちらにつきましては、耐震計画とか、それから、施設が20年以上経っております
ので、施設の更新計画となりますので、要望は行っておりますけれども、なかなか要望
にはつながっていない状況でございます。また今後も引き続き要望活動を進めてまいりた
いと思っております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 小菅議員の2点の質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の学童保育所の件でございますが、委託を存続すべきではないかとい
う点でございますが、これについては、公的な施設というのは今後、直営か指定管理者制度
のどちらかということになりますので、今、総務部長がお答えしましたように、各施設の
設置条例に規定をいたしまして分離型で検討するということを言っておりますので、今後
この点については十分検討をしてみたいと思います。

それから、もう一点目の市民窓口の件数でございますけれども、まず、本庁の方の市民
窓口の件につきましては、10月から2月までの集計でございますが、環境関係で1,7
50件、転出入のごみのカレンダーの配付等が一番多うございます。それから、上下水道
関係では502件、学校関係では201件、商工観光関係では50件、農政関係では52
件、その他が81件で、10月から2月まで計2,295件を本庁の窓口で行っております。
いろいろ最初、10月ですけれども、市民の方も少し戸惑いがございましたけれども、
徐々に落ちついておりまして、現在のところ、大きな問題は発生しておりません。

それから、分庁舎の方の市民窓口の処理件数でございますが、分庁舎の方は特に住民票
の関係等がございまして、それに関する相談が同じく10月から2月までで6,017件
ございます。それから、届け出の受け付け関係では同じく2,000件ございます。また、
その他の課の業務、社会福祉関係とか児童関係、高齢者関係、保険年金関係が合わせまし
て1,597件で、計9,614件という状況でございます。当初やはり10月に開設い
たしましたときは、分庁舎と本庁舎のいろいろな役割というのが少し十分徹底していない
ところがありまして、戸惑ったところもございまして、徐々に落ちついているとい
う状況でございます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 小菅議員さんのイオンの件の再質問でございますけれども、何らかの規制の対策について、そうしたことはできないのかというようなことでございますけれども、例えば24時間営業の短縮についてご質問いただいたと思いますけれども、24時間の営業のスタイルにつきましてはイオンの基本的なスタイルということで、短縮の方は難しいかなというふうに思いますけれども、開店後のそうした状況によって、またあるいは地元との大店法の関係の協議の中でそうしたこともあり得るかなと。ないことはないということではございますけれども、そうしたことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、品目の関係で質問があったと思ひますけれども、これにつきましては、大店立地法の13条の中で「地方公共団体は小売業を行うための店舗の立地に関し」、途中省略でございますけれども、「地域的な需給状況を勘案することなく規制することはできない」というようなことになっておりますので、この法律の趣旨を尊重して行われるものというふうに考えております。

あと、撤退の関係でございますけれども、イオンの基本的な事業借地権方式は契約期間20年ということでございまして、10年経過した後にはイオン側が見直しをできるというようなことになっております。こうした途中解約に関しましては、将来に対するリスクとして、すべての出店に関して必ず付けている事項と聞いております。仮に最短の10年で撤退されたと仮定した場合は負債残額は約20億円となりますことから、土地の分譲価格を下げるができますので、そのときの社会情勢や経済情勢を踏まえ、多様な利用が検討できるものというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

あと、青少年の関係につきましては、教育委員会の方でご答弁します。

済みません、地元商業者の支援策でございますけれども、先日の質問の中でもご答弁させてもらっておりますように、現在、商工会商業部会の方で意見調整をまとめられておるところでございます。当然、市としましても地元商業者等につきましては支援策は検討していきたいということで現在検討しておるというような段階でございます。先日、市長の方からも言われましたように、逆に商業者の側から望ましいそうした支援策のご提案等もいただけたらありがたいかなと。そしてまた、議員さんの方からも提案いただきましたらありがたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 小菅議員の再質問にお答えします。イオンの進出に関わります青少年の関係でございます。

現状をまずご説明申し上げます。野洲市の青少年育成市民会議が主催します「愛のパトロール」、これは年間40回行われているわけですが、今、北口のコース、それから平和堂のコース、それからマルゼンのコースというふうに分かれて進めてもらっておりますが、イオンが進出ということになりますと、コースをふやしていく、こういうことでございます。

それから、関係者の申し合わせ事項ですが、基本的な事項としまして、いわゆる大店舗は万引きをさせない。陳列もきちっとやる、警備員も置く、こういうような申し合わせができておりまして、あと、青少年の健全育成に関わるものは、たくさんの団体がございませうけれども、子どもたちに声をかけて子どもたちの健全育成を見守っていくといたしますか、そういうような立場で役割分担をしていると。ちなみに、「愛のパトロール」に参加をしています団体等につきましては、補導員、地域安全指導員、それから各種団体は10団体でございます。それからPTAが、高等学校も入れまして、小・中・高と入れまして10単Pでございます。それから、教職員、教育委員会少年センターあたりがチームを組みましてパトロールをしている、こういう状況でございます。イオン進出に伴いまして、その対応は準備を今しつつある、こういうことでございます。

議長（秦 眞治君） 小菅議員。

30番（小菅六雄君） 最後、イオンから質問いたします。

教育長は「愛のパトロール」とか、そういうのは全然否定はしないのですけれども、これまでのご努力も含めて当然否定はしないのですけれども、そういう対症療法をお聞きしたのではなく、根本的にやはり子ども、青少年の問題として、そういう環境が安易につくられていいのかどうか。対症療法をお聞きしているのではなくて、やはり青少年の環境問題として、そういう観点からお聞きしているわけでありまして、さっき言いましたように、市長に遠慮することなく、もっと根本的な答弁が欲しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、これは市長、お聞きしたいのですけれども。聞いておられないな。総論的に聞きしたいのですけれども、今、部長が答弁されて、例えば24時間営業の問題をお聞きしましたが、これがイオンのスタイルだと。難しいのではないかと、何とかできることもあ

るかなというニュアンスで答弁されましたが、市としてこういう姿勢がだめではないでしょうかと私はお聞きしているのです。

先ほど幾つかの自治体の例も挙げましたが、何回も同じことを言っているのですけれども、商業対策とか住環境とか将来のまちづくりの観点から、それなりの確固とした方針を持っておられるのです。持つべきなのです。そこから、いざ進出してきた場合に、その方針に基づいてどうなのだ、これは規制をかけなければいけない、これは大いに進めてもらおうとか、そういう姿勢が市長自身も、先ほどの部長やらの答弁を聞いて全然見えてこなかったと理解されると思うのです。

だから、市長にお聞きしますが、もう中身は余り詳しく言いませんが、先ほどいろいろ言いましたが、そういう本来の行政としての対応、検討、本当に策定というか、考えられるのかどうか、市長の姿勢をこの際聞いておきたいと思います。

それと、水道料金の問題であります。一番はじめに言いましたように、野洲は野洲、中主は中主、それに関わる水道事業運営をされていたので、さかのぼって否定するとか、そういう気はないのですけれども、結果として、このままでは中主町がかなり高くなる。それで、先ほど答弁されましたように、職員が1名減ったとか、起債も1億円減ったとか言われましたが、今お聞きする範囲では、とてもじゃないけれども、さっき言いましたように、供給単価の差が逆にまだ広がっているという状況を見れば、統一されれば、水道料金はやはり中主町から見れば高くなると思うのです。そういう意味では、今言われた範囲の経営努力ではだめだと思うのです。それが1つ。

それと、自己水の開発も引き続きしてもらいたいのも言いますが、企業庁に対する水道料金の引き下げを求めるといってもありますが、だから、一番はじめに言いましたように、それなりの努力をしても、この差が埋まるのは一定の限界があると思うのです。そういうことから見て、これまで言いましたように、国の激変緩和の補助金をこの水道会計に一定期間投入するとか、そういうことも含めて対応しなければ、私は何も旧中主町の町民の一人としてエゴを出すわけではないけれども、このまま高くなれば、やはり暮らしの問題からも行政批判が高まると思うのです。だから、一定努力と同時に独自の引き下げの予算措置も含めて対応されるのか。国の補助金も含めてですね。これは市長の政治判断かもわからないのですけれども、市長、どうでしょうね。お聞きしておきたいと思います。

それと、「市民窓口」サービスの件であります。両庁舎の件数を言われましたが、これは旧野洲町の方から見れば、教育委員会サイドが、環境経済部がない、それに関わる相

談の件数を、申請とかを言われたのでしょうか。中主町の場合も6,000と言われましたけれども、中主町の分庁舎にない福祉、医療に関わる相談は1,597ですか、そう理解していいのでしょうか。全体では6,000件と言われましたが。わかりましたけれども、だから、これは双方にない相談とか申請をお聞きしたのは、両方足すと3,800件か900件くらいあるのですね。それだけあるのですね。

それで、さっきアンケートのお答えも言いましたように、行っても、だめだ、向こうへ行けと言われた場合もある、そういうことも含め、やはりこれが、一定今後の方向を言われましたが、なくなったり統合されたりすると大変だと思うのです。バスの方向も言われましたが、もう一度お聞きしますが、今こういう大きい相談の件数を言われましたが、改めてここから見てもやはり現窓口サービスの存続と充実が必要だと思うのですけれども、これも市長に最高責任者としての考えをお聞きしたいと思います。

指定管理者制度でありますがお聞きしたのは、部長も当然市民の立場から検討すると言われましたが、学童保育所の場合、社協委託のルールが敷かれたばかりであります。そういう意味で、安易に公募で決めたりすれば、やはり問題が出てくる。だから、これは基本的に公募をせず決める方向も条例の中で検討すべきだと思うのです。すべて公募方式にされるのか、そこは市としての裁量権で、施設の目的と市民の立場で検討することもあるのかどうか。すべて公平と言って、すべて対象にすれば、逆に市民にとってマイナス部分が出てくるので、そこら辺は法律の趣旨に関係なく、自治体の裁量として市民の立場で考えるべきだと思うのですけれども、その点について、この学童保育所の現状から見て考えられるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 質問されていることはすべて聞いておりますので。目をふさいでいようと、顔を見ていようと。目線を合わせますと、若干私は血圧が高いので、そういうこともございますので、目線を合わせないように目をつぶっていますので、ご理解いただきたいと思います。

臨時議会を含んでこれで3回目の議会で、小菅さんはかなり議員としての経験もお持ちの方で、しかし、何か質問されることが、私はマイナス要因という言葉を使いましたが、それがちょっと気に入らないようですけれども、もう少し、例えば窓口の問題でも、小菅さんは合併に反対だと。だから、こういうことが出てきたということでおっしゃると思うのですが、それを解消しようとするれば、物理的な問題があるのです。

だから、おっしゃっていただいたらよろしい。早く、そんなことをしていないで、特例債を使って新庁舎を建てよと。窓口で市民の皆さんに不自由をかけなくてもいいではないかと。こういう前向きな発想で質問されたいのです。どうするのだ、こうするのだと。これは物理的に無理。合併しても、無駄な金は使わないで、2つの庁舎をうまく使っていいのではないかと、これが基本的な理論でしょう。つくって分かれなければしょうがない、物理的に。これをどうするか。住民の皆さんに負担をかけないようにしようと。

このごろよく出るのですが、米原市ですか、3つの庁舎をお使いなのです、それぞれ分かれて。どうですかと聞いています。私はやっぱり気になります。それはうまくいっている、こうです。その辺はやっぱり市民の皆さんに理解をいただかないといけない。合併して2つの庁舎を使うのだと、こうなったのだから、同じ課を2つに分けるわけにいかないし。だから、その辺のことを含んで質問していただかないと。

イオンのことでもそうです。私はずっと答えています。24時間にしたらどうするのだ、こうするのだではなしに、そういうことのないようにいこうではないかと。オープンしたら、地域の皆さんみんなで守っていいのではないかと。どういう事態が発生するか、私も予測が付きません。そういう気持ちでやってもらわないと、どうするのだ、こうするのだ、ああするのだと言われたら、答えようがないのです。我々もそれなりの自信を持ちながら行政を預かっていますから、悪い方に引用しようというような思いは持っていませんので、ご理解をいただきたいと思います。

指定管理者もそうです。学童保育ばかりをおっしゃっています。例えば文体のことも言ってやって下さい。あれだけの職員がおります。どうするかって、我々に課せられた仕事です。どうしようと内部で検討しています。そうでしょう。だから、そういうことも我々は自信を持ちながら。

それで、もう一つ、地方自治法の言葉の中では「公（こう）の施設」ではないのです。「公（おおやけ）の施設」と読むのです。だから、言って下さることが時々ピントを外れておるときがありますので、地方自治法の上では「公（おおやけ）の施設」、こういうように読むそうですので、ご理解をいただきたいと思います。

だから、指定管理者制度でも十分に検討します。文体でもあれだけの職員さんが今まであれだけの施設を守って住民のサービスをしてくれたのです。それを指定管理制度になってあれがつぶれたら大変なことです、これは。そんなことは十分に踏まえて我々は考えていきたい。

だから、学童保育もしかりです。そういう考えを持っておりますので、ああだこうだと、またマイナスだと言いますけれども、そっちばかりのことを言って下さるから。もっと前向きの、こうしたらいいぞ、市長、こういうようにしろと言ってくれたら、やります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第16号、第29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 大きく3点に分けて質問いたします。

まず第1点目、園・学校給食について質問いたします。

来年度予算で給食センターの建設が計上されています。2カ年計画で総額24億1,658万円となっています。これまで食育、食農の立場や、地産地消や、避難所の炊き出しのためにも自校方式の給食を求めてきました。そして、熱いものは熱く、冷たいものは冷たく、何よりも、子どもたちが喜ぶおいしい給食を求めてきました。自校方式で、働く人の顔が見える給食や、自分たちで栽培したものが調理され、教育として多大な効果を表すことを、他のまちの実績も明らかにし、示してきました。こうした中で昨年、中主町との合併により、格差のあった中学校給食が実施されるということは喜ばしいことがあります。これからの野洲市を担う子どもたちのためにも自校方式の給食を求めたいと思います。この点からの質問をいたします。

第1点目、センター給食の方が安くできるように考えておられるのでしょうか。センターの場合、現時点で約2,000万円の配送委託費が要ります。今回の計画では備品関係も5億4,000万円であり、今後の更新時には同程度のお金が要ります。資料提供を言っていたのですけれども、済みません。数字を今言い出しまして、思い出しました。議長、きのう言っていましたね。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。資料配付を……。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時15分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並享子君。

29番（野並享子君） 済みません。今回の計画では備品関係も5億4,000万円であり、今後の更新時には同程度のお金が要ります。また、広大な用地費が要ります。今回は測量・造成を合わせて1億9,600万円となっています。センターの建設費も設計・備品を合わせて22億2,000万円となります。自校方式で行えば、配送費の2,000

0万円は要りません。用地費の1億9,600万円も要りません。

茨城県古河市の場合は野洲市と同じ7小学校、3中学校です。老朽化したセンター給食を平成17年度から段階的に自校方式に切り替え、20年度には小中学校全校自校方式の給食になります。例えば平成13年度に建設された第七小学校は500人規模で、祇王小学校ぐらいの規模です。給食調理室は250平方メートル、設計が226万円、工事管理が95万円、建設工事5,194万円、厨房設備2,700万円、備品366万円、合計8,592万円です。平成18年度建設予定の第四小学校は300平方メートルの調理室、設計307万円、工事管理214万円、建設工事6,630万円、合併浄化槽で1,000万円、厨房設備4,200万円、備品240万円、合計1億2,590万円です。建物はすべて鉄筋平屋建てで、すべてドライ方式、0-157対応の真空冷却機なども完備されています。用地はすべて学校敷地内です。1校当たり大体1億円でございます。

センター給食の野洲市は、中学校3校、小学校6校、幼稚園6園、保育園6園ですが、1園は自校調理で行っておりますので、5園となります。このうちの200食以上は10校園であります。1カ所平均11億円として、10億円あれば自校方式の調理室の設備ができます。200食以下としては10園ありますが、規模は28人から144人と少ない状況です。調理室、設備、備品など、高く見積もっても、1カ所平均5,000万円として、5億円でございます。合計20カ所、15億円で、全保育園、幼稚園、小中学校で自校方式の給食を実施することができます。センター建設費22億2,000万円より約7億2,000万円少ない金額で済みます。

また、古河市の厨房設備や備品は2,000万円から4,000万円でありまして、10校合わせて3億6,000万円となっております。更新時の経費もそのために安く付きます。また、用地費に関しまして1億9,600万円、これも不要であります。センター方式を採用されるにあたり、こういったことを調査研究されたのでしょうか、お尋ねいたします。

第2点目、災害時の炊き出しのためにも自校方式が最適なことはご存知だと思います。この点の検証をされたのでしょうか。これまでの答弁で、災害時は各学校等の防災倉庫の非常食を使うとおっしゃっていましたが、また、給食センターから運ぶと言われていました。しかし、各小中学校、保育園、幼稚園などが避難所となっております。

先ほど紹介しました古河市では、避難訓練を学校で行い、保護者も参加し、自校給食でご飯を炊き、保護者も参加しておにぎりをつくり、災害時の実地訓練をしたと言われてい

ました。全校生徒と保護者が参加するという事は、トイレの問題や伝達の方法など、課題が見付かり、1年に1度は訓練をしておけば、避難した人がお客になるのではなく、自ら行動を起こせるのではないのでしょうか。新しい住民にとってコミュニケーションは一朝一夕にしてできるものではありません。今回、大型の給食センターを建設することは、野洲市にとって災害に弱いまちづくりになると考えますが、この点の検証はされたのでしょうか、お尋ねいたします。

第3点目、地産地消を進めるには、大規模なセンターでは供給する品目に限界があります。今回、5,700食となれば、これまで以上に搬入の食材が限定されます。食農を進め、郷土の産業を身近なものにしていくことが、将来の野洲市を担う子どもの教育になるのではないのでしょうか。この点をどのように結論し、大型の給食センターを選択されたのでしょうか、お尋ねいたします。

第4点目、5,700食の大量調理のため、加工食品を使わなくてはなりません。手づくりには限界があります。2月2日の給食運営委員会で中主町の給食の報告があります。中学校でリザーブ給食やバイキング給食など行われています。食数が少ないからできるのです。5,700食のセンターになれば、中主の子どもたちが楽しみにしているこれらの給食はできなくなります。この点についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

第2点目は、残土条例について、お尋ねいたします。

野洲市は人権・環境のまちづくりを標榜しておられます。人権については職員も、教育委員会を含めれば28人の体制です。しかし、環境保全に関しての人員配置は2人です。あとは清掃、じんかい処理などが13人です。野洲市はこれまでも山や河川の土手などに不法投棄などがあり、クリーンパトロール隊が来年度予算でも228万円を出し、見回りが行われています。不法投棄されやすいところの監視や、事業所への指導、住民への啓発などを行えるように、また、環境基本計画を実行できるように環境保全の職員を増員すべきと考えますが、見解を求めます。

これまでも小堤の山手に残土ということで、さまざまなものがまじったものが埋め立てられました。民地ということで、住民も入ることができず、県の指導がされましたが、残土は産業廃棄物ではないということで、法律的に取り締まることができませんでした。また、大篠原地先の山林では随分昔に山が削られ、山砂が運び出された後に残土ということで埋め立てられました。まだ法律も未整備だったため、現在の法律では認められない産業

廃棄物もまじった埋め立てとなっています。

今現在、新たに違う方が私有地の山を削り、何十メートルも掘って、そこに残土が埋め立てられています。県は年4回、環境測定をしています。しかし、残土については産業廃棄物のようなきちんとした監視の法律がありません。そのため、県として残土条例をつくっているところがあります。また、県の条例では監視が甘いため、市や町が条例をつくり、山砂の採取や、300平方メートル以上の面積を埋め立てるときは町の許可制にしています。罰則規定も設け、観測井戸の設置や残土管理台帳の作成も義務付けています。地下水が汚染されてからでは遅いため、野洲市でも早急に残土条例が必要ではないでしょうか、見解を求めます。

第3点目、新幹線栗東駅について、お尋ねいたします。

第1点目、新幹線栗東駅の建設費について、県が120億円、栗東市が85億円、残り19億円を近隣の市が出します。野洲市は2億7,000万円という負担調整が今、新聞などで報道されています。しかし、負担金を論じる前に、そもそも栗東新駅が必要なのかが今問われています。促進協議会が出した7,480人の乗降客も、また経済波及効果も大津市を見込んでおり、現実的でないことは明らかです。この点についての見解を求めます。

第2点目、駅舎建設234億円だけが、近隣も含めての調整事項になっていますが、それ以外に新都心区画整理事業296億円や西側区画整理事業205億円、草津線に新駅建設30億円など、積水ハウスの移転補償などを入れれば、総額1,000億円とも1,500億円とも言われています。入り口の負担を小さく見せながら、あとは旧湖南を合併し、30万都市の中で完成する構えでございます。このような膨大な開発事業を野洲市も認めていくのが問われています。見解を求めます。

第3点目、野洲市として今後どのような対応をされるのか、お尋ねいたします。昨年10月7日、読売新聞の取材に対し「栗東駅に対する住民の理解が得られない。県や栗東市が幾ら出し、周囲も負担金を出せるムードになれば検討すればいい」と当時の町長、山崎現市長が答えられています。県や栗東市の負担も決まり、県からも説明がある中、野洲市としての対応が迫られています。しかし、住民に聞いても、誰一人として、草津線に乗りかえてシャトルバスに乗って新幹線栗東駅は利用しないと言われていました。住民が利用しないような開発は無駄な開発です。このような現状の中、負担金は出さないときっぱり表明する必要があります。また、無駄な新幹線開発はやめるべきだと考えますが、見解を求

めます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時43分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁から。教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、野並議員の園・学校給食についてお答えいたします。

まず、1点目のセンター方式と自校方式の建設費用の点でございますが、議員が例に出されております古河市の場合ですと1校約1億円とのことでございますが、昨年、県内の小学校が自校方式による給食調理室を建築された例によりますと、面積が290平米、350人程度の処理能力で、建築及び厨房機器全体で約1億5,000万円であります。本市の場合で比べますと、それより規模の大きい学校が多数占めておりますので、多額の費用が必要になってきます。また、本市の学校の現状を見ますと、敷地内には学校給食調理場を設けられるスペースを持った学校は見当たりませんので、建設に必要な土地を新たに求めていかなければならないという問題も発生しております。

建設費の試算でございますが、統合することにより、集中的な設備投資ができる共同調理場の方が自校方式より安くなります。ちなみに、検討いたしました結果、センター方式では22億7,000万円、これは用地費は含まれておりません。そして、自校方式ということですが、私ども親校方式ということで、幼稚園、保育園を含んだものを資産いたしました。そして、市内に9カ所という形で仮に想定した場合は24億6,000万ということで、約1億9,000万円安く付く結果も試算しております。あるいはまた一方、給食の原材料の仕入れについても、一括仕入れによる効率化により材料費が安く、保護者負担の軽減につながると考えております。

また、完成後の維持管理ですが、ランニングコストにつきましてはやはり共同調理場が安いという試算になり、将来にわたる財政負担は軽減されると考えております。したがって、自校方式による学校給食の実施は考えておりません。

次に、2点目の質問にお答えいたします。

災害時には各学区のコミュニティセンターを中心に学区連絡所を開設し、炊き出し等も含めて対応できるように備えております。また、災害対策本部と連携して学校給食センタ

ーにおいて炊き出しも計画しております。災害時に対する備えは多いほど安心ではありませんが、災害時の炊き出しを理由に学校給食を自校方式に改めることは考えておりません。

次に、3点目のご質問にお答えいたします。

地産地消におきましては現在、中学校給食検討委員会を中心に地産部会で検討してもらっております。野洲市は米・野菜とも豊富な地域でありますので、野洲市で生産された産物をJAおうみ富士などと連携しながら、子どもたちに安全でおいしい農作物を供給できるよう努力してまいります。また、大規模な給食センターで地産地消に成功されている先進地の情報も取り入れながら検討を進めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、4点目の質問にお答えいたします。

旧野洲町では栄養士と調理師が各小学校を訪問して栄養指導を行い訪問給食を実施しております。また、夏休みには保護者と子どもと一緒にできる「ほほえみ料理教室」を実施しております。このように、現在は両学校センターの食数の違いはありますが、それぞれの特色ある給食センターづくりを実施しているところであります。

いずれにいたしましても、新学校給食センターにおきましては、現両学校給食センターで実施しているよいところを精査いたしまして、子どもたちに喜んでもらえる給食づくりを実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 続きまして、野並議員の2点目の残土条例につきまして、ご回答をさせていただきます。

環境保全を担当する職員の増員についてでございますが、野洲市環境基本計画策定に伴う事業量を見極めながら適正な人員配置を行いたいと思います。

また、残土条例については現在、野洲市生活環境を守り育てる条例の見直しを進めているところであります。この条例の中で、土壌や地下水汚染をはじめとする環境対策について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 野並議員の3点目、新幹線の栗東駅についてということでご質問なさいました。

前回2月10日に開催されました関係市長会議で、新駅についての費用の見方、考え方

を説明されました。もともと240億と言われておったのですが、駅舎直接に要する費用が何ぼ、あるいは道路分を除くと234億とか、こういうような説明がございまして、そこでおおむね2分の1を県が負担する、こういう意向が示されたわけですが、こういう機関紙を発行されている団体があるのですが、ここにきちっと負担分は書いてあるのですが、私もこれを見て、ああ、そうかというような理解をしたことございまして、まだここまでの発表はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、促進協議会で利用者数の問題についてアンケート調査等を考慮すると、この数値についてはおおむね妥当な数値ではないかと、こんなふうにも思います。

また、経済波及効果につきましては、これは全体的なことございまして、新駅設置によるところの全県的な効果はこうだというふうに出されたものだと私は理解しております。

2点目の「入り口の負担を小さく見せながら」と、こういう言葉で表現されておるのですが、湖南は合併して30万都市を目指して後で負担させるのと違うかと、そういうご意見をお持ちなのですが、もともと合併に反対される方がこういうことをおっしゃるのはどうかなというふうに思うのですが、少なくとも2町の住民が昨年10月に合併して新市をつくった、この既成事実があるのですから、我々は「小さくとも、自立する新市の創造」をしよう、こういうことございまして、絶対こういうことは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。ただし、湖南地方、あるいは湖南地域という枠組みは、これはやっぱり大切にしながら広域行政を今後も進めていかななくてはならない、こんな思いをいたしております。

3点目の負担金の問題と、新駅が必要かということでございますが、県はああいう形で示されましたが、まだまだ栗東市は、ここにはこう書いているのですが、確たるご返答もなさっておられないし、あるいは議会の中でいろんな異論もありそうございまして、そうした額が決定した後になりの方法で示されてくれば、やっぱり検討はしていかないといけない、こんな思いをいたしておりますし、新幹線は私はもともと湖南地方には必要な一つの駅だと、こういうことを申し上げてきましたし、また、滋賀県の南部地域の発展に必要なものであろうと思いますし、ひいては野洲市にも波及効果が見込まれるのではないかと、10年、20年先のまちづくりを考えるならば、新幹線の駅は必要であろうと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） まず、第1点目の給食の問題ですが、今おっしゃいました、県

内で290平米、350食、1億5,000万円、私が調べました古河市、この古河市の課長さんのお話で、こういう今、建設関係の仕事も大変皆さん、ないという状況の中で公共事業が、高どまりではなくて、やはり今の時代のベースに合わせて、これだけの費用で建設してほしいということを提示すれば、何も高くは付きませんよと。別に手を抜いてあるわけでもないし、きちっとした設備もしている中で1億円前後で済んでいるということをおっしゃいました。

ですから、県内でこの1億5,000万円かかっているというのは、これはやはりそういった部分というのは本当に全園でも、小学校、中学校、保育園、幼稚園でも自校単園給食をしていこうという形になればもっと工夫ができると思います。単に、今、敷地がないということをおっしゃいましたが、この古河市でも、中学校の場合、昇降口を改造しながら、そういう面積も全体的に校内の改造もしながら、そういうものも含めた関係で、これは皆さんに資料をお示ししましたように、1億2,500万のところもありますね。

ですから、いろんな形でその学校学校によって状況が違うので、建設費が違ってきているわけですが、本当にやろうという構えに立ったら、できると私は思うのです。野洲中の場合にしても、今、柔剣道場ですか、あそこから向こう、テニスコート、土俵がありますね。ああいうスペースを使って行って、テニスコートをもうちょっと移動するとか、また、北中も裏側にテニスコートがありますよね。草はぼうぼうで、その管理も大変というような。ですから、敷地がないというようなことをおっしゃるのは、それは、つくろうという構えがないから、そういう状況を思われる。北野小にしても、今、車が入りしているあその駐車場をそのまま駐車場として使おうと思うから、敷地がないということをおっしゃるわけでしょう。ではないと思うのです。どこの学校も給食配ぜんのための車のあの大型のトラックが入りできるだけのスペースがあります。ですから、そういう意味で、今言われた、敷地がないというようなことを言われるのは、現時点を1平方メートルたりとも動かさないという考えに立っておられるのと違いますか。そんなことはないと思うのです。その点はどういう認識で、ないとおっしゃったのか、お尋ねいたしたいと思います。

それと、皆さん方にお配りしましたので、土地と配送費、センターの場合と自校方式、差し引きで幾らという形を出していますが、センターの場合はすべて合わせたら24億1,658万円かかる。自校方式だったら10億円、差し引き9億1,658万円。調理人の場合、これは足りません。今現在、野洲が15人で、中主が12人でセンターの給食の調

理人がおられますが、守山の自校方式を1調理人で試算したときに、1調理人が114食。守山は小学校は自校方式ですので、1調理人が114食つくっておられるのです。この1調理人114食で計算しますと、中主小学校の場合は788食ですから、6.9人、7人の調理人さんが必要です。北野小学校は550人ですから、4.8人、5人の調理人がいられるのです。そういう形でずっと野洲の小中、保育園、幼稚園、全部を計算しますと、三上の第2保育園などは65人ですから、1人の調理人で調理することができるかという、単純な計算でいくと48人必要なのです。そうすると、今現在27人ですから、21人不足している。

人件費をどれだけ見るかということですが、1人平均400万円ぐらいの人件費としたら、8,400万円、今のセンターよりも人件費が高く付くという計算になるのです。今の計画のセンターの場合でいきますと、配送費が2,000万円要りますよね。建設の超過した分が、今、上に書いていますように9億1,658万円、20年返済として利息を0.3%、年275万円の利息と計算して4,858万円、年間の返済となります。それと、厨房備品の費用がありますから、15年ぐらいで更新が必要かなと。それぞれ水回りのものですから、そういった部分で、15年分で分割すると1年間に1,200万円。8,058万円、ほぼ人件費と匹敵するぐらいの費用になります。

ということは、センター方式で1カ所で大量につくって行う部分と、保育園でも幼稚園でも小学校でも中学校でも、自校方式で行う給食というのがほぼ金額的に同じぐらいになってくるといえるならば、教育的な観点からいって、やはり私は自校・自園方式だと思います。センターでつくるよりかは、確実に子どもらに、働いている人の汗を見、自分がつくったものも調理される。地元の野菜やら加工物も利用される。きょうは さんのおばあちゃんがつくった大根ですというふうな形で校内放送も入れられる。すごく食文化、食育教育というのは抜群だと思います。これからの子どもたちにはそういった部分をしていかななくてはならないのではないかと思います。

こういうような教育効果もあわせながら、本当にこの部分の検証を今言われた、県内のそんな高値どまりで高く付くというふうな、そんなのではなくて、そういう部分の検証もされたのかというところがやはり今の答弁ではちょっと不足しているように思いますので、ご答弁をお願いいたします。

小学校単位の防災訓練ですが、学区のコミュニティセンターとか給食センターとか。災害というのはいつ起こるかはわからない。けれども、備えあれば憂いなしということが言

われているように、こういった部分においての小学校区単位での防災訓練、住民を巻き込んだ訓練が本当に必要ではないかと思うのです。今、小学校単位の防災訓練を回り持ちでされておりますね。教育委員会の関係ではないので、違う担当部長に答えてほしいのですが、各学区で大規模な訓練を今、ここずっと回り持ちでされています。そこに参加された地域住民の方が「何をやっているのか、さっぱりわからへん」。お客さんになっているのです。せっかく防災訓練をしたって、住民の方が本当にやった防災訓練で訓練が積み重ねられないというような現状が今起こっているのではないのでしょうか。

そういうことを考えますと、小学校区単位で親子集まって、おにぎりをつくって一緒に訓練にも参加する。消防署も来る。さまざまな部分で、そういった今現時点、小学校を一つのかなめとして毎年積み上げていくということが、やはり何かが起こった場合には大きな力を発揮すると私は思うのです。子どももそういう訓練が積み重なって育っていきますから。避難訓練はクラスごとに今、学校ではされていると思います。私は、この小学校単位の防災訓練は地域単位の避難訓練のあり方をとれば、より地域の住民の方が掌握できるというのか、そういう一つの小学校区としての積み重ねが必要ではないか、こういう形での発想ができないものだろうかという思いでいるのですけれども、教育委員会ではなくて違う、防災の関係からのご答弁をお願いいたします。

また、地産地消の問題で今おっしゃいましたが、今、中主では中主のお米を炊飯していますね。これはセンターになったときに野洲市のお米の炊飯ということになるのでしょうか。まず、その第1点の確認をしたいと思います。野洲は彦根で炊いた県内産のお米ということで、そこに炊飯委託をし、購入していますね。それがどうなるのかという。水口ですか。彦根と聞いていたのですけれども。それを1つお尋ねいたします。

それと、私が言った4点目の、子どもたちが喜んでいるリザーブ給食、バイキング給食、これがなくなるのと違いますかと言ったのですけれども、それに対する答弁がなかったのです。よいところを精査と言われましたけれども、それは全然意味がわかりません。わたしの具体的に言ったことに対する答弁じゃなかったと思います。ここをきちっとした答弁をしていただきたいと思います。

もう一つ、地産地消の問題で、愛媛県の今治市では地元産の麦を使って、100%地元産の麦でパンをつくって学校で供給したりとか、地元産の麦を100%使ってお豆腐をつくっている。これは有機農法でやっているということで、こういうようなことが……。大豆。麦じゃなくて、済みません。お豆腐は麦ではできません。大豆でお豆腐をつくって供

給しているという、そういうことがされているのですけれども、こういうようなさまざまなことがされているのですから、検討すれば、野洲市でもできるのではないか。今の地産地消の部会でこういうような検討もされているのでしょうかという思いがしますので、お答えをお願いします。

子どもの喜ぶ給食の部分で、昨日の質問でもありましたが、私は食器の問題は17年前にこの質問をしているのです。そのときに、古い議員さんをご存知だと思のですが、私は議場にこの磁器を持ってきまして、割れないと言っていたら、下がコンクリートだったら、やっぱり割れるのです。木だったら割れないのです。木だったら、どんなに落としても割れないのです。私は家でも床で試してみたのですけれども、割れないのです。だから、教室の木だったら割れないと思います。コンクリートは割れました。けれども、こういうようなものが使われているので、ぜひ野洲でも使ってほしいということで17年前に、あの当時はアルミだったのです。アルミから変えてほしいということで質問をいたしました。

しかし、明くる年に、アルミはやめて今現在このポリプロピレンになっています。これは今、野洲の給食センターで使っておられる食器です。中主が使っておられる、これはメラミンです。同じこういう食器なのです。17年前に私が言ったのは、ポリプロピレンもメラミン食器もホルムアルデヒドが熱や酸性食品等で溶出し、発がんや生殖力に悪影響が出ると言われていますということで、そういう質問を17年前にしているのです。メラミンの方が、よりホルムアルデヒドが出るという、そういうようなデータも出ているのです。今現在、中主でこのメラミンが使われているということを聞きまして、びっくりという感じでした。

その当時、アルミから食器を変えるときに、もっときちっとした議論がされたのだろうかというのと、それともう一つ問題なのが、野洲の場合、このランチ皿なのです。中主の場合はまだ一個一個なのです。日本の食文化で、このランチ皿というのは犬食いになるからだめだと言われたのです。日本は、お茶わんを持っておはしで食べるという、これが食文化なのです。ランチ皿というのは、外国でナイフとフォークを使ってフォークで口に入れるという、こういう形でランチ皿なのです。日本の場合、お皿を持って食べられないようなランチ皿というのは、どうしても口が前に行って犬食いになるということで、食事のマナーとして子どもたちにいい影響を与えないということで、だから、ばらばらのこういう食器にするべきだといって私はそのときにも言ったのです。

それが今回こういう状況のままですし、その当時、質問したときに、磁器の場合は重た

いから、ロットを小さくしなければならない。ロットを小さくすれば、スペースがたくさん要る。子どもが重たくて持てないから、小さいロットにしなければならないから、そうすると、たくさんのスペースが要って、給食センターの規模では無理だと言って、そういう答弁を私はもらったのです。自校方式だったらしておられますから、ぜひ自校方式にしてほしいということで、そのときも自校方式を言ったのですけれども、そういう意味では、今回、食器も検討するということなのですから、そういうときの検討の内容からいきますと、5,700食の給食で本当にこの磁器を導入することができるのだろうかという思いが1つあるのです。この点のご答弁をお願いいたします。

残土条例につきましては、環境を守り育てる条例で検討するということですので、ぜひ、千葉県の神崎町ではそういった罰則規定まで設けて、100万円の罰金とか、きちっと台帳も整備する。どんなのを入れたかというのも報告をするというような、そういうことになっています。

あと、新幹線の新駅の問題ですが、これは本当に妥当な数字だと今、市長はおっしゃいましたが、7,480人が本当に妥当な数字なのですか。大津市から1,600人が乗ることになっていますが、それは大津市の方の乗り降りが栗東に来るということはほぼあり得ないと思います、千六百何十人から。しかも、野洲の人でさえも、乗りかえては行かないと言っておられるのです。

この計画、5分以内で乗り継いでいくという県の調査なのですが、待ち時間なんて何も入っていないのです。しかも、新しい新駅からの乗り継ぎの部分では、シャトルバスではなくて動く歩道でそのままずっと行けるような、そういう計算になっていると思うのです。ですから、本当に早く安く便利で行けるというのではなくて、結局は、早く行こうと思ったら京都に行く、米原に行くというのが現実だと思います。

そういう意味において、この経済波及効果とかというのが、これは琵琶湖空港のときもそうでした。利用客は岐阜県まで入れて利用するというような、そういうことが出されていたのですが、今回のこの乗降客も、そういう意味では新幹線の駅を設置するためにつくられた数字ということしか私は見えません。本当に市民の方に乗るかどうかということをお聞きになった方がいいと思います。市民が利用しないというようなところに2億、3億、そんなお金を出すというのは無駄だと思います。何ぼ顔が必要だと言われたって、そんな、乗ることのないような、そういうようなところに開発は必要ないと思います。波及効果も本当にいいかげんなものだと思います。この点の答弁をもう一度求めたいと思います。

それと、区画整理事業の中で西側の区画整理、205億円あります。そしてまた、積水の移転の問題は移転費用は入っておりません。これは先日、現地を見ました。皆さん、見て下さい。駅をつくらうとしているところと積水との間、2メートルぐらいしかないのです。確実に、積水を移転しなくては駅をつくることはできません。その費用はここに入っておりませんよ。区画整理事業で205億円の区画整理というのは、移転してもらったところの205億円、更地のところで整理するのが205億円。移転の費用は500億とも言われていますから、本当に1,000億から1,500億円、後まで引きずるようなこんな開発を野洲市民が望んでいるのかどうか。栗東だけで済みません、これは。県民税の投入していかなければ。県民税は皆さんの税金ですから。ここまでの部分を見据えて市長が言っておられるのかどうか。10年、20年後のまちづくりとして必要だとおっしゃいますが、これは大変無駄な開発であろうかと思えます。この積水の移転一つだけでもちょっとやそっとのお金ではのかないと思えます。

そういう意味において、今、検討をしていくということをおっしゃいましたが、私はそんな簡単に行政が結論を出すのではなくて、市民に問うべきだと思います。この点はどういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校の敷地関係でございますが、やはり敷地については余裕はございません。そして、先ほども答弁いたしましたように、要は今の給食はそれぞれ子どもたちにできるだけおいしい米、野洲米を食べていただくという計画ですので、センターで自炊する計画で考えておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、古河市の場合については、米はそれぞれ自校方式についてもセンターでは炊かれていないということを聞いております。

それともう一つ、職員の関係でございますが、先ほど野並議員がおっしゃいましたように、試算いたしますと、114に対して、それぞれ自校方式とする場合の調理員の数でございますが、計算しますと56人になると思えます。そして、今の新しいセンターの人員については37名ぐらいを見込んでおります。

それと、先ほども言いましたように、ランニングコストということにつきましては、人件費はもちろんのこと、やはり電気代、水道代、ガス代、そうしたものもそれぞれ施設ごとにかかっているということで、自校方式が高くなるということを実算しております。

もう一つ、食器の選定でございますが、今現在、現食器あるいは強化磁器を考えておりますが、これにつきましても、学校の現場の子どもの意見、あるいは先生の意見、あるいはセンターで働く人の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

それと、先ほど検討委員会の地産地消の部会でございますが、これについても今後そうしたことを十分踏まえて検討していきたいと思っておりますし、先ほど答弁いたしましたように、リザーブ方式、バイキング方式、こういうことは取り入れながら、新しいセンターでもできるものはできるということですので、先ほども答弁いたしましたように、やはり子どもたちに喜んでもらえる、おいしい安全で楽しい給食ができるように考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。答弁いたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の防災訓練の関連で、給食センターの関係をご質問されておりますので、先ほど教育部長がお答えいたしましたように、災害時の炊き出しを理由に学校給食を自校方式に改めることは考えておりません。

そして、防災訓練が旧野洲町の場合は学区ごとに輪番でやっていたということで、その学区ごとの防災訓練内容についてのご意見をいただいたわけでございますけれども、今後、そういうご意見をいただいておりますので、内容についてはもう少し具体的な訓練内容になるように検討してまいりたいと考えております。

なお、今現在、防災計画については見直しを行っているわけでございますけれども、現在の防災計画では、学校避難所における食糧の配給時期につきましては、第1供給といたしましては、ライフラインの途絶による調理の困難を想定して、公的備蓄である乾パンを供給するという形で、そういう想定の中での防災計画になっております。ただ、先ほども申しましたように、今現在また防災計画の見直しを行っておりますので、その中でそういうようなことも踏まえて、他市町の状況等も踏まえまして検討してまいりたいと思いません。

なお、代表質問等でお答えしましたように、今後は、防災については地域における自主防災組織が過去の地震の事例等々におきましてはやはり大きなポイントになってくると考えております。

そして、もう一点目の新幹線の関係で、乗降客が妥当な数字かと。また、波及効果等々のご質問でございますけれども、先ほども市長がお答えいたしましたように、今回、促進

協議会で調査され、報告されました内容については、利用者数予測、また周辺の利用者数、そしてまた以前に実施されました企業に対する利用アンケート、そしてからまた観光客の動向等を踏まえた数値でございますので、本市といたしましてはおおむね妥当な数値ではないかと考えております。

経済波及効果につきましても、先ほど市長が申しましたように、全県的な効果の報告となっておりますので、事業報告を新駅設置事業の効果報告として認識をしております。

そして、栗東市におけるその他の積水の移転費用、区画整理事業等々については、これは栗東市独自の問題でありますので、負担金には波及してこない、こう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 野並君、どうですか。

29番（野並享子君） 農政課。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩します。

（午前11時24分 休憩）

（午後11時24分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長。

教育部長（島村平治君） ご回答が漏れて、申しわけございません。麦等は今のところ考えておりません。やはりおいしい野洲米の受給を100%ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） 今のご答弁ではもうセンターありきですね。これは譲らない状況になっておりますが、センターと自校方式、大体今、全国的に半分半分ぐらいですよ。センターがちょっと多いかなという数字になっているのです。それだけ自校方式で頑張っているのです。滋賀県の中ではどんどんセンターが進んでいるように思いますが、湖北の方とか湖東の方では小学校は自校方式、甲賀市、昔の甲賀郡も自校方式ですよ。大津、草津、栗東、野洲、大きなところでセンターという方向になっているのですが、やはり本当にこれもセンターを建ててしまうと、あと20年、30年、子どもたちの食事はセンター給食のままになってしまいます。21世紀を担っていく子どもらの中に本当に教育的な観点、そしてまた備えあれば憂いなしという避難所に対する考え、そういったこともあわせ持って、一番身近な小学校区というのが本当に必要だというふうに私は思うのです。こ

の意味においては、中学校給食が実施されると言いながら、本当に残念でならない。

しかも、3歳からの保育も含めて行われて、3歳児から12歳までが統一献立になっていくわけですね。この点、保育課の方で3歳児の食事の部分、給食センターでの対応、第3保育園が自園で行っておられます。これとの対比の部分、これだけご答弁をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の第3保育園、あるいは保育園の3歳児の給食についてのご質問ですが、この質問は前回からずっと野並議員の方からのご質問がございましたけれども、私どもとしましては集団方式でやっていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第17号、第18番、森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 4点について、質問したいと思います。

1点目は、失業者とNEETの問題の把握についてであります。

新たな問題が出てまいっているわけで、教育を受けない、職につかない、教育訓練も受けない人たちのことでもあります。市として失業者とあわせて対応を考えるべきと思いますが、市長の考えを明らかにしていただきたい。

2点目は、幼児教育の現状認識とその対応について。

中央教育審議会が、子どもを取り巻く環境を踏まえた今後の幼児教育のあり方についての答申を出しています。その中で、現状は従来に比べて子どもの育ちが何かおかしいのではないか、子どもを取り巻く環境が悪化しているのではないかなどと、子どもの成長に関する懸念が多く聞かれるようになってきているとしております。野洲市では現状をどのように把握し、対応しようとしているのか、見解を明らかにしていただきたい。特に幼稚園教員の資質及び専門性の向上について。

2点目は、幼稚園と保育所の連携について、考えを明らかにしていただきたい。

3点目は、福祉事務所の開設についてであります。新市の発足にあたって、合併のメリットとして上げられてきたわけですが、そういった点について、市民に対し、わかりやすく説明されているのか。

また、アピールしてきた点、あるいはこれから取り組む点があれば、明らかにされたい。

また、うつ対策などはどの課が担当し、どのように対応を行っているのか。専門性が問われるが、十分なのか、明らかにしていただきたい。

4点目は、総合発展計画。総合計画となっておりますが、私はあえて今までの関連で、総合発展計画の策定についてということとなっておりますが、この総合発展計画の審議に参加してきたわけですが、多くの部分が作成をコンサルタントに依頼しているように見受けられました。市民の声を十分に反映した計画とすべきであると考えます。市民を起点にしているとしていますが、具体策と考えている内容を明らかにされたい。

以上、4点です。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、森田議員さんの第1点目の質問でございますけれども、失業者とNEETの問題の把握について、お答えをさせていただきます。

まず、失業者についてでありますけれども、バブル崩壊後、長引く構造的な不況の中、失業者が多くなっていることは充分認識をしているところでございます。

総務省統計局の労働力調査による平成16年全国平均の完全失業者は313万人、完全失業率は4.7%、滋賀県では完全失業者は3万1,000人、完全失業率は4.3%となっております。全国平均では2年連続のポイント低下となっておりますが、依然として失業者、失業率とも高い水準で推移しているのが現状であると認識いたしております。

また、働く意欲もなく、働かない、いわゆるNEETと呼ばれる若者が増加をし、問題となっていることも承知いたしているところでございます。厚生労働省が平成16年9月に発表いたしました「労働経済白書」では、15歳から34歳までの若年層のうち、学卒者で仕事をせず、職業訓練もしておらず、家事・通学をしていない無業者が平成15年に52万人となったと発表しております。NEETが大きく増加した要因に、高卒者の求人がこの12年間で167万人から22万人へ大幅に減少したことや、経済の環境の変化で企業は高度な技術・知識を持つ即戦力を必要とするなど、企業の求人の変化などがございます。

また、教育環境や家庭環境の変化も要因の一つと考えられます。NEETの問題の背景には、若者の勤労観、あるいはまた職業観や職業人としての資質、能力をめぐる課題があると認識いたしております。したがって、市立小中学校では全教育活動を通じてキャリア教育の推進に努めているところでございます。今後も児童・生徒の発達段階に応じた組織的、系統的なキャリア教育の推進と進路指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

NEETが長期間増加しますと、企業だけでなく、国・地方経済、財政、雇用、年金問

題など、さまざまな部分に影響が出ることが予想されます。今後は、国、県の対策や事業の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、本市の失業者対策の一つとしまして、野洲市、草津、守山、栗東各市で湖南地区就労支援計画を平成15年度から策定作業を進めております。同時に、野洲市版としましても就労支援計画を平成17年3月に策定作業を終えまして、平成17年度から就労支援対象者となる障害者、同和地区住民、学卒無業者等、就職困難者等の就労相談窓口を労政の所管課に設置する予定をしております。体制が整い次第、相談業務を開始する予定でございます。

また、就労につきましては本市だけで対策を講じられるものではございませんので、ハローワークをはじめ、各関係機関・団体と連携をとりながら、就職困難者等を個々のケースに応じ、就労へ導こうとするものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 森田議員の第2点目のご質問、幼児教育の現状認識とその対応についてにお答えしたいと思います。

第1点目の幼稚園教員の資質及び専門性の向上についてでございますが、議員ご指摘のとおり、子どもの育ちにつきまして、現在の幼児教育課題につきまして、いろいろな研修の機会を持っております。幼稚園教育研究会とか幼稚園教育課程研究部会とかでございますが、それらの機会をとらえ、幼稚園教員自らが専門性の向上を図っていくよう努めております。また、園長が県の教育委員会主催の幼児教育推進の説明会や国公立幼稚園長研修会などで学んでまいりました場合には、幼児教育の重点につきまして、自園において必ず教員に伝達・指導を行い、教員のさらなる資質や専門性の向上に努めているところでございます。

第2点目の、幼稚園と保育所の連携について考えを明らかにされたいということについて、お答えします。

幼稚園と保育所の連携についてでございますが、平成17年度から、これは先に市民健康福祉部もお答えしているかと思いますが、学識経験者や公募市民によりまして編成した野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会を持ちまして、その中で検討してまいります。幼稚園と保育園の総合化を視野に入れた、幼稚園機能と保育園機能を考え合わせた就学前教育としての充実を図っていく考えでおります。

園児数の減少しているところにつきましては、幼保一元化に向けた総合施設を視野に入れて、幼稚園、保育園の弾力的な運営も考えているところでございます。今後、保護者の声や住民の方のご意見も踏まえながら、野洲市乳幼児保育のあり方につきまして、方向性を出していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 3点目の福祉事務所の開設について、お答えいたします。

福祉事務所につきましては、新市の発足と同時に開設いたしました。福祉事務所の主な業務としまして、生活保護や障害児者、家庭児童相談室、母子福祉などがあります。

開設したメリットやアピールとしては、家庭児童相談員や母子自立支援員、生活保護を担当する専門職員を配置して、子育てへの不安や母子家庭が抱える生活課題及び経済的に困窮している世帯への自立支援に対して、市民の身近な市役所において個々の課題に対応した細やかな相談・支援ができるようになりました。市民への周知は、民生委員児童委員や関係機関の協力を得ながら進めているところであります。

次に、うつ対策についてですが、相談窓口は健康推進課と社会福祉課に配置しております。主に保健師や精神保健福祉士が医療機関や保健所などと連携を図りながら相談に応じております。

その取り組みとしまして、1点目に、うつ病についての正しい理解をしていただくための啓発及び心の健康づくり活動、2点目に、定例の「心の健康相談」以外に母子保健、成人保健、老人福祉などの既存事業の場を活用し、早期発見と早期治療につなげていく活動、3点目は、安心して治療や療養に専念できるよう、ヘルパー派遣や、県制度であります通院医療費公費負担の生活支援を行っております。

うつ病は、早期に適切な環境整備や治療を受ければ、克服できる病気です。それだけに、本人をはじめ、家族や周囲の理解と協力が必要であります。長期化や慢性化しないよう、初期対応の方法が決め手になります。したがって、相談機能の強化を図るため、職員の専門性を高めることや、市民の理解を得るための啓発活動の充実に努めてまいります。

最後になりますが、福祉事務所を開設し、6カ月経過いたしました。福祉事務所を利用する市民にとって、職員の柔軟な対応や温かい支えが何よりも必要と考えております。まだ十分とは言えませんが、引き続き、信頼される福祉事務所の運営に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の４点目の総合計画の策定について、お答えいたします。

第１次野洲市総合計画の策定は、平成１７年度から１８年度の２カ年をかけ、策定を予定しております。本総合計画策定業務の委託にあたっては、旧２町の時代から、そのほとんどが職員による執筆でございます。業務を委託する方が効率的、効果的であるとされるアンケートの実施、分析をはじめ、冊子等の作成を主な経費として予算計上させていただいております。

また、作成にあたりましては、議員ご指摘のように、市民の声を十分反映した総合計画となるよう努めたいと考えております。このため、市民が何を感じ、何を考え、何を願っているのか、まちづくりの課題を把握するため、多くの市民の声や意見を取り入れる必要があるとの認識のもと、少数の市民参加となってしまう委員会等の形式だけでなく、市民の意識調査、そしてパブリックコメント、いわゆる市民意見の募集、また、説明会、意見交換会などを実施し、開催を考えております。さらに、積極的な情報の提供を行うため、計画策定の過程や考え方を市広報、ホームページに公表しながら、多くの意見を反映できるように進めてまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森田君。

１８番（森田眞雄君） １点のＮＥＥＴの問題ですけれども、問題の把握ということ私は強調しているわけですが、今のだと、現状の説明に終わっているのではないかと。市として、いわゆるこの実態把握とそれに対応する問題については、今までの説明というか、そういう中で、それも私にすると通り一遍というか、今まで新聞を読めばわかるような内容になっていると。私の心配というか、そういうものは、社会不安への引き金につながっていくような気配が出てくると。今のスピードで追及がされると、社会に不適應部分が起きて、それが社会問題、ひいては今起きている社会不安の兆しがあるわけですが、私はそうとっているのですが、それに対応するのにどう問題を把握するのか。

特にＮＥＥＴの問題がいろいろ説明されたのですけれども、説明そのものはそのとおりだと思うのですが、市そのものが積極的にどういう点を把握しようとしているのか、そういうものがないと、通り一遍の今のようなお答えしか出てこないと思います。よその

言われたものをそのとおりだとするのであれば、それでよろしいわけですがけれども、そのあたりというか、深刻な問題が出てきているわけです。

だから、私はそう受け取っておるから、その内容をもっと別な角度から鋭角に取り組んでいかないと、いわばテロ的な行為というものが今後も続発していくのではないか。その中にNEETはいわば入ってくるのではないか。例えば職につかない、高等教育を挙げられましたがけれども、現実にも、特に高校へ進まない人たち、あるいは教育を受けない人たち、不登校も含めですけれども、この問題の累積とか、そういう問題については把握をしておられるのか。学校はその分野が終われば、それで終わりだというようになっているのではないか。そのあたりの把握、これは今までの累積ですから、わかりにくいかもわかりませんがけれども、この点は把握しておられるのか。不登校が累積して、それがそのまま押し出されて、いわゆる高校へ行く人、職業教育を受ける人、それ以外との差、こういった問題についての把握というものはしてこられたのか、お答え願いたい。

2番目は、本当に1点、2点目のそういう問題の前段に、新たな現象というものをどう認識しているのかということをはっきり整理しないと、今のこのまま1点、2点だけ答えてもらって意味がないのです。子どもの育ちが何かおかしいのではないかということ指摘している。それは、子どもを取り巻く環境が悪化しているのではないか、子どもの成長に関する懸念が多く聞かれるようになっている、このことをどう把握しているかということをはきちんと答えてもらわないと、その上に立って、どの分野のことをどうすればいいのかを答えてもらわないと、私が聞いているのは、今申し上げたことをきちん把握しないと、次のことを言ってもらえないと思うのです。市長、教育長に言っているのですけれども、寝られてばかりです。

それから、3点目、福祉事務所の開設ですけれども、うつ対策をこうやっているとおっしゃったのですけれども、それだけではないのですけれども、カウンセリングという言葉が全然入ってこなかったし、今までのお答えの中で、3カ月に1遍ぐらひはカウンセリングして、例えば長期に病んでおられる人についてしてもらっているのだというように、よそごとのように言っておられるわけですがけれども。カウンセリングというのは、やるとすれば1週間に1遍ぐらひやらないといけないのですけれども、そういう基礎的な認識が、回答される中に、先ほどに通じるのですけれども、現実がどうなのかという把握がどうも不足しているように思われるのです。

過去に、合併協議会でこの問題のメリットについてどういう内容を持ってくるのかと。

そういうように、1名の専門家を今養成している、そういう答えをもらっているのですけれども、今の回答の中にそういう分野もない。連携ということは言われたのですけれども、連携も結構ですけれども、この分野の専門性が問われるということを行っているのですけれども、十分なのかどうか、このことについては答えてもらっていませんね。今の体制で十分なのか、今まで6カ月やってきて、そういうことについて十分とされておられるのか、もう一度お答え願いたい。

この1点目と、今申し上げた中で関わり合いが出てくると思うのですけれども、私は32年間の公務員生活の中で、先輩、同僚、後輩が4名か5名自殺しているのです。うつ対策を早期にやれば、これは何とかなるとおっしゃったけれども、それは事実でないですね。非常に深刻な問題なのです。

県にいろいろ聞いたときにも、「ADHDって何か知っておられますか」と聞いたのです。そうしたら、専門分野の課の人が「それは何ですか」と聞いたのです。試みになのですけれども、誰か知っておられたら、一遍この問題の把握の一端としてお聞かせ願いたいのですけれども。非常に今の社会の重圧に対して、それに耐えられなくなって逃避している部分が相当出てくると。それに十分な対応が今の社会は切り捨てになって、いい人間だけ産業社会に使って、それだけでいいとは言いませんけれども、そんなふうに切り捨てになっていって、失業の問題では、ミスマッチなんかは本当に切り捨てられて、今の社会に必要なだけは雇いますよと。あとはできるだけ効率的にやっていく。

だから、例えば労働組合の中で私がやっていた時分には、20年か30年前ですが、30%の組織率が今は20%になっているのです。それ以外は非常にきつい労働条件の中で働いておられる。その人たちにあすがあるかということ、失礼な言い方ですけれども、非常に補償の問題で暗いというか、厳しい問題だけがおっかぶさっている。そういうことで、人間狂うというんじゃないのですけれども、やっぱりそういった重圧の中で耐えられなくなっている人たちもいて、4人も5人も自殺した。この人たちもそれなりの治療は受けてきているのですけれども、忽然と職場から消えてそのままになってしまっている、そういうことがあります。だから、そういう点の切り込んでいく対応、これは相当重要な問題になってきていると思われまますので、もう一度考えていただきたい。

それから、総合発展計画の中でコンサル云々については、それは統計だけだとおっしゃったのですけれども、先ほどのお答えの中で、市民を起点としている具体策、そういうことで言っておられるのですけれども、具体策をもう一度答えていただきたい。

議長（秦 眞治君） それでは、暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後12時59分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、森田議員さんの再質問のNEETの実態の把握の件でございますけれども、人数の把握の件につきましては、県の労働基準局、あるいはまた職業安定所等に問い合わせをさせていただいたわけでございますけれども、それぞれ実態把握はされておられないというのが現在の状況でございます。ただ、統計上、滋賀県は全国の100分の1ということになりますと、5,000人ぐらいのNEETが存在するというふうになります。

なお、NEETにつきましては特に都市部の方に多いと言われておりますので、5,000人よりは少ないというふうに思われます。

以上のようなことから、市といたしましても、現状の把握はできておりませんが、今後につきましては、国の動向を見極めながら、県等と協議をしながら対応を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 再質問にお答えしたいと思います。

子どもを取り巻く環境につきましてでございますが、今、現代社会の中で子どもたちに関係してこういうふうに見えるのではないかと思うのですが、子どもたちに迫ってくるものと離れていくものというのがあると思います。迫ってくるものの中には、少子化も含めてですが、子どもたちが孤立化していつている、孤独になりがちである、そういう関係ですし、もう一点は、情報過多の中でいわゆる暴力的なとか、これから指導の要るようなシーンの情報なども視覚的に頭に入ってしまう部分が子どもたちに迫ってきております。また一方、離れていくものとしましては、先ほども言いました少子化の中で、群れ遊びができない。群れ遊びというものが離れていつている。あるいは、ゆっくりした時間の中で今後のための豊かな心情などの培い方も離れていつているのではないかと。

そういうような現状をとらえまして、子どもたちに、我慢をしたりとか、友達と協力したりとか、あるいはその中で挫折をしたりとか、けんかもしたりとか、そのあたりの、集団生活の中でのいろんな場面を構成しつつ、子どもたちの、乳幼児にも関わってですが、

教育に専念したいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 森田議員の再質問の、うつだとか自殺の現状をどのように把握しているのか、今の体制で十分なのか、今後の体制についてということの再質問にお答えをいたします。

うつ病の関係でございますが、これは実態というのはなかなか一市ではわかりませんが、厚生労働省の調査では大体15人から30人に1人がうつの経験があるというふうな調査をしております。それからいきますと、人口約5万人の市でありますので、この経験者が3,000人から1,500人ぐらい野洲市の中で考えられるかなというふうに思います。

それから、自殺の状況でございますが、私どもの方で平成10年から15年までぐらいの自殺の件数としましては、毎年大体10件から12、3件の件数が自殺というふうな市になっております。原因はわかりませんが、大体年齢的には40代、50代の自殺の方が圧倒的に多いというふうなのが野洲市の状況でございます。このような状況から、私どもの方も精神保健福祉士を1名専属しておりますけれども、現在、保健師の中でも2名、この精神保健福祉士の資格を持っております。

今後、議員がご指摘のように、社会情勢が大変複雑でございますので、こういう点についても当然需要がふえてくるとは思いますけれども、現任の職員で質を高めるというふうな形をとりまして、もちろん医療機関、あるいは保健所と連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の4点目の総合計画の策定についての再質問にお答えさせていただきます。

市民起点ということで、先ほど申しましたように、市民が何を感じ、何を考え、何を願っているかを、まちづくりの視点からまちづくりの課題を把握するために、具体的には市民の意識調査、またパブリックコメント、そして説明会、意見交換会などを実施し、開催し、市民の意見を取り入れていくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 森田議員。

18番（森田眞雄君） 要望のようなものを出して終わりたいと思いますが、3点に関わっては、現代社会の非常に複雑怪奇というか、我々に見えない化け物のようなものがうごめいているのではないか。それを既成の常識や今の常識、そういったものでは把握し切れない。それが暴れ出すと、社会は、うっかりすると大混乱が起きる、そういう心配が私にはしているわけです。

うつ対策については、今年の16年1月に厚生労働省が相当ボリュームのあるうつ対策を、まず公務員労働者、その中で特に医療関係の労働者、それから、今申し上げたそういう公務員、それに対して答申を出しています。私は出身が労働省なもので、いったいどうなっているのだということ、5月ごろに予算化されているものかどうかを、京都へ行って、京都で私は働いていたから、行ったのですけれども、相当なボリュームを出しているけれども、何も対策費は出していなかった。

しかし、ぜひとも一遍この内容は参考にしてもらって、既に東北のある市ですか、東北の方では自殺者とかそういうのが多いらしくて、対策をとっておられるところがあると。ぜひともこれを、ボリュームは相当ありますけれども、取り寄せて見ておいていただきたい。

それから、非常に総合発展計画、いろいろ言っていたいて、今までもずっとまちづくりとか聞いてきたのですけれども、協働について、私が議員になったときに、役所関係の要請でそういう会合に行って、辛口なことを言うと、いつの間にか声がかからなくなっている。これは単数じゃなしに複数の人から、二、三年の間には一杯飲んだり、他の機会に随分聞きました。協働と言われるけれども、今までを点検して、そういうのが本当にうまくいっているのか。私自身も非常に嫌な思いをしました。

国際交流の関係で言ってしまうと悪いのですけれども、言っておきます。一応卒業しましたから。予算をとってきたのだから、わしらがどのように使ってもいいではないか、遠回しに言えば、そういうことを言われたこともあります。幾ら文句を並べても、膨大な資料をつくられても、根本的にそれを運営していくのは人間なのです。そのことについて、最終的に市長はどう考えておられるのか。ある機会に総務部長には酒の勢いで話をしたことはあるのですけれども、その点を何とかしないといけないのと違いますかと。事例を挙げて、市になってからも非常に嫌な思いをしたことがあるので、そのことを例に挙げて、運営していく人間をどう取り扱うのか、どう律していくのかと。そのことについて、長年

ここで働いてこられて、今はトップとしておられる。まちづくりというのは人間づくりだ
と思うので、その点について、最後の締めくくりを市長にさせていただきたい。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 結論を申し上げて、私はそういう経験がございませんので、
実際そういうことがあったとおっしゃる森田さんがよくご存知だと思うのですが、やっぱ
り広く住民の皆さんの意見を聞いていこうではないか、そして協働によるまちづくりをし
ていこうと。

嫌な思いをした、そういうことが根本的にやっぱりおかしいですわね。参画をして下さ
い、協働してまちづくりをしましょうと言う以前の問題だと思うのです。人間性や、人間
の関わり、いろいろな問題があると思うのですが、私はそういう経験もないし、そういう
ことを住民の皆さんに強いてはいけないという思いも持っていますので、これからもしそ
ういうことがあれば、堂々と出していただいて、そのことを根底から覆してそういうもの
に参画していただかないと、意見が紆余曲折する場合がございますので、お互いにその辺
の問題を解決してから議論をする、こういうようなことが大切ではないかなと思いますの
で、実際にそういうことがあったら、どしどしと行っていただいて、改善すべき点は改善
していく、こういうようにしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第18号、第27番、山本勇作君。

27番（山本勇作君） 27番、山本勇作でございます。平成17年第1回野洲市議会
におきまして、市政について一般質問をいたします。

まず第1点目は、個人情報保護条例の制定、それに伴いまして自治会等での運用改善に
ついてでございます。

個人情報保護条例につきましては、旧中主町では平成15年3月28日、旧野洲町では
平成15年3月20日に制定されております。新市においては旧両町の条例の趣旨を引き
継ぎ、合併時には職務執行者の専決処分により野洲市個人情報保護条例として制定・施行
されました。この条例の施行によりまして、旧野洲町では平成15年6月まで実施されて
おりました各自治会長あての区内の住民異動通告書が廃止になりました。このために、区
内での福祉関係の催しをはじめ、各支部・団体による活動の対象者の実態の把握ができな
い状態になっておりまして、大変困っている次第でございます。

こうしたときに、市制へ移行した今日、この点について問題を整理し、行政としてはど
のように対応されるのかを伺うと共に、本条例制定後におけますところの情報提供の問題

点をそれぞれの各担当課ではどれだけ把握し、また対応されているのか、さまざまな事象について、その事例と対策をあわせてお伺いいたします。

次に、次世代育成支援対策についてでございますが、平成14年1月に発表されました日本の将来の推計人口によりますと、従来の少子化の主たる要因と言われてきた晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下が指摘されました。現状のままでは少子化は今後さらに一層進行すると共に、それらが予想されます。そして、急速な少子化の進行は社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国は総合的な取り組みを推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定しました。

この法律では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画の策定を全国の市町村に義務付けをしております。したがって、この法律に基づきまして、野洲市でも市民の皆さんの子育てに関する実態や要望、意見等を次世代育成支援対策行動計画策定に反映させるための、就学前児童を持つ保護者及び小学生児童を持つ保護者それぞれを対象にニーズ調査を行い、市民委員や有識者、関係機関の代表者等で構成した次世代育成支援行動計画策定会議において、そうしたことの対策につきまして策定しなければならないことがあります。それらの点につきまして、この進捗状況、これについての所見をお伺いいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 山本議員の個人情報保護条例制定で自治会等での運用改善についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、個人情報保護条例は、新市において旧両町の条例の趣旨を引き継ぎまして、合併時に野洲市個人情報保護条例として制定・施行されています。また、国におきましては本年4月1日より個人情報保護法が全面施行される運びとなっております。個人情報とは「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの」と法で定義されています。個人情報保護法、また条例は、そういった個人情報、言うなれば住民のプライバシーを保護するための法、条例であります。

各分野での対応策についてですが、最初に防災面での対応であります。今後の災害に備えまして自治会ごとに自主防災組織を設立するようにお願いしているところです。災害時には安否確認や救助などを自治会や自主防災組織にさせていただく必要があります。必要

な個人情報に基づき本人の同意を得ての提供となりますが、日ごろの地域活動を通して情報の収集を行っていただくことも必要であると考えております。

次に、老人クラブの会員名簿の作成に伴う対象者の把握についても同様でございます。各単位老人クラブの活動の中で会員の加入に努めておられるところであります。

次に、母子福祉関係については、母子父子家庭児童入学金等支度金についても、個人の情報を本人の同意なしに調べることができないことから、広報に掲載し、申請を促しております。今後も申請漏れがないように、啓発を徹底していきます。

次に、民生委員児童委員の担当区の活動名簿の作成についてですが、民生委員児童委員は、国の委嘱を受け、民生委員法において、その職務に精励すると共に、秘密を守る義務が課せられていることから、住民異動名簿を閲覧いただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 山本議員の次世代育成支援対策についての進捗状況について、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、梶山議員さんにもお答えしたとおりでございますが、所見についてでございますが、今回の策定にあたりまして、山本議員のご質問のとおり、旧両町では平成15年度に、就学前児童と小学生の児童を持つ保護者2,507人を対象に育児に関する調査を実施いたしております。

調査結果の一部を申し上げますと、子育てに関する悩みや、子どもを育てる上で大切だと思っていることは、他人の子どもでもしかってくれるような地域づくり、こういうことがございますし、また、子ども会活動などで地域の人とふれあう機会をふやすことが望ましい、こういうことも言われておりますし、また、少子化問題については、少子化の要因となつて一番大きなのはやっぱり子育てには教育費、お金がかかる、こういうことが最も多い結果になっております。

このことから考えますと、所信表明で申し上げましたように、地域のつながりや支え合う関係づくりなど、地域福祉の推進や、子育ての経費の不安に対して安心して、例えば医療が無料で受けられるとか、乳幼児福祉医療制度も本市が他の市町に先駆けて取り組んできたことは、やはり子育て時期の保護者にとって大切なことであるというふうにも考えます。

今後とも、市民の皆さんの意向を的確に分析しまして、現在策定中の行動計画について

も目標年度までに整備してまいります。子育ては親が主体的に行うことが前提ではございますが、やはりこれは地域全体で応援して、そして子どもも親も共に育つ豊かな環境づくりを目指すことが肝要であろう、こういうふうと考えております。すべての子どもが生き生きと幸せにはぐくまれるまちの実現に向けて今後も取り組んでいきたい、こういうふうと考えております。

21年度末までに整備計画を策定するというところでございまして、短期支援、あるいは育児支援、家庭訪問事業等についても最終年度までには実施していく、こういうことで総合的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 山本勇作君。

27番（山本勇作君） それでは、質問に入らせていただきます。

1点目の個人情報保護条例でございますが、ただいまのご答弁では、部長の方から、防災関係につきましても、あるいはまた地域のこういう団体の活動につきましても、それぞれのものの活動を通じて情報を収集しなさいと、このようなことのご答弁だったと思うのです。果たして現実にこれが可能かどうかということが疑問でございます。

そこで、私は、例えば防災等関係につきましても、今日の自治会の多様化した中でこうした住民異動票がいないために、把握をしていない自治会がたくさんあると思うのです。例えば400戸の戸数がありましても、行政ではわかっておっても、自治会では300戸しかわかっていない。その部分がいわゆる自治会に入っていないという状況があります。こうしたことについて、一旦緩急がある場合にはどのように把握をするかという問題点がございまして、これらは行政の考え方がどうだということが疑問でございます。

次にまた、例えば私も、この年末に迫っているのですが、老人クラブの会員さんを奨励しなければならない。地域でやっぱり団体活動をしないといけない。ところが、やはり小さなまちであっても現在、私どもの野洲中町でも、65名の会員さんがおられましても、入っていない方が20名おられます。この方にまたご案内を差し上げる場合に、この方が60歳になったか65歳になったかということを調べないといけないということになりますので、これも今の答弁では日常活動の中で会員の把握をしると、こういうことになるのですかな。それで果たしてできるのか、できないか。だから、旧の地域ならそれはできますけれども、やはり新しくお越しになった方はどうなるかということの考え方も必要でな

かろうかというふうに思うのですが、その点の見解をお願いしたいと思います。

そしてまた、母子関係につきましても扶養手当とか児童手当とか、いろいろなことは広報に載せて掲載されておりますけれども、これにつきましても、果たしてこれでいいのかどうかということに対する関係がございませぬ。私は今回のこの住民保護条例で困っておりますという方から投書をいただきました。このことを踏まえて私は今回の質問をしておりますので、その投書を読み上げていきますので、ひとつよろしく願います。

個人情報保護条例ができて困っている件について願います。のぞみ会の事業に、滋賀県より小口貸付金を預かって各市町村に分配し、母子家庭の生活や教育面でお金に困っているときの貸付制度があります。無利子、期限3カ月で、今20万円預かっています。フル回転をしております。返済が滞って難儀しています。役所に相談に行くと私のところへ来られて、貸してあげた後、お金の返済ができないので、手紙で督促すると、転宅して、その手紙が返送されて返ってきます。役所では転宅先の住所を教えてもらえませぬ。年度末に県へ返納の期日も迫ってきて、また立て替えねばなりません。現在3件あります。2万、3万のお金を一時しのぎにより借りて返済、また借りて家計のやりくりとして必死な状況を見るに付け、大変よい制度なのですが、しかし、年度末に1回県へ返納し、4月に受け取るのですが、借りている人は子どもの卒業、入学など、経費のかかるときで、いつも立て替えをしています。預かるかどうかは任意ですので、来年度は辞退しようと思ったりしています。18歳までの子どもがいるひとり親家庭は市内に300世帯あるようです。のぞみ会も年間いろいろな行事などを計画し、全くボランティアで15人の母子福祉推進員が少しでもよき相談相手になって頑張っておるところでございませぬ。そして、旅行、あるいはまた歓劇等の利益によってできるだけそうした母子家庭に援助をしているところでもございませぬ。18年前に退職後、母子福祉推進員にとの話でのぞみ会に入りました。いろいろ頑張っておりますけれども、こういうような情報ができたために、何一つ返済ができない状況である。この実態を知っていただきたいということでございませぬ。

もう一件は、広報の関係もあわせて願いますということで、先日の野洲町の2月15日の「広報やす」でございませぬが、11ページに入学支度金の申請が書いてあります。これは20数年前からの制度でございませぬが、なぜここにこうした、何事につきましても周知は広報でやっておるようですが、これに対してもう一言「郵送いたします」と。あるいはまた、この母子家庭について、新聞の購読をしていない家庭もございませぬ。これらへの周知徹底方を図るのはどうしたらいいのでしょうか。

このようなことが2件まいりました。それともう一件あわせて、これは別の意見でございますが、過日、2月20日に第1回野洲市母子寡婦福祉大会が中主のふれあいセンターでございました。今まででしたら、旧野洲町ですと150名以上の参加がございましたが、今回は両町が合併してからはじめてでございましたが、参加者が90余名であったと。これについてもやはりさまざまな考え方があるのではないのでしょうか。というような話でございます。

そういうようなことの話がございまして、今回のこの個人情報保護条例についてさまざまな団体が突き当たっている壁がこのような状態でございます。やはり今見ていますところの住民基本台帳でも、特にこの7条につきましては氏名、生年月日、男女の別、住所及び市町村の区域内とすることができるということで、それにつきましては第11条に、何人でも市町村に対しまして、今申し上げた氏名、出生年月日、男女の別、住所はわかる。ということは、見てもよろしいと。こういうようなことがこの住民基本台帳に出ているのですが、反面、今度の個人情報保護条例ではそれができなくなって、いわゆる収集目的を明確にして、一定の場合は除きまして、原則として本人から収集しますと、こういうようなことを書いて、個人情報が法的な根拠なく収集されることに対して、本人が知らないうちに収集されることを防止しますと。

こういうようなことが今度出られるのですが、こういった事柄が、今私が申し上げましたいろんなさまざまな自治会運営、例えば自治会におきましても、一例を挙げますと、私たち支部では小学校に入るときには勸学祭というのをやります。また成人式もやります。そういう場合にも、やはり住民の異動書がないために、わからずに、情報収集をしてやっていけないといけない、これが現実の姿ですが、こういうようにやっていけというような考え方になってくるのかどうかということがいささか疑問に思いまして、また、ご案内の投書の方のご意見もでございます。

こういう守秘義務というものに対する、だから、民生委員さんについては、守秘義務があれば何でも見せてもらえると。ところが、自治会長はどうなるか、あるいはまた各種団体の長が当然身元がはっきりしていればできるかどうか、こういうことが本人の同意がなかったらできないとおっしゃるならおっしゃって結構です。そういう点のひとつ見解をやっぱり新市として明確に持っていかないことにはだめだと思っております。

一方、社会教育の面から見ますと、やはり少子高齢化の時代について、近所の子ども顔を3人ぐらいは顔と名前を覚えなさいといけない。そして対話をしなさいといけない。こう

というようなご指導もございますが、このごろは、しゃべったら、逆に笛を鳴らして「おかしなおっちゃんや」と言われる時代になってきているのですが、そういうようなことがあるということが地域の中のいわゆる希薄化となる傾向の考え方が出てくるのですが、そのようなことの考え方が今回の個人情報保護条例に対する地域のあり方というものについての、本当に市としてどうするか。恐らく滋賀県も統一見解があると思うのですが、やっぱり市の統一見解をひとつ示していただきたい、このように思うのですが、その点について、よろしくご返答をお願い申し上げます。

次に、次世代育成の対策でございますが、市長がおっしゃったように、よくわかるのですが、やはりこれにつきましては、大変、子どもが産みたくても産めない、経済的な支援が欲しい、あるいはまた保育所がもっと欲しいとか、高齢者だけじゃなくて私らも頼みますというのがこのような少子化時代に対する対応だと思っておりますが、これらにつきましては、やはり育児のこういう次世代に対する育成方針について、例えば一企業に対しましても自主計画というものが国のこれで位置付けておりますけれども、当野洲市につきましては、野洲市の市企業として、これに対する、いわゆる公務員に対する関係もございまして、これについて質問いたしますが、各企業による一般事業の自主計画に加えまして、公共団体の機関も職員を雇用する立場から特定事業主行動計画を策定することになっております。

これに伴いまして、特定事業主行動計画では、仕事と子育ての両立支援や、働き方の見直し等に関し、実施可能な内容を記載することとされ、作成にあたっては職員のニーズを十分に反映し機関をあげて取り組むことといった計画策定のプロセスが可能な限り継続的な目標を掲げた、総合的かつ具体的に実効性のある行動計画を策定するという計画内容が出ております。これにつきましては、次世代育成支援対策の牽引役として積極的な対応が必要とされます。

それによりまして特に近年、公務員を取り巻く市民の目は厳しいものとなっておりますが、せっかく策定された行動計画が絵にかいたもちになることも懸念されますが、諸外国の動きから見ても、やはり公共部門が先行しています。公共部門での先行した事実を踏まえての指導に基づいて民間企業が努力しているという構図になっていることから、日本の場合も公共部門が民間を引っ張るような形で頑張っていたいただきたいと思います。

つきましては、この行動計画の策定においては、1点目、男女別の育児休業取得率、2点目、超過勤務の上限目安時間、3点目、職員1人当たりの年次計画取得率の点について、これらの数値を目標に掲げておりますが、本市においてのこれらの数値目標についてお示

し願いたいと思います。

それから、この次世代計画につきましては、昔は1家族は、私も9人兄弟でございますが、5人も6人も生活した時代でございますが、今日ではこうした少子化時代で大変なことになって、経済的にも余裕ができないというようなことで、子どもが産めないというような感じもございますから、このような制度ができたわけでございますので、そういう点を踏まえましてひとつその質問についてもあわせてお答えをお願いいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 山本議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の個人情報保護条例の関係でございますけれども、先ほども回答申し上げましたように、4月1日から個人情報保護法の法律の方が全面施行ということになります。それまでは今現在まで、先ほど申しましたように、旧2町の条例、また新市の条例で、極端に言ったら、この個人情報の保護を審査会でご検討いただくという形でご審議を願っているわけです。

自治会関係につきましては平成15年5月20日に、旧野洲町でございますけれども、個人情報保護審査会を開かせていただきまして、一応、先ほど議員が言われましたように、住民基本台帳の閲覧については法的に閲覧が認められているということで、今現在、それを運用いたしまして自治会長さんに4情報について閲覧を願っております。

ただ、既にご存知だと思っておりますけれども、新聞等でこの住民4情報の閲覧についてもやはり、先ほど議員も言われているわけですが、法律の観点、個人情報を守るという観点から今この相矛盾する問題点というのは出てきております。そういう中で、極端に言って、この4情報を公開したために事件が発生しているという事例も出てきています。その辺で今後、法律的な判断がされてくるわけですが、県としてはこの4情報についても、法に閲覧ができるからすぐにオーケーじゃなく、やっぱり目的をきちっとということが今現在の解釈なのです。

そういう中で、自治会については自治会活動の中で閲覧を願うという形ですが、ただ、4月1日以降、法が全面施行になってきます。今現在、野洲市の条例では罰則は罰金だけなのです。ただ、法適用になってきますと、懲役の処罰が科せられてくる。だから、この情報を提供した公務員は必然的に懲戒免職という事態も出てきますし、罰金も100万円、50万円と上げられてきておりますので、その辺は若干社会の情勢上ありますので、

基本的に法律で言いますと、個人情報とは本人同意が大原則になってきます。そういう中で今後も運用していきたいので、ここで明確に、じゃ、こうしますということは言えないというのは、先ほど言いました法の全面施行、そして社会全体が個人情報の保護にどうなるかという辺も見極めたいと思いますので、個人情報保護条例については一応そういう形で、明確な答弁はできないのですけれども、そういう中で今現在判断してやらせていただいているということでございます。

そして、もう一点の次世代計画について、市役所の行動計画の策定状況のご質問にお答えいたします。

政令で定める国の地方公共団体は、特定事業主としても行動計画を策定しなければならないとありますことから、本市では総務課長を委員長として、男女共同参画を推進する人権施策推進委員会、及び家庭と子育てを支援する児童家庭課並びに総務課人事担当と、職員組合の代表から成る野洲市特定事業主行動計画策定委員会で現在、行動計画の策定に関する事項、行動計画に定める措置の実施に関する事項を検討しております。国の指針によると、職員のニーズを踏まえることが重要であり、職員に対するアンケート調査や意見聴取の方法等により、広く職員の意見の反映を工夫することが必要となっておりますので、職員に対するアンケート調査をやりましたので、その結果、分析によって野洲市役所子育て支援計画、「子育てしやすい職場環境を目指して」と題した子育て支援プログラムを新年度から職員に適用できる予定で今現在、作業を進めております。

お尋ねの具体的な数値目標でございますが、1点目の育児休業の取得につきましては、平成21年度までには男性職員20%、女性職員100%としております。

2点目の超過勤務の上限の目安時間については、人事院の指針にあります1年につき360時間を超えないこと、また、小学校に入学するまでの子どもを養育する職員については1年につき150時間を超えないとされておりますので、これを遵守させていただきます。

次に、3点目に職員の年次休暇の取得目標につきましては、平成21年度までに15日以上を数値目標といたしたいと考えております。

いずれにいたしましても、この計画が、議員がおっしゃるように、民の模範となり、男女いずれもが気兼ねなく育児ができるような計画にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 山本議員。

27番(山本勇作君) 再々質問をいたしますが、ただいまの、特に私が先ほど申し上げました福祉関係の担当の方からは何らご答弁がないのですが、母子家庭とか父子家庭に対する広報のあり方、あるいはまたどのような体制をしておられるのか、それらを教えていただきたいのですが、これがない。ひとつお願いいたします。聞いている内容が各担当の部課における把握事項というので、総務部長だけでございまして、それぞれの部課にもあるはずですが、これについてお願いしたいと思います。

ただ、先ほどの投書にありましたように、やはり追跡調査するのは税務については何ばでも追跡調査できます。法に決まっていますから。けれども、こういう人たちは、一旦金を貸したら、転宅したら多分戻ってこないだろうと。そういうようなときにはお願いしたら教えてやってくれと言うのだけれども、いけないと言うのですから、これは民生委員は守秘義務が先だと、こういうことですが、それだったらどうなるのだ、我々だったらどうなるのだ、こういうようなことがあるので、その見解を教えてほしいのです。そうでなかったら、幾ら明るい豊かなまち、地域愛の野洲のまちと言っても、そういうのが何一つできないというような状況になってしまって。子どもでもそうです。しゃべっても「知りません」と言われたら一緒です。

そういうことが出てきたら、やっぱり住みにくいまちになるだろうと思うのだけれども、それが保護条例なら、それはそれでよろしいですけれども、やはり野洲市としての見解はできないのかということをお聞きしているのをございまして、県がしておるのだったら、やっぱり野洲市もしていこうということをしていかないと、それに対しては、これは見せてもらう人には何らかの役付がある人に対してはそれをきちんと証明をもって守秘義務を守っていただくというような、市長が言うような最高法規というのをつくると言ったが、そういうのにも入れていったらいい、私はこう思うのだけれども、その辺の考え方はどうだということもやっぱりあわせて聞いていかないと、やはりこういうまじめにひたむきにボランティアで動いている人から見たら、何でだという疑問があって、そして、区長さんだったら、行ったら閲覧ができるということもあるということは、これもおかしな話なので、その点はひとつもう一遍ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、次世代につきましてはいろいろわかりましたが、過日の梶山議員の質問の中で出ましたファミリーサポートセンター事業や、あるいはまた乳幼児の健康支援一時預かり事業についてはやる、しかし、その他の事業について子育てのいわゆる短期支援事業、そのようなものについてはまた最終年度までにやっていくという市長の答弁でもございま

したが、いずれにいたしましても、こういった時代でございますので、子育てに対する環境は高齢者福祉とあわせて重要な課題であるということだけは位置付けをしていただきたいと思います。

それでは、前段のことについてご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 山本議員の再度の質問にお答えをいたします。

まず、母子福祉推進員の件でございますが、これは滋賀県の母子福祉推進員設置要綱というのがございまして、この設置要綱に基づいて活動をしていただいている状況でございます。

先ほどのご質問の母子家庭の援護資金、小口資金の件でございますが、これは滋賀県の母子福祉のぞみ会に原資の貸し付けをしてのぞみ会が実施しているという事業でございます。確かに原理原則は総務部長が申しあげました形で、これを変えることはできませんけれども、そういった実際の本当の福祉を進めていく上での矛盾点という点もございますので、先ほどの投書をいただいた件につきましては、これはまた県の方の所轄課とも相談をしてみたいというふうに思っております。

それから、母子家庭・父子家庭の入学支度金の件でございますが、これも個人情報保護という形で、個人的にこちらの方が調べて、やるということができませんので、広報等の啓発を今回2回行わせていただきました。

ご質問のように、確かに新聞を購読していない方だとか、そういう点の場合は広報が行きませんので、こういう方は個人的に配送を広報しているというふうなことを活用していきたいと思っておりますけれども、これもなかなか徹底が難しいということもございまして、私どもの方も改めて、窓口に来られましたときにこういうふうないろいろな制度の説明を十分個人にさせていただいて、漏れのないようにさらに努めていきたいと思っております。

以上、お答えとします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 先ほどもお答えをさせていただいているのですけれども、現在の時点で言いました住民基本台帳の閲覧がそういう状況になってきて、今現在、市としましては目的を限定して一応それに応じているという状況ですけれども、先ほど言いましたように、やはりその中で、情報を公開したことによって個人に不利益が及んできたということがこの法施行前に大きな矛盾として新聞等で取り上げられておりますので、今後、

4月1日以降全面的に法施行がされてきた状況の中ではやはり法を守って執行していかなければなりませんので、その辺は十分ご理解をお願いしたいと思います。何か工夫できるということはそれぞれの担当の所管で検討はしてまいりますけれども、今この議会の場でこうしますと言うことは、極端に言えば、法を守ってきちっと個人保護を守っていきますという答弁しかできませんので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第19号、第19番、森 申行君。

19番（森 申行君） 19番、森 申行でございます。今回、私は新市誕生に伴う介護保険事業の現状と課題について質問をいたします。よろしくをお願いしたいと思います。

福祉の充実は先進国としての必須条件であります。これは地方の市町村においても言われることであります。我が国も平成12年4月に介護保険制度が導入されて5年が経過いたしました。本市におきましても少子高齢化の進む中でこの制度の浸透は当初の予想をはるかに上回る利用となりました。私もこの介護保険については準備の策定委員会の当初から担当の議員として関わってまいりましたので、この制度の円滑な運営にはひとしお気がかりとするところがございます。そこで今回、主とするところを項目別に何点か質問をさせていただきたいと思っております。

1番目に、まず、介護需要と供給の現状について。

2番目に、会計決算から見た状況。

3番目に、その他、円滑な運営に今欠けていると思われること、あるいは必要なものは何かというようなことがございましたら、お答えをいただきたいと思っております。

次に、平成17年度の予算で見直された、県下でもトップクラスに近い介護保険料の算定について、どのように分析をされておられるのか、この点について、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、平成18年度に第3期の見直しが行われるわけですが、国から出される介護保険法の改正、これが平成17年度、今年度中に出させる改正があれば示していただきたいと思っております。

以上のような現状をいろいろ見た上での今後の課題についてもまとめていただければありがたいと思っております。

次に、第3期見直しの目玉と言われております予防重視型システムの導入計画はどのように今持っておられるのか、この点のお答えをいただきたいと思っております。

それから、介護保険制度を維持するためにも、高齢化社会で圧倒的に不足すると思われ

る施設サービスを補うために民間によるケアハウス、これは老人ホームなどを含むと思いますが、グループホームなどへの進出について行政としてどのような見解を持っておられるのか、これも伺っておきたいと思います。

次に、炊事のできない独居老人などへの給食サービスについて質問をいたします。

旧中里の地区には20年間続いてきた給食サービスのボランティア組織がございます。現在50人でA、B、Cの3班に分かれて活躍をいただいているわけですが、平成15年度には内閣府から官房長官表彰と、県から知事表彰を受けております。これは、現在、20年間ずっとやってきた先輩方はもう80何歳という方もおられるようでございますが、こういった方々の長い積み重ねが評価されたものだと思っております。

こう申しますと、非常に肩を怒らせたような、かた苦しいグループのようにも聞こえる節がございますが、決してそういう内容ではなしに、皆さん年も随分差もあるグループなのですが、実際には料理講習気分で結構楽しくやっておられるというのが現状であります。例えばグループ員の人たちは、それぞれ家でとれた野菜や、あるいは漬物なども全部持ち寄って、それぞれ交換したり研究したり教え合ったりしながら楽しく進めておられる、こういうふう聞いております。また、新しい野菜、あるいは品種、そういうものが出ますと、いち早くこれを自分の畑でつくって、それぞれが持って寄ったり、こういうような楽しみ方もあるようでございます。

そこで、質問でございますが、旧野洲町にもいろんなボランティアグループがたくさんございます。そこで、できることなら、同じような歩調で参加していただいて新市の統一が図れたら、一番理想的ではないかというふうに考えるところでございます。行政としてこうしたボランティア組織を現在どのような位置付けで受けておられるのか、また、今後どのように対応されていくのか、伺いたいと思います。

以上、私からの一般質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 森議員の、新市誕生に伴う介護保険事業の現状と課題について、大きく4点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の1番の介護需要と供給の現状についてですが、まず、介護の需要状況についてですが、介護認定者数は平成16年9月で1,257人、認定率15.6%の状況です。介護保険制度出発時から比較しますと約1.5倍となっております。

次に、介護サービスの利用状況ですが、在宅介護では平成16年9月では794人で、

利用率78.1%と、同じく制度出発時と比較しますと約2倍になっております。施設介護では、同じ16年9月では241人で、利用率19.2%の状況で、同じく制度出発時と比較しますと約1.6倍になっております。高齢化の進展と共に介護の需要は急激に伸びている状況であります。

次に、介護サービスの供給体制ですが、平成15年以降、在宅介護サービス事業者として、通所介護、デイサービスですが、市内で4カ所開設され、短期入所、ショートステイ施設が近隣市で開設されています。施設介護では昨年、老人保健施設が近隣市で開設され、来年度には市内に新たな老人福祉施設が開設されますので、供給体制についても介護保険事業計画に基づき順調に推移していると評価しております。

次に、2番目の介護保険会計の決算からの状況についてですが、第2期計画の初年度15年度につきましても、旧両町ともおおむね収支が整いますが、合併による決算額を含めた今年度につきましても、介護保険給付額を約19億5,000万円程度見込んでおり、昨年度比較で約12%の伸びになっておりまして、大変厳しい状況になり、苦慮しているところであります。

3番目の、円滑な運営に欠けていることについてですが、介護保険制度が出発しまして5年経過した現在、施設サービスを除き、在宅サービスについては順調に需要と供給のバランスが保たれつつあると考えております。今後は量より質への転換がサービス利用者から求められてまいります。今回の介護保険制度改正の論点にもなっております、市町村の実施主体である地域包括支援センターが中心になって居宅介護支援事業所やサービス提供事業所と連携し、評価システムの確立に努めていきたいと考えております。

4番目の平成17年度の介護保険料の算定の分析についてですが、17年度の介護保険料の算定につきましても、介護保険運営委員会の資料を先般配付させていただいたとおりであります。保険料額につきましてもは今回、介護保険条例の一部改正でご提案申し上げた額であります。

ご質問の県下トップクラスの高い保険料という点につきましても、今回の保険料額は、合併という特異な事情により算出した額であり、他市町の保険料額と算定期間や対象人数が異なっているため、確実な対比ができないと判断しておりますので、この点につきましてはご理解いただきたいと思っております。しかし、本市の特徴としまして、認定率が県平均より高いことや在宅・施設サービスの利用率の高さが要因であると考えます。

5番目の今回国が示した介護保険法の改正についてですが、改正の主要な3点について、

まず第1点目は、要支援や介護度1の軽度者の自立や要介護状態の改善を目指した予防重視型システムへの転換、2点目は、在宅介護者と施設介護者とのサービスの公平性を図るため、施設の居宅費等の給付を見直す点、3点目は、ひとり暮らしや認知症高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、市町村が実施主体となる地域密着型サービスの創設等であります。

6番目の、現状から見た今後の課題ですが、従前より議会においても指摘をされておりますとおり、高齢者の誰もが元気で長生きすることと、要介護の期間をいかに短くするかという点にあります。それには、議員が12月議会で提案されました住民主体の健康づくりをさらに進めていくことが重要課題であると考えております。

2点目の予防重視型システムの導入計画についてですが、この予防重視型のシステムづくりで主要な点は、要支援または要介護1の方をさらに評価し、新たに創設する新予防介護サービスの提供や新予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの設置等、種々の体制整備が必要であります。そのため、本市におきましては来年度早々にプロジェクトチームを編成し、国の具体的な動きを踏まえ、平成18年度実施に向け準備をまいりま

す。

3点目の民間によるケアハウスやグループホームの協力体制の考えについてですが、まずグループホームにつきましては、湖南管内には8施設が整備され、うち1施設は本市内に整備されています。軽度の認知症の介護に有効であります。また、ケアハウスにつきましては県内20カ所、管内では3カ所が整備されています。いずれも民間による整備と運営でありますことから、今後も民間活力に期待するものであります。

最後に、4点目の独居高齢者等へのボランティアによる給食サービスの対象地域拡大についてですが、まず、今日まで活動されましたボランティアの皆様から敬意と深く感謝を申し上げます。

この事業は、平成17年度におきましても引き続き実施してまいりますが、現在のボランティアで調理ができる食数や配達できる範囲などから、当面は旧中主町区域での継続実施になります。今後、ボランティアの育成など体制を整え、徐々に旧野洲町区域にもサービスを広げていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 森 申行君。

19番（森 申行君） いろいろご回答いただきまして、ありがとうございます。順不

同になるかも知れませんが、ちょっと整理が付いていなかったのです。

先般、係の人に聞いておりましたら、特老の入居待ち、これが中主の方のあやめの里で96人、そして悠紀の里で53人の入居待ちがあって、現在の施設の1.5倍の入居待ちであるということを実は聞いておりました。今回計画されております特老ができますとまた緩和される点はあると思いますが、介護を受けておられる人と、待っていてそのうちに寿命が来てしまった人との差は随分大きいものがあると思います。

こういうことにつきまして、非常に施設自体は立派なものできておまして、私も中主の方で議長時代によく各県からの視察を受けまして、いろいろ立ち会いをさせてもらいまして、施設長の藤井さんから詳しい説明なんかと一緒に聞かせてもらいまして勉強させてもらっていたところがあります。例えば廊下でも、あれは全部二重張りになっています。そして、こけたり、ひざを付いたりしたときにショックを和らげるようにというような、非常に、経費はかかりますけれども、行き届いた、目に見えないところに気を配った施設だというふうに説明を受けています。それから、電灯一つにつきましても、8万でできる和紙の何が覆いにありまして、非常に目に優しい施設だというふうに聞いております。私の親戚も一時あそこでご厄介になったことがあったのですが、日常に表情が和らぎまして、立派な施設だなというふうに思いまして、視察を受けるときもいつも肩身の広い思いをさせてもらっていたような経験がございます。

こういうことですので、これは入居待ちということになりますと、市営の住宅でも同じことが言えると思うのですが、入れた人と入れない人との差は随分大きい。言葉を変えますと、不公平さがあるということが言えるんじゃないかと思いますが、こういう点もひとつ考慮に入れて今後考えていただきたいということを希望しておきます。

それから、コストの削減とかということなのですが、高い介護料金になるわけですが、こういうものはサービスがよければよいほど経費はかかるということ、これは原理で、無理のないことなのですが、この辺のことにつきまして一つお伺いしておきたいのは、中主の場合はある民間の専門のコンサルタントの指導を受けて、お金をやっぱり払って、そのアドバイスを受けて、そして基本的な設計を立ててこの運営をやっているという現状があります。莫大な資料です。私も引っ張り出して持ってきたのですが、平成14年度の第2期の見直しにこれだけの部数のものが裏表にびっしり書いているわけなのですが、これは全国の優良な資料、あるいはユニークな発想、いろんなものを取り上げて紹介されているわけです。こういうものもせっかくお金をかけてできていたわけですので、新しい野洲

市になってからもぜひとも参考にさせていただいたらどうかなと思います。

1つだけ例を紹介しておきたいと思います。これは広島県の御調町というところなのですが、尾道からちょっと北側へ入った裏側の山奥の山村です。8,100人の人口で、このうち老人率が31.何%あるわけです。これはどういうことかと申しますと、「元気なうちに福祉バンク」というタイトルで、年寄りも皆加わっていわゆるボランティアの貯金、こういうことを手がけてやっているという、こういう例なのです。これは、8,100人の人口なのですが、そのうちの1,741人が参加をしているということです。これは5人に1人に当たる人数なのです。この人たちが皆登録をして、これは1時間1点の割合で貯金をしておく、元気なうちに貯金をしてボランティアに参加したり、あるいは体の不自由な人を助けたり、いろんな方面のボランティア参加をしているという、こういう例でございます。

非常にユニークな形で、私はずっと一通りは一応そのときに読んだのですが、もうほとんど忘れてしまっている部分が多かったのですが、もう一度開き直してみて、目に付いた部分、ユニークだなというふうなことで、ひとつ紹介を兼ねて提案をさせてもらいたいと思います。

それから次、飛び飛びになるかもわかりませんが、介護予防のヘルパーですね、指導に当たる人、いわゆる筋力トレーニングやいろいろあると思うのですけれども、これにいるんなよその例も聞きますと、新しい、これは専門のヘルパーさんの指導がやっぱり必要だということで、これの養成を早目からしておかないといけないと思うのですが、こういうことが今現在、野洲市においてどういう計画になっておるかということをお尋ねしておきたいと思います。

これは、あるところによりますと、まだ免許を取ったところのヘルパーさんが、張り切る余りに無理なトレーニングをさせて、かえって逆に体を悪くして寝込んでしまったというような例があちこちであるというようなことを聞きますので、こういう人を管理するやっぱりベテランの指導員、保健師さんが必要だという、こういうふうなことが書いてありましたので、これも一緒にお尋ねがてら申し上げておきます。

それから、給食のボランティアなのですが、これは私ごとになってしまいますが、私の家内も1つのグループのボランティアのグループ長というのですか、そんなのを今やっております、実はきのう、日曜日でしたけれども、この給食のボランティアサービスの研究会というのがございまして、行ってあったわけですが、それで見ると、資料をも

らいましたのですが、中主に今現在13のボランティアのグループがあります。そして、野洲の方に12ございます。文化サークル活動などは野洲の方がずっと多いグループがあるわけですが、こういうことで非常に両方とも活発なながありまして、結構人数もたくさんおられるということですので、どうかひとつ行政としても十分こういうものをいい意味で上手に取り扱いをしていただいで活力にさせていただきましたら、この人たちは非常に前向きな人たちが多いいと思いますので、新しい市の活力にして活用していただけたらということをおもうわけです。よろしくお願ひ申し上げます。

大体、以上で私の尋ねたいこととございませう。あと、申し上げた点、回答ができましたら、お願ひしたいと思ひませう。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 森議員の再度のご質問にお答えをいたしませう。

まず第1点目の、コストの削減に向けた民間のいろいろなノウハウを取り入れてはどうかというご提案とございませう。

事例に出されませうした御調町につきませうしても、10年ぐらいい前に私も伺ったことがございませうますが、いろいろな全国の取り組みについてまたいろいろ勉強して、取り組めるべきものは取り組んでいきたいというふうにお思ひしております。

それから、2点目の介護予防に新たに従事する方々の養成ですが、この点についてはまだ国の方もこういうふうな具体的な研修等が、これからすぐ出てくるとは思ひませうけれど、そういう国の方向も踏まえまして、早速取り組んでいくべきものは取り組んでいきたいというふうにお思ひしております。

最後のボランティアの件とございませうますが、非常にボランティア活動というのは野洲市にとっても、福祉にとっても重要な存在でありますので、ご提案いただきましたように、また一緒に考えて取り組んでいきたいというふうにお思ひしております。

以上、お答えをいたしませう。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第20号、第4番、津田 實君。

4番（津田 實君） 20番、津田 實とございませう。私は財政の健全化にどう対応すればよいかということについてお尋ねしたいと思ひませう。この件につきませうしては、10日、11日の代表質問の中でもそれぞれの方がおっしゃっておられませうましたが、それだけに、皆、関心があることだろうと思ひませうして、私は私なりに少し視点を変えてお尋ねしたいと思ひませう。

まず、合併後はじめての予算が発表されまして、本市は前年度比2.1%増の積極型予算編成でございます。反面、近隣市の予算は極めて緊縮型でございます。しかし、本市の予算の中身を見せていただきますと、年々増加する市債の発行や基金の取り崩し、特例債発行など、無理をした予算編成になっており、バブル時期の考え方を思い起こさせるものでございます。一般会計の市債残高も247億円、これは1人の市民に直しますと約50万円の借金ということになりますが、これにプラス特別会計を入れますとさらに膨れ上がるわけでございますが、このような市債残高になっておりまして、近隣市と共に大変厳しい借金財政の状況でございます。合併での行政課題も多く、新市の均衡を図る上で評価できる点もございますが、新年度事業に例えば箱物と言われるハード事業も多く、投資予算単価も大変高く、用途、効果も不明で、今の時代に合わない予算化が見られると思います。

このような計画でどんどんハード事業を進めていきますと、いずれ維持管理費がツケとして新規建設費以上にかかってくるのが当然でございます。財政の逼迫時代が到来することは必至であると思います。したがって、新規箱物時代は終わった、整理・縮小を考えるべきと多くの市民も思っておりますし、新聞紙上などにもそういうことが随分掲載されております。

そこで、私は、少子高齢化や景気低迷と税収の伸び悩みの中、このような箱物がどうしても必要なときは、他の施設と合体した複合施設にするか、既存の施設をリニューアルまたはリフレッシュしてでも統合整備するなど、用途変更してでも今後の維持管理費を抑制する方法が合理的で賢明であると考えます。

そこで、本市は行財政改革を敢行し、人が奏でる夢と希望の持てるまちづくりのために、次の点においてお伺いいたします。

1つ、市債発行残高を漸次減らしていくという行財政改革の計画はあるのか、ないのかということです。

2点目は、経常経費、一般の会社で言いますと固定経費と言われるものですが、これの削減計画と効率考課への立案実行をしようとされているのか。

3点目、三位一体改革の中で自主財源増額確保が計画されているのか。

以上の点についてお伺いするものでございます。以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 津田議員の、財政の健全化にどう対応すればよいかについてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の市債発行残高を減らす財政改革計画についてでございますが、まず、旧中主町ならびに旧野洲町におきましてはそれぞれ財政構造改革に關します計画を策定しておりまして、これまでも市債発行額の抑制など、市債残高の減少に努めてきたところでございます。

野洲市におきましては、今までもお答えをさせていただいてきましたとおり、平成17年度から18年度に策定を予定しております総合計画の中で将来の行政需要や長期の財政シミュレーションなどの検討を進める予定でございます。これらに合わせて財政構造改革に關する計画を策定していくこととしておりますので、この中で起債残高の抑制を含めた市債残高の調整計画につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

また、地方債の発行については、長期にわたって市民が利用されず施設の整備費用などにつきましては、その公共性から、後世代にも公平に負担してもらうための調整機能も含まれておりますために、原則論といたしましては過度な発行は当然控えるべきとは考えておりますが、残高につきましては先ほどの負担公平の原則から、必ずしも無理をして減らしていくものではないのではないかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目の経常経費の削減計画についてのご質問ですが、第1点目と同じく旧中主町並びに旧野洲町におきましてはそれぞれ財政構造改革に關する計画に基づきまして、これまでも人件費、また物件費などの抑制に努めてきたところでございます。今後につきましても、先ほど申し上げましたように、財政構造改革に關する計画を策定します中で、特に経常経費の削減につきましても方策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の三位一体改革の中での自主財源増額確保の計画についてでございますが、三位一体改革の中におきましては、所得税の市町村民税への振り替えなどの税源移譲によりまして、今後、一定限は確保されるものと現時点では判断をしております。

また、三位一体改革以外の自主財源確保ということになりますと、まず本市へのやはり優良企業誘致によります法人市民税の確保などが考えられるわけでございますが、これにつきましては工業振興の条例化を目指して今議会においてご審議をお願いしているところでございます。

また、その他、使用料の見直しなど、その他の財源につきましても、今後、財政構造改革に關する計画を策定する中で、この点につきましても慎重に検討していきたいと考えて

おりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

以上を申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 津田 實君。

4 番（津田 實君） ありがとうございます。

1 点目、2 点目、3 点目のことにつきまして、共通することは、毎年の予算を組まれるときにこのプライマリーバランスという、つまり財政収支の黒字化を図るための予算をとっていかないと、借金をして予算を組んでいくというやり方については、また行政課題がこれからどんどんふえてくる中で、それに対応していくとどうしてもやっぱり借金がふえていくということも考えられます。この新市まちづくり計画の中でも、平成 20 年では相当な借入れが予定されておりますので、これからずっと 10 力年計画の中を見ておられます、やっぱり 60 億ほどの借金がふえてくるというあんばいです。こういうことについては、こういう財政をやっていきたいという 1 つのグラフで市民に広報等で報告するのではなくして、実態を市民にわかりやすく報告していかないと、やっぱり市民としては、この市はどうも、今までの旧野洲町は右肩上がりであったけれども、左肩の方に下がっていく状態に財政上なっていくのと違うかと。今回計画されております工業振興計画などは非常によい案でございます、そういうことをやっていってどんどん自主財源をふやしていかないと、国の三位一体の関係やら、その他、市債が先に予算を組んでいたらいいというような考え方ではとてもこれからはいけないというように思いますので、返答は結構でございますが、夢のある地域づくりをしていただくためによりしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。40 分まで休憩します。

（午後 2 時 24 分 休憩）

（午後 2 時 40 分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 21 号、第 13 番、中田幸子君。

13 番（中田幸子君） 13 番、中田幸子でございます。私は 2 件の一般質問をさせていただきます。

まず第 1 件目、合併後の観光物産振興の取り組みについてお伺いいたします。

昨年 10 月に合併してから 5 カ月が過ぎましたが、2 町がそれぞれに取り組んでこられました観光物産振興を 1 つにされて、まちづくりにどのようなメリット、デメリットが出

てきましたか。

わがまちは豊富な観光資源も多く、自然環境にも恵まれ、訪れる人々も多くなっている今日ですが、観光バスが毎日入っている大型店舗施設や、イベントの計画も数多く実施され、多くの観光客の来訪が見受けられます。そして、今計画されている「まちの駅」等ができますと、観光に対するまちづくりの取り組みの充実が必要と考えられます。観光客の訪れをまちの活性化につなげるためには、収益につながる事業をやらなければ、潤いのあるまちづくりにはならないと考えます。そうすると、観光物産振興の取り組みはまちづくり活性化のために大きな役目があり、観光に対する組織づくりが重要と思います。現在、行政の観光担当が観光物産協会の事務局も兼ねておられ、施策する立場と事業をする立場と両方を抱えて取り組まれておりますが、大変困難を来しているのではないかと感じます。そのためには、行政の観光担当と観光物産協会のあり方を考えなければならないと思います。以上のことから、次の点についてお伺いいたします。

合併によるメリット、デメリットは何であるか。

2つ目、組織を充実するためにどのような対策をされているのか。

3つ目、観光物産振興の強化を必要としますが、その検討内容はどのようでございますか。

4点目、観光物産協会を法人化に向けていく考えについて。

以上のことについてのご回答をお願いいたします。

第2件目、充実した生活が送れる地域の福祉についてをお伺いいたします。

福祉事業の取り組みも、両町がそれぞれに実施されてきました内容を合併後はどのようにまとめ、今後進めていかれるのか、お伺いいたします。

特に高齢者の福祉については対象者も多く、活動範囲も広く、きめ細かく取り組めていけるのかと少々不安も感じております。旧野洲町のときから実施されている各自治会の会場で月1回開催されている高齢者対象のふれあいサロンは回数をふやしてほしいとの声もありますが、今後も続けていけますか。

また、旧中主町は地域に出向くふれあいサロンの事業はされておられたのでしょうか。

もし、野洲市全体を行政が各自治会で実施されるふれあいサロンを周るとしたら、相当の時間と人材が必要となるのではないかと思います。このようなことから考えますと、それぞれの地域の中で地域の人たちで高齢者サロンの取り組みを推進していくことが大事になってきます。現在、地域で高齢者サロンを取り組んでおられるところもありますが、そ

のような活動に支援、活動費等を検討していただきたいこと、ここ3年間発言してきましたが、今までに検討されてこられましたことに結論を出される時期ではないでしょうか。具体的に検討された内容と結果をお伺いいたします。

次に、「健康長寿のつどい」の取り組みについてお伺いしたい。

今後は各地域で実施されるとの計画でございますが、町全体で開催されてきたものが、学区ごとになり、各地域でと、取り組みの形態も変わってきました。20年前、10年前の高齢者数からは随分と多くなっていますので、事業内容も変わっていくのは当然だと思っております。高齢者の生活状況も変わっておりますし、長寿の方も多くなっておられますが、行動範囲は限られております。この現状から考えますと、各自治会での実施は現状に合っていると考えられます。といいますのも、私の在住する自治会で主催する「健康長寿のつどい」には多くの高齢者が参加されていますが、行政が実施されている方には参加者が少ないのが現状でございます。地域での「つどい」と同時に、大きなイベントとして多くの方が交流できる「高齢者のつどい」も開催されることもあっていいと思いますので、検討課題の1つにしておいて下さい。

では、今後の「健康長寿のつどい」は具体的にはどのように実施されるのかをお尋ねして、終わります。

以上のことについて、質問のご回答をよろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 中田議員の、合併後の観光物産振興の取り組みについてご答弁をさせていただきます。

まず、合併によるメリット、デメリットでございますけれども、国民が余暇時間を主に観光に費やすと言われる今日、観光産業による地域の発展は今後、創意工夫により、大きく期待できるものと考えております。観光は総合産業であり、観光資源を生かして誘客促進を図り、地域経済を活性化させ、ひいては雇用創出につなげていくことが観光振興の目的であります。

本市においても、合併によりJR琵琶湖線や国道8号、湖周道路を利用して観光客にお越しいただく機会がふえました。また、琵琶湖や近江富士という、湖と山という観光資源がつながったこと、あるいは歴史的にも価値のある社寺仏閣がふえたこと、さらに物産品販売施設なども有する地域となり、観光客が見たり、食べたり、体験できる施設がふえたことが大きなメリットでございます。観光客数を見ましても、平成15年のデータで、1

年間に旧野洲町が108万人、旧中主町が69万人、合計177万人の方が本市にお越し
いただいております。

一方、これらの観光物産資源を点と点から線にしようと、情報収集し、ルート化してい
くには、職員が各施設の関係者と交流することが大切であります。合併後5カ月が経過い
たしましたが、担当職員が日々努力をしておりますので、よろしく願いいたします。

第2点目の、組織を充実するためにどのような対策をされているのかというご質問でござ
いますけれども、各種の観光物産振興事業を実施するには事務局体制の充実を図ることが
大切です。現状では、行政職員が観光物産協会の事務局を兼務しております。企画、
PR、実施など、すべての事務を担っております。特に観光シーズンともなりましたら、
異なる複数の事業が同時期に実施され、観光客からの問い合わせや関係者との調整等の対
応にせまられております。「人が集まるところににぎわいあり」と言われますが、現在、
担当課では生きた観光物産情報を収集し、その季節にふさわしい地域に観光客を誘客しよ
うと、日々、関係者の方との交流を行っておるところでございます。

今後、「まちの駅」など新しい観光スポットができますと、さらなる観光客の増加が見
込まれますが、皆様に満足いただけますように、よりきめ細かなハード事業やソフト事業
を実施して本市へのリピータをふやしていく工夫が必要であり、行政と観光物産協会の役
割分担や推進体制づくりは必要不可欠だと考えております。

第3点目でございますけれども、観光物産振興の強化を必要としますが、その検討内容
についてはというご質問でございますけれども、観光物産振興を図るためには、行政だけ
ではできないことでございます。本市では昨年10月に両町の観光物産協会も合併されま
して、新たに野洲市観光物産協会を組織されました。本市では主に観光物産振興に必要と
するハード事業の実施は行政が、観光物産資源を活用したソフト事業は市観光物産協会が
実施するよう位置付けておりまして、当協会に事業補助金の交付や事業委託をしておるこ
ろでございます。

合併後の実績としましては、JR野洲駅前観光案内所の運営をはじめ、昨年11月には
中山道を利用した500人規模のハイキングを実施され、史跡見学の他、本市の名産品を
試食してもらうイベントを実施されています。また、国の名勝に指定されております兵主
大社庭園をはじめ紅葉時期にライトアップされました。物産品販売もしながら約2,0
00人の集客をされた実績もございます。これら各種事業は、行政、観光物産協会員、商
業者、市民ボランティアなどと協働して実施され、相互交流によるまちづくりにも一翼を

担っていただいていると考えております。

続きまして、観光物産協会を法人化に向けていく考えについてでございますけれども、今後、観光物産振興がまちの活性化にもつながると予想される中にありまして、各種ソフト事業を実施する野洲市観光物産協会の役割は重要なものになると考えております。そのために、当協会ではできるだけ早い時期に、現在の任意団体を社会的にも認知される社団法人化にし、事務局体制を強化し、各種自主事業や受託事業などが積極的に展開できるような組織づくりに着手されようとしております。行政といたしましても、法人化の実現に向けて関係機関と連携を図りながら全面的に支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中田議員の2点目の充実した生活を送れる地域の福祉についてお答えいたします。

まず、旧両町のふれあいサロンについてご説明いたします。

旧野洲町地域では、市から委託された社会福祉協議会の指導員が毎月各地域の自治会館などに出向いて各種団体等の協力を得て高齢者ふれあいサロンを実施しております。現在は40会場です。

また、旧中主町区域では、自治会が民生委員等と協力し、社会福祉協議会や行政の補助を受けて小地域ふれあいサロンを実施されております。合併協議の結果や種々検討の結果、平成17年度以後につきましては、旧野洲町が実施しております高齢者ふれあいサロンを全市50会場で実施する計画をしております。また、旧中主町の小地域ふれあいサロンについても全市を対象に継続していく考えであります。

また、野洲市社会福祉協議会が実施しております小地域ふれあいいいきいきサロン活動支援事業は市社協におきましても継続し、高齢者や子どもの地域福祉活動を推進していくと聞いております。

続きまして、「健康長寿のつどい」の今後についてお答えいたします。

旧野洲町では、社会福祉協議会に委託し、各学区ごとに「健康長寿のつどい」を実施してまいりました。旧中主町地域では、自治会が中心に敬老会を実施しております。関係団体と協議の結果、自治会が実施する敬老事業に対して補助金を交付する予定であります。

本市としましては、少子高齢社会を迎え、地域において世代間交流と地域で支え合う地

域福祉の充実が求められている中、地域の高齢者の長寿を地域の人々と共にお祝いし、共に生きる意味を実感できる地域社会の構築を推進することが重要であると考えております。身近な地域で大勢の高齢者が参加され、地域住民の手づくりによる心温かい特色のある敬老事業となるよう支援をしてまいりたいと考えております。

また、ご質問の検討課題とされております「高齢者のつどい」につきましては、社会福祉協議会や関係団体と協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 中田幸子君。

13番（中田幸子君） 再度質問させていただきたいと思えます。

まず、観光物産振興の取り組みの方でございますけれども、合併したことで観光客の客数も年間177万人もが来訪されているということを今お答えいただきまして、確かに本町は歴史的にも価値のある社寺仏閣が、合併することによりましてふえました。そして、物産品の販売施設を有する地域にもなったことから考えますと、観光物産の振興の取り組みの充実性というのが大変重要になってくると思えます。

そちらがおっしゃいますように、行政と観光物産協会の役割分担や推進体制づくりに早急に取り組むことだと私は考えております。そのためには観光物産協会の法人化は避けられない。では、その現状では予算にどうであったかということ、予算に合わせた一貫性のイベントや行事しかできなかった現在の観光物産協会のものが、法人化することで自主事業として、継続したイベントや行事、そして公益事業にも取り組むことができるというメリットがあると思えます。

観光は総合産業であると今おっしゃっていただきました。そのとおりでございます、収益は商業の発展にもつながり、人を動かすこともあります。そして、施設、道路、交通の改善へと、まちづくりの発展の原点と考えております。そのためには活動の拠点が必要となってまいります。今、野洲駅前の南口に観光案内所の建設を計画中でございますが、その場所は野洲の玄関口でもあり、観光物産協会の拠点とするには最適の場所と考えております。そこには観光案内、物産販売、喫茶コーナー、住民のサービスコーナー、さらには観光物産協会の事務所等を併設した総合案内所としての設置されることは、住民をはじめ、多くの人々の交流の場となって、本市を訪れる人々へのおもてなしの構えもできると私は思っております。このことについて当局のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

次に、地域の福祉についてお伺いいたしたいと思えます。

小地域のふれあいサロンと今おっしゃっていただきましたけれども、これを支えているボランティアの人々でございますが、このお世話をしているボランティアの方はどのように進めていいのか、カリキュラム等もございません。その不安の中で取り組んでおられます。この現状でこのボランティアの方々への育成や支援をどうされていくのか、お伺いいたしたいと思います。

その次に、このサロンを地域のボランティアだけでお世話をさせるというのか、するだけではなく、時には市職員の派遣もされて、そして指導や、活動を見回るということも大事だと考えますが、このことについてのお考えをお伺いいたしたいと思います。

そして、このふれあいサロンを担当している各地域の代表者、この方たちの意見交換や交流ができる場の設定も必要かと思えます。実施している内容がこれでいいのか、よりよい工夫はないのかと、ボランティアとはいえ、交流の場を意義あるものにしていきたいと考えて活動しておられるのが現状でございますので、どうでございますでしょうか。

次に、「健康長寿のつどい」についてですが、1点だけお伺いいたしたいと思います。

自治会の敬老事業に対して補助金を交付されるとのことですが、その具体的な内容について、伺いたいと思います。

以上、再質問させていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 中田議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

観光物産協会の活動拠点についてでございますけれども、現在、野洲駅の南口の前にあります観光案内所の運営につきましては市が観光物産協会に委託をしておるものでございまして、現在の観光案内所につきましては1名常駐していただきまして業務を行っていただいております。最近はやはりこうした観光ブームということもございまして、専門的なそうした問い合わせ等もたくさんあるというふうに聞いております。観光物産協会の事務局との連携につきましては、関係を密にいたしまして対応していただいておりますというふうなことでございますけれども、今後につきましてもそうしたことの必要性はあると考えておるところでございます。

観光物産協会の事務局につきましては、ご承知のとおり、現在、野洲市役所の分庁舎の商工観光課の中にあるわけでございますが、中田議員がご質問いただいております法人化後の観光物産協会の活動拠点についてでございますけれども、市といたしましては今後、法人化後の活動拠点の場所などにつきましても観光物産協会でご検討いただくという考えをし

ております。その結果がまとまりましたら、観光物産振興によるそうした活性化を図る組織といたしまして、できる限りの支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中田議員の再度の4点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の小地域ふれあいサロンを支えるボランティアの育成支援をどうするかという点でございますが、こういうサロンを地域で広げていくときにはやはりボランティアの方というのは非常に重要というふうに思っております。そういう点で現在、社会福祉協議会が設置しておりますボランティアセンターと協力して育成に努めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目のこの小地域ふれあいサロンの市職員の派遣でございますが、この点につきましては小地域ふれあいサロンがいろいろなメニューをすすと思ひます。介護の問題を勉強したいとか、そういうときには市の職員がいますので、当然お声をかけていただければ市の職員を派遣したいというふうに考えております。

それから、3点目の小地域ふれあいサロンの運営をする者の交流の場ということでございますけれども、これはやはり非常に地域の中のネットワークというのは大事というふうに思ひます。そういう中でいろいろな情報が得て、それぞれのサロンの中にもいろいろな工夫をされて取り組むことができると思ひますので、ご提案のとおり、ぜひこれについては取り組んでまいります。

それから、4点目の自治会の敬老会の補助金の額ですが、現在、自治会の75歳以上の高齢者50人までごとに1万円、それから、自治会の75歳以上の高齢者1人につき1,000円を加えた額ということで今回、予算計上をさせていただきました。

以上、4点につきましてお答えいたしました。

議長（秦 眞治君） 中田幸子君。

13番（中田幸子君） ありがとうございます。

観光物産振興について、もう少し意見を述べさせていただきたいと思ひますが、社団法人として、近隣では大津とか彦根、長浜、近江八幡等が現在運営されておられます。過日、近江八幡の観光物産協会に出向いて、取り組みについてお聞きしてまいりました。その中の一部ではございますけれども、その物産協会のおっしゃられましたことには、今までは

行政の配下の中であるときは史跡観光のみであったと。それが商業観光に関連し、商店の活性化につながっていったということがメリットであったと。そして、自主的な事業にも展開ができていくと。一過性じゃなくて、展開して輪が広げられていったということがメリットであったと。それから、公的な収入につながる事業も任せていただいたということなどが、法人化に向けてのすごくいい内容であったと。それでまた、この観光に対しての専門員の配置ができ、より一層の観光まちづくりに専念して取り組むことができた。

そして、1つは提案であるが、立ち上げた数年の間は行政より、やはり商工観光課より出向業務をしていただいたと。それは、やっぱり立ち上げるにあたってはほうり投げるだけではいけないということで、今のままを少しずつ譲っていく、立ち上げの手助けをしていったと。それで、向こうの方のアドバイスとして、公的な収入につながる1つとして、今度できる「まちの駅」等の運営を任されてみてはどうでしょうかというご意見もいただいております。

そして、まとめとしては、商業機能や観光交流振興に向けて、観光をはじめとする各種情報発信拠点として駅前周辺の整備が必要であると。その中にぜひとも取り入れていただくことを要望しておきます。

そして、重ねて観光物産協会の社団法人化が早期実現に向けて取り組んでいただけることを強く要望して、要望で終わっておきます。

次の地域福祉についての方でございますけれども、旧中主町では小地域ふれあいサロンの実施には補助金を受けてされておられたとのことですが、旧野洲町では初年度に限り補助金を交付、たしか3万円だったと思いますけれども、されておられました。それぞれの事業は次年度も継続されるということでございますけれども、旧野洲町内で小地域ふれあいサロンを現在実施されておられる自治会は何カ所ございますか。

その活動に対しては今後はどのような支援を計画されておられるのか、再度質問をして終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 再々度の小地域ふれあいサロンの現在の旧野洲町の状況についてのご質問でございますが、再々質問の中にありました、初年度に限り旧野洲町で3万円の補助金という、これは旧社会福祉協議会の事業でございました。これはそのまま社会福祉協議会も継続するというふうに聞いております。今度新たに野洲市として取り組みます小地域ふれあいサロンの旧野洲町のところでは、北口をはじめ約5カ所のこと

を想定しております。

また、活動費といたしましては補助金で支援をしていきたいという考えを持っておりません。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第22号、第14番、小島 進君。

14番（小島 進君） 14番、小島です。議長のお許しを得ましたので、今回の定例会で2件の一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、県道野洲甲西線の交通渋滞についてでございます。

国道8号線御上神社交差点及び三上小学校前交差点付近の交通渋滞は朝夕であります。これは皆さんも知っておられると思います。朝は7時ごろから渋滞し始め、最長南櫻まで、9時前後まで続きます。夕方は5時過ぎから渋滞し始め、6時半ごろまで続いております。このような状況が月曜日から金曜日まで毎日です。さすがに土・日はすいております。きょうも私は昼に帰ってきたのですけれども、昼も、がらすきです。20分で野洲庁舎へ往復できます。この渋滞は本当に通勤時間帯でもあり、地元南櫻、北櫻、近江富士団地、または三上の地元住民は非常に困っております。この時間帯で車で三上小学校まで行くのに約30分、野洲駅まで約40分かかります。野洲市も三上学区の交通渋滞解消は緊急を要すると理解はされているが、一向に先が見えてきません。

昨年3月の定例会で藤村議員の一般質問に対しまして、県のアクションプログラムには入っていないが、三上小学校前の交差点に右折だまりの設置は交通渋滞解消策と考えると回答されております。検討されましたか、お伺いいたします。

また、野洲市としてこの県道野洲甲西線の交通渋滞解消策のお考えをお伺いいたします。

次に、南櫻地先にあります特老悠紀の里及びデイセンターさくら、両介護施設の正門入り口周辺の、環境整備と書きましたが、住環境の整備についてお伺いいたします。

両介護施設の正門に隣接する場所に京都の株式会社三浦太幸堂の材料倉庫があります。これも3年前と書いておりましたが、調べますと、私が要請を受けたのが平成13年1月に京都へ行っておりますので、4年前になります。4年前に材料倉庫の移設及び移転をお願いに京都に寄せていただきました。整備及び駐車場等に使用したいとの要請がありましたので、倉庫の持主のところへ寄せていただきました。京都市中京区にある株式会社三浦太幸堂へ出向き、移設・移転の仲介をした経緯があります。その後、旧野洲町健康長寿課で交渉の対応をしていただけてきました。中間の交渉過程は聞いておりませんが、長い経

済不況による、その時点では町財政等々、不況でありますので、相手側に丁重に断りを入れたと聞いております。

野洲市には、この施設の吉川に特老あやめの里があります。正面はきれいに整備されております。また、今回体育館裏には（仮称）祇王の里、もう仮称じゃないと思いますけれども、建設中です。正面はその施設に合った周辺環境整備がされると思います。新市まちづくりの観点から、この特老悠紀の里、デイセンターさくら、両介護施設正門入り口周辺の住環境整備をされるよう強く要望いたします。

当局のお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 小島議員ご質問の1点目、県道野洲甲西線の交通渋滞について、お答えをいたします。

県道野洲甲西線の交通渋滞解消は本市の道路行政に課された緊急課題の一つであると認識しております。根本的な解決は国道8号バイパスの整備であります。当面は、渋滞緩和に一定の効果が期待できる県道の交差点改良、あるいは時差式信号機の導入等について、検討してまいりました。

まず、1点目の交差点改良に関しましては、詳細なデータを把握するために昨年、現地において交通量調査を実施いたしました。その結果、三上小学校前を国道8号方面へ向かう車両のうち、通勤時間帯においては約20%が右折車両でありました。この右折車線が後続の直進車両の流れを阻害することとなり、渋滞を引き起こす要因となっております。これの解決につきましては、道路管理者である滋賀県当局に対しまして、三上小学校前交差点、さらには御上神社前の国道8号と県道との交差点改良を実施していただくよう強く要望しているところであります。

2点目の信号機による渋滞緩和策につきましては、三上小学校前並びに国道部分の交差点改良が実現するまでの対応として、三上小学校前交差点では時差式信号機の導入により右折を容易にし、また国道交差点においては国道と県道の通過車両台数の比率に適應した信号サイクルタイムを設定することにより、県道を通過する車両の流れをスムーズにしようとするものであり、それぞれ公安委員会と調整、要望しているところであります。

また、先にも申し上げましたが、抜本的対策は国道8号バイパスの整備であることは、他の先進事例を挙げるまでもないところでありますが、実現には相当の時間を要する見込みであります。しかし、その実現に対する経済的可能性、また実現した場合の効果は他の

手法の比ではなく、今後、バイパスの必要性はさらに高まるものと考えております。

今後は、国道事務所と連携を強め、バイパスの早期実現に向けて取り組み強化をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 2点目の特別養護老人ホーム悠紀の里及びデイセンターさくらの両施設正門前の環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

悠紀の里及びデイセンターさくらの正門前にある倉庫につきましては、議員ご質問のとおり、社会福祉法人野洲慈恵会から、悠紀の里及びデイセンターさくらの駐車場が狭く、両施設の利用者やボランティア団体などの来訪者が年々増加しているため、倉庫の土地を駐車場用地として確保するよう要望がございました。そこで、倉庫の所有者に対し、買収に向けて交渉を重ねましたが、代替地や物件移転補償費等の問題で交渉が長期化し、買収が困難になりました。その後、隣接しています第二びわこ学園の移転により、跡地を借りることが可能になり、駐車場の確保ができました。

なお、この土地と建物を買収して環境を整備することにつきましては、ご承知のとおり、大変厳しい財政状況にありますので、現在のところではこの土地の利用計画がないことから、買収はすぐに考えておりませんが、今後、悠紀の里やデイセンターさくらの事業拡大の必要性が生じた場合にはこの土地の有効利用を検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 小島 進君。

14番（小島 進君） まず1点目ですけれども、今、回答をいただいたのですけれども、去年の6月10日に交通料の調査をいたしまして、6月30日に県の方に地元の要望書を持って寄せていただきました。自分はいなかったのですけれども、その中で県は、右折だまりの設置は効果が薄いと。それに対するこちらから行ってもらった方に、右折・直進の信号機のソフトを改良して何とか、このソフトを変えていただくだけで10カ月もかかるのですか、本当に。地元住民は本当に困っておるのです。信号機をちょっと直すぐらいただったら、すぐにできるんじゃないですか。真剣になって考えていただいていると思いますが、余りにも長いと思います。

10日の代表質問の中でも豊政会の代表の河野議員からもこの交通渋滞に触れていただ

きました。ここでの回答ですけれども、この県道野洲甲西線の交通渋滞の基本は8号線の渋滞が原因だという行政側からの回答がありました。8号線からの渋滞が原因。ならば、現にまた今、辻と宅屋の信号の間に、レンゴーの前に信号ができましたね、1カ所。あの信号ですら、また渋滞がふえていますよ。あの8号線の信号は早くできましたので。ただ、小坂からあそこまで出てくる三叉路の交差点です。右折だまりも皆できて。国道に信号ができたならできるだけ車が渋滞するという原因です。そういうことを思い出しますと、国道8号線のバイパスは本当に早期に着工して、開通を目指して頑張っていたきたい。この中にはやっぱり三上の一部、また栗東市の出庭、中ですか、それから宅屋、ここらあたりは看板を上げて反対されております。この問題も解決しなければならないと思います。

また、このルートなのですけれども、大体、小篠原のタカラから日通の西側を歩いてリベスト、目黒、それから出庭、中、宅屋、それで済生会に出るのですね。入り口は小篠原でも、出るところはまた済生会、8号線の込むところへ出ますね。本当にこれは解消策となるのかなと。自分なりに8号バイパスは心配してきました。この代替として、後でも申し上げます、私の考えを。

それで、いろいろと聞かせていただきますと、開通まで10年はしっかりかかる、10年先ぐらいと。私はあの世から開通を祝わないといけないと思います。本当に住民は10年も待っています。ただ工事さえかかれば、こうして工事をやってくれると、待てるあれもありますが、何すら動いていないという状況です。最近の回答では、強く要望するとか、関係者と協議しているとかという回答に変わってきていますが、本当にこれは真剣になって考えていただきたいと思います。

それで、先ほど申し上げました8号線バイパスの、私はこれはもともと一遍考えたらどうかと。タカラから済生会へ行ったって、これは本当に工事の迂回路だけです。抜本的に考えるのだったら、大篠原、また向こうの辻、鏡口ですか、あの辺から小堤の裏を通り、希望が丘へ出て、北櫻から南櫻へ入って栗東市の伊勢落、高野のあの辺へ抜いて、そうすると、こっちから済生会のバイパスよりは交通量ははけると思います。今、湖南市の1号バイパスの工事は着々とやっておられまして、朝国から。あの道もアサクニから菩提寺へ入って、前の旧頭首工から、石部から金勝の三菱電機ですか、それからトレセンの裏から岡本、草津ジャンクションの方へ抜けますね、あのバイパスが。そこへつないだらいいのです、この8号バイパスを。そういうことを考えていただけましたか。確かにこれは3次か4次かの総合発展計画に南櫻を通るルートの線は載っていますよ。そういうことも、ま

だ10年か15年先かわかりませんが、一遍両方で考えていただきたい。これは提案しておきます。

先ほどの信号機のソフトの導入ですけれども、県の取り組み策はどうか、この件だけでも一度ご回答願いたいと思います。何か1つ行動を起こしてやって下さい。

それと、特老の件なのですけれども、今は何も計画がないと。確かに計画はありませんわな。立派な施設が2つできて。ただ、あの小屋がうっとうしいから、4年前では、駐車場にして前を整備したいから、何とか向こうに話を付けていただきたいということで行ってきました。今はもう駐車場も何も関係ないですわね。びわこ学園の女子寮ですか、つぶしたところに駐車場を設けておられます。それはそれでいいのです。あの前であとは何も考えていないって、もう考える必要はないって、立派な施設が2カ所もあるのだから。

ただ、あの前をきれいに整備してやってほしい。先ほど森議員でしたか、あやめの里は立派な施設と褒めておられましたね。確かに南櫻のあそこの2カ所の施設も立派な施設ですよ。ただ、あの小屋がみっともない。あそこをちょっと広くして、それだけの玄関口のように周辺を整備していただいたら、野洲市は福祉のまち、またまちづくりに頑張っているなどみんなが感心します。これは回答は結構です。そういうことも忘れずに、財政も厳しいかわかりませんが、整備に努力をしていただきたいと思います。

先ほどの1点だけ、よろしくお願いします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 小島議員の再質問ということでございますが、まず、信号機を直すだけでいつまでかかっているのだというようなおしかりの言葉をいただきましたが、あの時差式信号機にいたしましても、現在の信号機のままでは時差式信号機にはならないということですので、改めて新設という形で信号機の付け直しが必要であるというふうに聞いております。

現在の状況であります。この信号機の取り付けにつきましては、先日のご質問でもありましたように、年間予算ということで公安委員会が30基程度ということで、1つの市やまちについては1基か2基が限度ということで、大変時間を要しております。誠に申しわけないのですが、現在の状況であります。要望させていただきました結果、最近、守山警察署の方から地元に対しまして、あそこに時差式信号ということで取り入れますと右折車両がふえるということで、集落内に入る車がふえるよということで、よろしいですかという照会があったようでございます。それに対しまして自治会の方から、あそこの渋

滞解消にはやむを得ないであろうという、自治会の方から異議がございませんというような承諾をされたように聞いておりますので、ここまで進んでまいりましたので、実現はもう間もなくであろうかというふうに思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

それから、8号バイパスルートの件であります、これにつきましては……。よろしいですか。申しわけないです。失礼します。

議長（秦 眞治君） 小島議員。

14番（小島 進君） ありがとうございます。それ以上の回答をもらっても一緒だと思っておりますので、結構です。

先ほど言うのを忘れましてけれども、本当に交通渋滞は大変です。これ、中には南北櫻の墓のところまで並ぶということもあるのです。ちょっと込んでいると、甲西とか竜王の方が皆こっちへ流れてくる。そういうことで、あの信号も今、北櫻の交差点改良、あそこも信号が付きますね。今込んでいるのは、工事もされているからだけれども、あそこが込むと。また、混むとまた皆田んぼへ走る。

それと、こっちの三上小学校前の信号なのですけれども、地元自治会長、今そういう連絡があったと思いますが、シライ電子から抜けて皆、小学校の裏が9時まで一方通行なのです。あれも時間をちょっと考えてもらったらいいかなと。これは今後また自分なりに、藤村地元議員もおりますので、頑張って交渉を進めていきたいと思いますが、あそこを回る方が、女性の方が一番厚かましい。自分らは真っすぐ行ってずっと待って堂々と、小学校の運動場の手前。だまってずっと小学校へ抜けて、三上小学校の信号を。そういう状況です。今後とも交通渋滞解消には努力していただきたい。

どうもありがとうございました。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第23号、第8番、田中弘一君。

8番（田中弘一君） 資料をお願いします。

議長（秦 眞治君） 資料を配って下さい。

（資料配付）

8番（田中弘一君） 8番、田中弘一です。議長のお許しを得ましたので、私は次に2点について質問します。

男女共同参画の行動計画について。私は12月定例会で、野洲市において進められている男女共同参画の具体的な行動計画について、質問しました。そのときの回答に納得ができませんので、再度質問します。

小学校の男女平等、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進についての中に、ジェンダーフリー教育の促進や性教育の充実が重点課題や具体的な推進計画として挙げられています。その内容について質問しましたが、ジェンダーフリー教育という言葉は学校では使用していませんとの回答でありました。しかし、明らかに文章に書かれているし、ジェンダーフリーという言葉は誤解を招くから使用していませんと回答されても、文章に書かれている以上は、どのような回答も認めることはできません。このことについて見解を伺います。

性教育は、学習指導要領に準拠して計画的に進めていますとの回答でありました。しかし、私も学習指導要領を読んでみましたが、小学生には初経、精通、中学生には受精と妊娠、高校生ではじめて性交と避妊を扱うとなっています。また、準拠という言葉は、辞書によりますと、「のつとること。それを拠り所として従うこと。標準」とあります。野洲市の小学校の性教育推進計画では、1年から性教育が実施され、3年で性交の仕組み、4年で射精の仕組みが教えられていることは明らかに逸脱していると考えますが、見解を伺います。

男女共同参画の推進の中に性教育がリンクされているのはどのような考えからなのかを伺います。

男女共同参画で性教育が重視されているのは、性の自己決定能力を高めるためで、これは女性のための自己決定権を主に指していると言われていています。また、学校で実施されている性教育の実情を完全に把握されているのか。性教育事業実践記録によると、過激なアーニ出版の教材が使用されていると聞きましたので、その資料を取り寄せました。その一部を今皆さんに配付しましたが、皆さんはどのような感想をお持ちでしょうか。私は非常に驚いています。

また、エイズ防止の教育としてコンドームの装着実習を、試験管等を使用して実施していると聞いています。このような教材を使って性教育をする必要があるのか、伺います。

男女共同参画審議会の委員構成について質問します。

広報に掲載された委員の募集に多くの方が応募されたと聞きましたが、応募多数により、選考会議を設置して選考されたのか。委員の中には長期間、名を連ねている人、応募で選ばれた人には人権研修の講師を務めている人が入っています。少なくとも公募の委員は広く意見を聞くということで公平・公正に選出するべきと考えます。委員の選出基準は条例で定められていますが、現状では公募とは名ばかりになっているのではないかと。都合のよ

い人を選んでいるように思われますが、見解を伺います。

次に、竹生地先の県有地の活用についてです。竹生地先の県有地として質問する予定でしたが、正確には市三宅地先が正しいことを知りましたので、訂正して、おわびを申し上げます。

旧野洲川の南北分岐点に位置する、俗に剣先と言われている県有地について質問します。

この県有地は野洲川改修の廃川敷地の利用計画では湖国風景公園基本計画でC地区、「里の雑木林」に上げられています。しかし、この地は廃川敷地の最上流部に位置し、JR野洲駅北口より約2キロと近距離で、幹線道路計画などの交通アクセスの整備が可能な立地条件を備えています。近隣に多くの類似施設が存在しています。ここに公園をつくるよりは用地10ヘクタールの有効活用を考えるのが今後の市の発展に必要と考えます。以前には大学か専門学校の誘致の話聞いたことがありましたが、実現していません。今回、17年度の予算に新規事業として（仮称）東西医学融合健康科学総合センター調査費を計上されたことに敬意を表したいと思います。この件について、現在の取り組み状況と、どのような内容の施設なのか等を伺います。

いずれにしましても、この広い用地の有効活用を図るべく、関係機関と十分に検討されて、周辺の環境をよくし、市の発展に結び付けることが大切であると考えます。

以上、終わります。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 田中議員の男女共同参画の行動計画について、1点目と2点目について、お答えいたします。

12月定例会での回答が不十分だったということでございますが、第1点目のジェンダーフリー教育という言葉の使用について、ジェンダーフリーという言葉が本来の意味と異なり、一部で男女に生物学的な差があるということも認めず、人間を中性化するというような意味で使われることがあります。こうした言葉の使われ方については男女共同参画を推進する上で誤解を生むものであると憂慮いたしております。旧野洲町で策定された第2次男女共同参画行動計画の「学校における男女平等教育の推進」においては「ジェンダーフリー教育」という用語を使用しておりますが、本来と異なる意味において用語を使用していることではございません。そうしたことから、学校現場では、実際に行っている男女共同参画教育をジェンダーフリー教育とは呼んでいないという説明をさせていただいたこととございました。

第2点目の性教育の計画的な実施についての質問でございますが、小学校3年・4年の保健体育の学習指導要領には、体が、思春期になると次第に大人の体に近付き、体付きが変わったり、初経、精通などが起こったりすること、また異性への関心が芽生えることを理解できるようにすることが示されております。大人に近づく体を学習する3年生の学習内容が、議員ご指摘の逸脱するものではないというふうに認識しております。

次に、性教育についての第1点目、男女共同参画と性教育の関連についてのご質問でございますが、性教育がねらいとしているところは、生命の連続的な営みを理解し、自他の生命を尊重する態度を培うということにあります。女性のみでなく、男性、女性という性の違いにとらわれなくて、互いに尊重するということです。そういう意味から、性教育が男女共同参画の推進に重要な役割を担っていると考えております。

次に第2点目、学校での性教育の実情把握についてのご質問ですが、性教育は家庭の理解を得ながら進めておりまして、具体的には、多くの学校で性教育を保護者参観の授業のもとで実施したり、性教育の授業の様子を学級なり学年なりの通信で家庭に周知しておりまして、性教育指導後の児童・生徒につきましても、感想を読ませていただきますと、命をはぐくむことへの畏敬の念をつづっているというふうに認識しております。

性教育の教材につきましては、保健体育の教科書を中心に教材研究を重ねた上で教員が手づくりしたものや既製教材も使用しております。議員お配りの資料のアーニ出版の既製教材につきましては、授業の組み立ての中で、実態に合わせ、効果的に活用できるものだけを厳選して使用しております。

次に第3点目、エイズ防止教育についてのご質問でございますが、コンドームの装着実習は実施しておりません。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 田中議員の第3点目のご質問にお答えいたします。

野洲市男女共同参画審議会の3号委員の5名の方でございますが、市の広報、チラシ、あるいは回覧等で市民の皆様から募集いたしましたところ、16名の皆様から応募をいただきました。市政に対する関心、意欲に対し、大変感謝申し上げる次第でございます。

16名という多数の応募があったため、田中議員がおっしゃったとおり、選考にあたりましては野洲市男女共同参画推進本部のメンバーを中心といたします選考会議を設置しまして、作文の内容、社会活動経験、実績、性別、年代別、地域性を総合的に考慮して

書類選考により行ったものでございます。

ご質問の、長期間、名を連ねている人がいるのではということでございますが、2号委員につきましては関係機関や団体に委員の推薦をお願いしており、これらの団体より推薦をいただいた結果でございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、選考された委員の中に、3号委員ですけれども、人権研修の講師を務めている人が入っているが、都合のよい人を選んでいるのではというご質問でございますが、決してそのような選考ではなく、厳正に選考させていただいた結果でございますので、どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 田中議員の市三宅地先の県有地の活用についてのご質問にお答えいたします。

旧野洲川につきましては、河川の用途を廃止され、その区域を野洲川改修事業の代替地として活用されている農地化区域と、地域の活性化事業を進める地域開発区域とに大別されます。この総面積94ヘクタールの県有地である地域開発区域の利用構想につきましては、湖国風景公園として平成6年度から基本計画として策定されました。

今回ご質問に上がっております市三宅地先の廃川敷地約10ヘクタールにつきましては、この構想で「里の雑木林」をテーマにした四季折々の竹林の風景を描いた公園が計画されておりました。しかし、議員ご指摘のように、旧野洲町には県立の希望が丘文化公園、また近江富士花緑公園の施設と類似した施設となり、重複すること、また野洲駅からの2キロメートルと、交通アクセス条件に恵まれていることから、この立地条件を生かした都市的施設の整備を県に対して要望しております。

その後、旧野洲町ではこの交通アクセス条件を生かして、大学誘致の候補地としても検討していた時期もありましたが、最終的には誘致までには至りませんでした。その後も県に対し、要望を続行しております。現在は東西医学融合健康科学総合センター構想の整備を県に対して要望しております。この構想は、急激な高齢社会と疾病構造の変化に伴い、住民の医療・保健に対するニーズも多様化、高度化になってきており、医療に限定することなく、病気を予防し、健康を維持・増進していくことの重要性がより強く認識されるようになってきております。このようなことを背景に、保健・福祉・医療の連携の取り組みをさらに発展させる構想であります。東洋医学のすぐれた経験を西洋医学と結び付けること

によって、これまで以上の治療効果を得られるものと考えております。

この構想も、いま少し可能性等を含めた事業計画の検討が必要であります。このため、来年度予算で調査をする予定であります。いずれにいたしましても、当区域は立地条件にも恵まれていることから、活用策につきましては今後も所有者である県と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 田中弘一君。

8番（田中弘一君） 今、答弁をいただいたのですが、蒸し返しみたいな感じになるのですけれども、ジェンダーフリー教育の言葉というか、それは使っていないという、意味合いが違うというような言い方を今されたのですが、だけど、我々が文章を見た限りではそんなことはわかりませんわね。「ジェンダーフリー教育」とははっきり書いているわけですから。それを、使っていませんというような答弁をされても、これは絶対に納得できない。もしそういう意味合いで変えるのだったら、削除される方がいいのではないかと思うのです。16年度の途中でも変えたらいいと思うのです、問題があったときに。と思いますけれども。いつまでも持って回る必要はないと思うのです。へ理屈みたいなことを言って我々を納得させようと思っても、納得できません。

性教育なのですが、私も学習指導要領を入手して読んでみました。小学生、今、次長がおっしゃったように、読み上げますと、3・4年生の保健のところには書いているのですが、「体は、思春期になると次第に大人の体に近付き、体付きが変わったり、初経、精通などが起こったりすること、また、性への関心が芽生えること」と書いているのです。これは何もないのです、他には。これしかありません。

中学校の学習指導要領を見ますと、2カ所書いているのですが、保健分野の内容のところ、この項目で「思春期には、内分泌の働きによって、生殖に関わる機能が成熟すること、また、こうした変化に対応した適切な行動が必要となること」と書いています。もう一つ、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精、妊娠までを取り扱うものとして、妊娠の経過は取り扱わないものとする」と。また、「生殖に関わる機能の成熟に伴い、性衝動が生じたり、異性への関心が高まることから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする」というように書いています。

私も文部科学省の健康教育課に聞いたのです。野洲の事情はこうだけれども、どう思わ

れますかと、文部科学省の学校健康教育課の担当者に確認をとりますと、3年生で性交の仕組みなどを教えているのは学習指導要領を超えていますねという回答でした。それらをどのように答弁されるのか。それが学習指導要領に関すること。

それから、男女共同参画の推進の中に性教育云々という問題があるのですが、今、生命は連続していることだから、重要なことだというような答弁があったのですが、私はそういうことが仮にあったとしても、これは保健分野のテーマだと思うのです。何も男女共同参画のテーマに、無理してこっちにひっつけて男女共同参画を利用しているのではないかと、逆に。そういうように思えてならないのです。そういうことで、今の答弁も納得しかねます。

それから、アーニ出版の教材で、教師が厳選して、いい部分だけ使っているというような答弁なので、私もそれは教材を見たことはありませんから、いわゆる学校の性教育授業実践記録によると、アーニ出版の教材を使っていますよというような報告をされているわけですから、それで取り寄せたわけですが、その内容の厳選のところまで私は踏み込んでいませんから、わかりませんが、5年生の報告だったか、5年生の性教育授業実践記録に、女子、男子の正面図、マグネット式パーツ、マグネット式文字プレートを使用、アーニ出版のものを使っていると書いているのです。厳選してって、どんなことかわかりませんが、男子、女子の正面図を使ってというのは、何としてもこれはおかしい。こんなことを教育しないといけないのかなと疑問に思っています。こんなことをするのだったら、他の勉強をした方がいいのではないかなと思いますけれども。

それからあと、男女共同参画審議会の委員の構成なのですが、今先ほど答弁いただいたのですが、私が言いたいのは、公募のメンバー、5人おられるのですが、そのうち1人は無職の方らしいのですけれども、何人か他の、女性懇話会か、そんなのから入っておられると。1人は、我々が野洲の町会議員をしているときに、去年の8月に議員研修した人なのですが、これは県立女性センターか、その指導員をされていた人なのですが、その人が公募で選ばれているというのは、私はもっともっと他の、いわゆる純粋な男女共同参画として考える人を選ぶべきではないかということをお願いしたいわけですが、そういう意味で質問をしております。そこらをもうちょっとお伺いします。

あと、市三宅地先の県有地の件なのですが、私は宇治の徳洲会病院、最近には行かないのですけれども、過去に何回か行ったことがあるのですが、あそこは東洋医学の治療をかなり使っておられます。はり・きゅう、マッサージ、漢方薬、そんなのを使って、本来、普

通は西洋医学を使っているわけですが、そこへ東洋医学を入れて使っておられるということ私は何回か見聞きしております。そういう、今回の場合はこれがもうひとつよくわからないのだけれども、融合健康科学センター、これは調査するという事なのですから、全国にこういったものが今現在あるのかどうか。

それから、これは病院じゃなしに、研究所なのかどうか、そこらをもうちょっと明らかに説明してほしいと思うのです。

以上です。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 田中議員の再質問にお答えしたいと思います。

ジェンダーフリーの言葉につきまして、用語の誤解がなければ、学校で行っている男女平等教育であるとか男女共同参画の学習についてはジェンダーフリー教育だということは言えます。用語を使っていないという説明をさせていただきました。

それから、性教育について、男女共同参画に組していないかというような話でしたけれども、これにつきましては、男女共同参画の方から考えましても、男女共同参画に関する教育が、社会の中で男性と女性が自分らしく生きることを疎外する要因を改善し、男女の性別にかかわらず、互いに尊重され、社会での平等な参画を目指す教育であるということから、性教育はそのまま当てはまると思います。

それから、教材についてでございますが、議員が資料でお配りになりましたのはアーニ出版の全6巻のうちの3巻の中の3年生を取り出して下さったようなのですが、確かに学校にはその他、今言いました6巻ございまして、パネル式のものなど、いろいろございまして、既に教科書自体に「大人に近づく体」というようなことで、これは文科省が認めている教科書でございますが、お見せしても……。どんな変化が起こるのか、大人の体はどういうふうになっていくのかというあたりで、性器の変わり方、胸や声変わりなどの体の変化や、それから、女性の月経の仕組みや男性の射精の仕組みなど、図解もしてあります。なぜ3年生かといいますと、やはりその時点では体の不思議を思うだけで、大人のように性に関する雑念はございませんので、純粹に体についての勉強ができる学年として、小学校3年生を対象に学習をさせているところです。

以上、お答えとします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 3号委員公募の選考の方法を今ご提案いただいたと思うの

ですが、公募の方法をご提案いただいたということで、実際の具体的な選考方法につきましては、選考メンバー9名を選出いたしまして、性別、年齢、職業を除いた、個人のわかるものはすべて塗抹いたしまして、その書類によって審査させていただきましたので、今ご提案いただいた内容は、公募のあり方についてのご提案だと思っておりますので、それについては今後参考にさせていただく。今の選考につきましては、そういうような形で塗抹をして、できるだけ個人がわからないようにして、それぞれの委員が評定をいたしまして、それを集めて、旧の9月の全協の中で、年齢別にも選ばないといけないだろう、男女の比率もきちっと考えて選ばないといけないだろうという、それらを踏まえまして選考させていただいたということですので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 市三宅の県有地の10ヘクタールからある土地の有効利用についてということと、この野洲の東西融合の健康科学総合センターについて若干私の方から説明をさせていただきたいと思うのですが、全国にあるのかということですが、どこにもないのです、これは。ということは、ややもすると間違えられるのは、鍼灸、あるいはいろんな面での、漢方薬でも販売している会社がございますね。あれはそれぞれ個々に販売しているのであって、私のねらうのは東西医学の融合なのです。1つにしよう、こういうことなのです。

これは日本の医師制度、保険制度では許されることではないのです。だから、それを私は病院でやってはと、こう思うのですが、病院という名前は使えない。実際は、研究総合センターと言いながら、病院の形をとっていかないといけないのですが、そういうことをある大学の先生からいろいろと助言をいただいたり、滋賀医大、あるいは京都大学医学部の先生やらに助言をいただいて今まで立ち上げてきたのですが、今ここでこの方法を実現するには特区以外にはないのです。だから、特区の申請を受けるためのいろんな資料をつくって、特区を受けられれば、同じ病院の玄関で、同じ診察室で、東洋医学と西洋医学の診察ができる、こういうことになるのです。そうでないと、今、四国の中村市に1つあるのですが、1つの病院で玄関が2つあるのです。それで、こっちは東洋医学、こっちは本来の西洋医学をやっているわけです。別々なのです。診療報酬は請求できない。だから、非常に診療費が高くかかる、こういうことなのです。

だから、東洋医学が日本の保険制度に乗って、安く医療が提供できるような方法はないか。これは現場の先生方、お医者さんですが、非常に関心をお持ちなのです。これは言葉

が適当でないかもわかりませんが、西洋医学は限界に達した、こう言う先生がおいでになるのです。例えばがんでも、細胞を除去しても苦痛が残る。この苦痛は、モルヒネか何かを打って延命策を講じるだけだと。根本的に精神的な、あるいは身体的な苦痛を取り除くには東洋医学、いわゆる漢方医学以外にはないだろう、こう先生もおっしゃいますので、そういう方たちのノウハウを活用してそういうものができればなということで、私も中日友好病院、これは北京にあるのですか、これは日本の国が建てた病院なので、そこにも勉強に行きました。

そういうようなことを含めまして、これはやっぱり医療機関が主になってやらないといけないことですから、できれば野洲病院に主になっていただいて、それと滋賀医大のご支援を受けてやればと、こんなことで研究をしていきたい、こういう思いをいたしておりますので、ご報告申し上げておきます。

議長（秦 眞治君） 田中議員。

8番（田中弘一君） 今、答弁をいただいたのですが、なかなか納得できないのですが、また、言われても、頭が悪いものだから入ってこないの、質問が困るのですけれども、この間、3月4日の参議院の予算委員会で山谷えり子さんが質問をされております。これは皆さん、新聞を読まれた方はいらっしゃると思うのですが、私はこの人とタイアップしたわけじゃないのですけれども、山谷氏は、男女の性器の名称を書いて受精の仕組みをイラスト付きで説明している大阪府吹田市小学校1年生、東京都教員が実態調査をした際に80の小学校で見付かった男女それぞれの性器を付けた2体の性教育用人形の写真、横浜市立今宿小学校で使われた性交のイラスト入りの3年生副読本を閣僚席に配り、小泉首相の認識をたじた。首相は「これは今はじめて見たが、ちょっとひどい。問題だ。ここまで教える必要があるのか、考えてもらいたい」。私も同感なのです。だから、さっきから何遍もしつこく言っているのですけれども。と文科省に是正を求める考えを示したと。中山文科相は「命はとても神秘で、それをつなぐ性は神聖なものだ。そういう観点から性教育はあるべきだ。行き過ぎた性教育は、子どもたちのためにも社会のためにもならない」と述べた。

先ほど私が言いましたように、文科省の健康教育課では、野洲市の3年生で性交の仕組みを教えているというようなことは非常に行き過ぎだという話も電話で聞いているわけですが、それについては何も返事がなかったのですが、教科書に書いているという話なのですけれども、現実に性器の名称なんかも1・2年生で野洲市でもやっていますね。ここに

山谷さんが言われているような、同じことが野洲市でもやられていると。これに対して首相がそういうように言われているということ。

それからもう一つは、ジェンダーフリーなのですが、これは細田官房長官が「男女共同参画の履き違えは是正してほしい。ジェンダーフリーという言葉は使わないことが望ましい」と答弁しているわけですね。それで、今、次長が、本来と本質とといいますか、使い分けしているような言い方で答弁されているのですが、使わないのだったら使わないで、そこらは削除したらいいと思うのです。いつまでもしつこく、これは4月以降にまた新たに作られると思うので、そこらで削除して別の表現とといいますか、いわゆる男女平等、男女共同参画という視点での表現にしてもらった方がいいのではないかと思います。

ただ、そこで1つ問題なのは、先日、12月定例会で教育長が性教育については審議会で検討してもらおうと言われましたが、どんな審議会をつくって検討されるのか。最後に教育長はそういう答弁をされているのです。読みましょうか、最後の文章。最終的に教育長が「ジェンダーフリーは誤解を生みやすい。一時は積極的に使おうとしたが、混乱があり、使わないことになった。審議会をつくって、性教育の件も含めて議論してもらっている」という答弁をされているのです。どこでどんな審議会で議論されているのか、それも教えてほしいと思うのです。

それからあと、男女共同参画の委員なのですが、先ほど私が言ったのですが、私が気にしているのは、県立男女共同参画センターの推進員さんが公募で入っているわけですね。私はこれを去年の8月に研修を受けてジェンダーチェックというのを受けたのです。そのときに頭にきたのです、本当を言って。この人が公募でこんな委員に入っているというのも心外なのです。

公募についてはやっぱりもっと他の純粋な、偏ったとといいますか、そういう人でない人をやるべきではないかと私は思うのです。それは、これから2年の任期がありますから、今替えると言ったって、替えられない問題ですし、もう一人の方も平成10年からずっとやっておられますね。公募で入っておられる方ですけれども。公募でこんな7年も8年も続くというのは不思議に思うのです。何か意図があるのかなという気がしないでもない。だから、私はそんな質問をしたのです。

あと、東西医学、市長の答弁はわかりました。ただ、私もさっきちょっと言いましたが、宇治の徳洲会病院ではそういうことを別に、玄関は一緒に、部屋がここははりの診察室、ここは救護場所ですよというのが表示されています。何回も宇治市の徳洲会病院はうろう

ろしていましたが知っているのですが、そういうことで、これからまたそういう検討をされるときに、市長の言われていることは十分わかっておりますので、いずれにしましても、ああいう形でいつまでもほうっておくのも非常にもったいない話ですし、あそこの雑木林を取ってしまって、道を付けてというか、道は現在あるわけですがけれども、そういう活用をぜひ県とタイアップして実現していただくようお願いしたいと思います。

しつこいようですが、もう一つ、またあっちこっちに行きますけれども、野洲小学校の5年生、野洲小学校かどうかはわかりませんが、5年生で、性教育授業実践記録で、先ほど言いましたけれども、アーニ出版のマグネット式パーツやマグネット式文字プレートを使用してやっていると。

その中で先生が書く考察というのがあるのですが、読み上げますと「成果と課題。第2次性徴の学習の課題となると、自分たちの身体の変化となるので、どうしても照れてしまう傾向にある。男女共に身体がどのように変化して大人へと変わっていくのか、わかっているようで知らないことが多くあった。ただし、知識をしっかりと見につけさせたいと教師は願うが、反応するところはにやんとする、知っているが言わないなどを見ると、まだまだ隠れた教育の嫌らしい、恥ずかしいイメージがあるように思う」というようなことで、これを見ているといっぱしのことなのです。これはいいことかもわかりません。私もそう思います。しかし、学習指導要領にそのようになっているのだから、しょうがないかもわからないけれども、もうちょっとやり過ぎといいますが、しつこいようですけれども、文科省のやり過ぎですよという返事、そこらから思いますと、性教育というのはもうちょっと考えていただいた方がいいのではないかとこのことを思います。

以上です。あと、お答えをお願いします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 教育長さんがおっしゃったことは私は答えられませんので。

ジェンダーフリーということについて、今、学校では使わないようにしていると。これにつきましては、昨年9月の旧野洲町の審議会の中で、ジェンダーフリーという言葉が、今、教育部次長が申しましたように、正しく使われていないことが多い、非常に過激に使われている場合があるということで、男女共同参画の視点に立ってということで一度検討したらどうだということで、そのときの委員会で今後検討していこうということで決まっておりますので、とりあえずは旧野洲町の男女共同参画プランをそのまま使いますけれども、中身についてはこの新の審議会の中で検討していくということではっきりと決まっていま

すので、どうぞご了承いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 田中議員の再々質問にお答えいたします。これを読んで、かえたいと思います。

「精通を迎えたとき。5年生のとき、部屋でおちんちんをいじっていたら、おしっこみたいなのが飛び出した。びっくりした。よく見たら、おしっこではなく、白いねばねばしたのりのようなものだった。何かいじっていて悪いことをしたから変なものが出てきたのかなと悩んだ。でも、その後、保健の勉強で射精について教えてもらった。夢の中ではなかったけれども、ちんちんから出てきたものは白いのりのようなもので、精子らしいとわかり、病気でなかったことがわかって、ほっとした。」

以上です。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の再々質問にお答えいたします。

性教育につきましては、審議会で検討するというふうにお答えをいたしました。この審議会は性教育審議会というものではありません。そういう審議会をつくってありますので、男女共同参画審議会、この中でまた性教育も出てくるであろうということで、そこでまた今後話題にしていただく、こういうことですので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第24号、第28番、川口東洋君。

28番（川口東洋君） 28番、川口東洋でございます。2件にわたって質問をいたします。

まず、給食検討委員会の目指しているものと現状について、検討委員会の検討状況とその目標について、お尋ねいたします。

かつて出たかもしれませんが、改めて検討委員会の構成と、これまでの検討作業の内容について、実施の規模は7,000食とのことで、センター1カ所ということ伺っていますが、形態、機能面についての検討などはどうなされているのか、お尋ねいたします。

次に、合併後の検証結果、あるいは、時間的なこともございますから、途中経過の評価をお伺いしたいと思います。

野洲市が発足いたしまして多くの財産がふえましたが、中でも市民にとっての行政をつ

かさどる市役所には、旧中主町、さらに野洲町の職員が一つになって頑張っていたと、人材というかけがえのない財産が大きくふえました。私のこれまでの9月と12月の質問に答えて市長は、4月の人事異動で、市民サービスの向上を目指した本格的な人事異動を実施するとされておられました。内外の意見、つまり市役所の中である職員の意見、あるいは外側である市民の意見というものをどのように取り入れたものとなっていくのか、お尋ねいたします。

また、今回の組織改革案というのですか、市長の提案を伺ってきたところでは、1課と3室ができてくるということですが、これもその検討、あるいは声の結果を取り入れたものであるかどうかということをお伺いいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、川口議員の給食検討委員会の目指しているものと現状についてお答えいたします。

野洲市の中学校給食検討委員会は、市内中学校における、よりよい学校給食の実現に向け、当面の課題として、現在の野洲中学校、野洲北中学校をミルク給食から完全給食をセンター方式で実施するための検討を行うために設置したものであります。

現在、検討委員会及び専門部会を開催して、その意見を反映させると共に、一方、現センターの状況の視察、あるいは先進地の学校給食センター等の視察も計画しておりまして、今年の10月を目処に、学校給食のあり方について取りまとめる考えでございます。

メンバーでございますが、学校の教職員の代表ということで、3つの学校の教頭先生、2つ目には関係農業生産者等ということで、米、野菜、JA、そして行政の農政課の関係の方、3つ目に地域及び保護者代表ということで、3つの中学校のPTAの代表、あるいは地区委員さんということで、5名の方に入っております。そして、他に教育委員会が認める者ということで、3つの中学校関係、そうした中で給食センターの栄養士さん、あるいは養護教員さん、そしてさらにはそれぞれの生徒代表ということで、中主町の方からとまた野洲北中の方から子どもさんも入って検討をしている状況でございます。そうしたことから、新学校給食センターの規模につきましては、先の議員にもお答えいたしましたとおり、7,000食の能力を持った共同給食調理場の建設を平成17年度、18年度の2カ年で進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 川口議員の2点目の、合併後の検証結果、また、途中経過評価を伺うということで、まず、4月の職員の人事異動の考え方につきまして、お答えいたします。

新市発足時は旧中主町の所属と、そして旧野洲町の所属と、2つの所属が一つになったいわゆる統合人事でございましたので、この4月の人事異動では新しい組織での本格的な人事異動を行うわけでございます。既に各部長からの人事ヒアリングを終えて、現在、事務事業と職員数のバランスを衡量しているところでございます。行政ニーズに応じた人材の適正配置と職場の活性化、あるいは人材の育成などの観点から、自己申告書と勤務評定をもとに、新市の各事業の円滑な遂行が確保されるように、人材配置については十分検討してまいりたいと考えております。

お尋ねにあった市民の声は、特に職員の接遇に関するおしかりが多いわけですが、この点については職員の意識改革に努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、職員の意見は十分に考慮しているのかということにつきましては、本人の自己申告書をできる限り尊重すると共に、各所属長から課員へのヒアリングを行っているところでございますが、人事として職務の遂行が難しいと判断した職員につきましては個別に職員と面談し、本人の考えをしっかりと聞いているところでございます。

次に、組織についてのご質問にお答えします。

4月1日に予定している組織・機構改革は、市民本位の自治体運営を進めることと市民の安心・安全の確保を図ることを目的として、必要最小限の組織・機構の再編を行おうとするものでございます。

これまで合併協議で確認された「組織及び機構の取り扱い」に基づき、市民が主体にまちづくりを進められるよう、政策推進部に市民活動促進課を設置し、市民活動の窓口の一元化を図ることを考えております。

また、新たに設置を予定している室につきましては、3室であります。組織が肥大化しないように、いずれも課内室を考えております。総務部総務課に消防防災室、市民健康福祉部市民課に生活安全室の設置を考えております。また、税負担の公平・公正化を確保するために総務部税務課に納税推進室の設置を考えております。

いずれも、合併協議会で決定いただいたまちづくり計画の早期解決や、議会でも議論の

ありました事項でもあり、必要不可欠な組織・機構改革であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 川口東洋君。

28番（川口東洋君） まず、いわゆる検討委員会の仕事、それで、議員の皆さん方にも誤解があって、私ももちろんそのうちの1人だというふうに思っているわけですが、中学校給食の検討委員会だと位置付けをされておられる。私どもは、そうでなしに、この際、学校給食全体をとということにとらまえているつもりですから、ですから、ちょっとと言ったらおかしいかもしれませんが、旧両町の施設が老朽化しているということから、センター1カ所にまとめようということでございますので、検討委員会ではやっぱりそのこと全体を検討していただいているという認識のもとにお尋ねをしております。それでよろしゅうございますか。

ですから、一応目標の基本に置いているもの、これは余り、これまでも何回も申しておりますし、かつて野洲町でミルク給食に切り替わったときに、もともとの教育長さんと口角泡を飛ばしながらやり合いをさせていただいたことを思い出しているのですけれども、先の議員の質問から、自校方式というのはもうないということは私も認識をしなければならぬというふうに思っていますから、センターでやる。そのセンターでやるからには、子どもたちがおいしく楽しくお昼を迎えられるというための給食をつくっていく。そのことが基本の目標になっているだろうというふうに思っているのですが、先ほど構成委員のメンバーを教えていただきました。多分欠席者なしに出席を全部していただいて、その上で進められているだろうというふうに思っていますが、特に現場の方たちの今しておられる仕事の中からはる知恵、それから生徒の要望みたいな事柄は生かされていかなければならぬだろうというふうに思っているのですが、そのあたりはやられているという解釈もそれで進みたいと思いますが、いわゆる施設の形態ですね。米飯は自分のところで今委託をしているのをやめてやっていこうということで、これは大変いいことだというふうに思っていますが、ラインの数があるのですね。作業をしていく、つくり上げていくためのラインの数を幾つ予定しておられるのか。

私はやっぱり3つのラインぐらいは最低必要なのではないだろうかというふうに思っております。なぜならば、やはり休暇中の預かり保育などの子どもたち、特に夏休み、温度が上がる中での作業に、工程の中にそういう心配があるときに、いわゆる空調関係が、ラインが大き過ぎて、全体の部屋を冷やしていかなければならないということになりますと、

やっぱりISOに絡んでくるようなことで、ロスが出てくる、無駄が出てくるというふうに思いますが、その辺まで検討が進んでいるのかどうか。ぜひともその3つというのは守っていただきたいというふうに思うわけですが。

それともう一つ、先の議員から食器についての主張というのがありましたが、もちろん私もメラミンやポリプロピレンですか、そんなものは改善していただけるものと、これもその前提に立って伺わせていただくということになるわけですが、いわゆるその他の機材、器具ですね、調理に要する。メーカーと言っていいのですか、機種ですかね、それにいろいろ特徴があるようですが、総合的に検討して、現場でやっぱり使いやすいものをご意見が出てくるだろうというふうに思うのですけれども、それを採用していく、そういうこと。

あるいはまた、配送方法も1つはございますね。旧中主町と旧野洲町の中では配送に、仕組みじゃなしに、何か違いがあるということで、どちらを採用されるのか、そういうことなんかもやられていくのか。これからやっていただけるのだったら、ぜひとも安全で、経費の少なくて済むような方法を採用すべきだというふうに思いますし、それから、これは余り言っているのかどうかという部分もございますが、胸を張って言うべきだろうというふうに思うのですが、中主の子どもさんがおっしゃっておられましたし、関係者も言っておられたのですが、滋賀県の中で非常においしい給食であるという評価があるというふうに。あしたは中主小学校ではバイキングの献立の日というふうに伺っていて、行ったら試食させていただけるのかなと思っておりますが、議会の最中でございますので、そこまではあれですけれども、要するにレベルの維持ですね。語弊があるといけませんので、決してどちらが高くて、どちらが低いということになってしまいますとまずいというふうに思いますが、要するにおいしい、子どもたちに喜んでいただける給食、それを保持していただきたいというふうに考えております。

あと、米と野菜とJAの方ですか、入っていただいているということでございます。ただ、このことは、契約栽培というのは非常に難しいというふうにこれまでの研修から伺っておりますから、その辺を苦勞していただいて、食材調達の、あるいは確保についての地産地消のよいところというのを聞かせていただきたい。

それと、先ほどのラインの数と関係をしてまいるかもしれませんが、安全性の確保、そのあたりについても一度伺いたいと思います。

それから、合併後の、これは先ほども議論がございましたね、質問者の議員と市長との

間で、後ろ向きなことばかりというお話もあったのですが、私は決して後ろ向きのことを求めているわけではないので。いわゆる職員の皆さんは両方から集まってきて一生懸命やっただけで、その上に立っての話をいたしております。合併してどうよかったのか、あるいはどう工夫をしていかないといけないのか、そういうことの吸い上げというのですか、個人の自己申告書という形でお答えをいただいた、その中のあるのかどうかは私にはわかりませんが、今度の組織の再構築される課と、そして3つの部屋の中の仕事が、これまでの部屋を新設していかねばならない真の理由というのですか。これまでは、そうしたら、どうだったのかということの検討はもちろんされた上での話だと。先ほどの話とダブりますけれども、その規模とか定数とか。市民の安全とおっしゃったその中に、これは大きくは学校の安全もあるだろうというのですが、縦割り行政で、教育現場と市長部局は違うのだということのないように、ひとつ工夫をしていただきたいというふうに思うわけですが、例えばそういう部分なんかはどういうふうになっていくのか、それを伺いたしたいと思います。

形、何々をするために何々をするというふうに言っていたと思いますが、私は言葉が間違っているかもしれませんが、スクラップ・アンド・ビルドというのですか、今までやってきたことと、そうしたら、そこで、この仕事はこっちでやりますからということと課を渡って、あるいは部を渡ってまとめ上げていく仕事というのが集約されるようになっていくのかどうか、そういうあたりを聞かせていただければ。

以上です。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時35分 休憩）

（午後4時49分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

教育部長。

教育部長（島村平治君） 川口議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、施設の関係でございますが、形態でライン数なり、あるいは機能でメーカー、あるいは食器等につきましては現在検討中でございますので、今後、先ほども言われましたように、現場等の意見を踏まえて決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、地産地消ということで、よいところということでございます。特に中主の給食センターにつきましては有機米ということで、虫生で生産されていますシルキーライスですか、そうした有機米で米飯を中心にやれるということですので、新しい給食センターにつきましても、米につきましては野洲米ということで、低農薬でできるだけ有機米という方法を考えております。ただし、この有機米につきましては少し高く付くということも聞いておりますので、そういうことを踏まえながら、先ほども言われましたように、子どもたちによりよい給食ということですので、楽しい給食にしていくために頑張っていきたいと思っております。

そして、中主でのパイキング方式、あるいはリザーブ給食、そうしたよいところも取り入れながら給食に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 川口議員の2点目の、組織あるいは職員の異動等、合併についての考え方について申し上げたいと思うのですが、10月の合併と同時に異動したときには、2つの公共団体をあわせて、できるだけ異動は避けて、市民の皆さんにいろんなところで迷惑をかけないようにしようということで10月の異動をやってまいりました。いよいよ4月1日には本格的な人事異動をやります、組織も見直します、こういう約束をしてまいりました。

しかし、ご報告なのですが、職員の中に非常にいろんな面で、先ほど森田議員の話もありました、うつ病という話もございました。うつ病とは決定して申し上げませんが、非常にお疲れになっている職員さんが数多く発生しております。

そこで、どうあるべきかということを考えたときに、4月1日には本来の組織にして異動をやりましょうと申し上げておったのですが、若干そういうことの見直しをしなければならぬ、こんな思いもいたしております、まず申し上げておきたいのは、4月の定例

異動は3分の1弱に抑えていこうじゃないか、余り大々的な異動はやめていこうと。職員さんに非常にある面での疲労が重なっていく、こんな思いをいたしておりますので、行政職で120人ぐらい、全体で150人ぐらいの異動にとどめよう、こんなことで現在進めております。

それと、機構・組織の改革でございますが、先ほど縦割り、横割りの話も出ておったのですが、やっぱり何としても、昨年1年間、日本列島を直撃した台風や地震、あるいはまた市民の生活を脅かす非常に大きな小学生の事件が出ておりますので、これは教育委員会とは別になしに、野洲市として危機管理をどうするかという問題から、消防防災と生活安全をつくっていこうじゃないか、こういうことでございまして、そういうことを内部的に検討しながら、十分にやっぱり住民の皆さんの安心・安全を確保しようじゃないかということからこの2つをつくりました。1つは納税推進室は、これは議会でもご意見があったとおりでございますので、我々もかなりその面については配慮して取り組んできたのですが、まだまだやっぱり景気の動向もあります、対応し切れていないという部分から、これも強化しようじゃないかと。こういうことで3つを設けた、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

それと、まちづくり部門で市民活動促進課をつくろうと。これは、私が市長に就任したときから、まちづくり基本条例をつくろうじゃないかと。この意図は、先般の質問もありましたけれども、そういうことを踏まえてやっていこうという思いですから、ここに新しく課をつくっていこう、こういうことでございますので、ご理解をいただいております。

あと、ご質問で抜けてあるところがあつたら総務部長から補完させますので、お許しをいただきたいと思います。

以上、私の方から申し上げておきます。

議長（秦 眞治君） 川口東洋君。

28番（川口東洋君） 私は先ほど言葉が足りないというか、何もかも一緒にしてしゃべりましたから、誤解を与えたかもしれません。市長が、合併して、そして学童保育とか、あるいは今の給食の問題で、目に見えてこれはいいことだなと市民の人たちにわかった部分だというふうに思いますが、これまでの市長答弁の中に、教育委員会には私は口を出しませんというふうに、それは基本的な部分でおっしゃったと思います。それはそれで、ですから、合併して、今申し上げたことをやって決断をしてくれているという部分について

は、それは評価なのですが、もうちょっと財政を教育委員会に豊かに与えてほしい、そのことが言いたい。

非常に市長の姿勢というのはそれでもよいかもしれませんが、いいと思われる部分、というのは、先ほどの給食センターのラインのことですね。それをぜひとも3つにして下さいというのは、夏期休暇なんかに預かり保育や学童保育に提供する給食のラインを、大きいラインで無駄なことをするよりも、やっぱり適切なラインで局部の冷房を使って、安全性にも確保できる、そのための仕組みをつくり上げてほしいという意味で申し上げておりました。

ただ、もう一つは、欲を言えば、私はかつて質問をしたのですけれども、隣の近江八幡で安全パトロール、学校現場をやっていただいているように、これから全国的にどんとふえてくるだろうと思うのです。この間、重ねて事件が発生しましたから。そういう決断も含めた、今、市長に対する、口も出していただいてもいいだろうと思うのです。ですから、お金も出してやってほしい。

現実に、さっき津田議員さんがおっしゃったのですが、箱物を除いて純粋な教育部門の予算というのは非常に少額だというふうに私は受けとめておりますから、それと違うと言うのなら、また教えていただきたいのですけれども、今申し上げましたラインの3ラインと、それから検討委員会の中で現場のやっぱり方たちの声、どういう機械がいいのだ、どういう機種がいいのだというのは非常に大事なことです。でき上がってやっぱり10年以上はそれを使用していかなければならないというふうに思いますから、しっかりと検討していただいた上での採用をしていただきたいということと、食育と地産地消の専門部会があるのだったら、食器の選定の部会もあってもいいのではないだろうかという提案をしておきたいというふうに思うわけです。

それから、市庁舎の構成、行政の構成のことをございますけれども、私が心配しておりますのは、新しい課題をそういうふうに見付けていただいて積極的に対処していただくのはいいだろうと思うのですけれども、先ほど私はこれも言葉を抜かしたのですけれども、いわゆる頭でっかちの組織、逆ピラミッドみたいな形ができてきているのではないだろうかという心配をしております。市民と接していただくところに、今の提案の中にそういう部分が随分あるというふうに思いますけれども、そういう部分を大事にやっぱりしていただきたいと思います。

そういう組織にしていっていただきたいということと、そかれら、今回、私はこれまで質問し

た中で、今、市長に触れていただいたのですが、その部分というのは、その部分というか、森田議員が質問していただいたのは全体のことも含めてのことですけれども、そっとしておいて十分な気分転換ですか、対応はしっかりとしていただかないといけないけれども、こういう場で余り言いたくなかったというのがあって、避けました。もし職員の声が市長の顔色を伺いながら出ているというふうになるのだったら、市民の声とはひょっとしたら、ひょっとしたらですよ、乖離しては大変だなということで、自分自身が本当に正直に答えていただいているのかどうかということ、窮屈な中での声の集約にはなっていないだろうかという心配をして申し上げておりますから、自由に我がまちを語る職員を大切に、一丸となって、風通しのいい、市民に向けて責任の持てる行政を実施できるようにということで、もしお答えができるようでしたら、質問を終わっておきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 給食センターでの3ルート、これは私も必要だと認めておりますし、現場の先生の意見を聞くと、7,000食が最終的な計画になっています。7,000食同じ献立で同じようにしようと思ったら大変だと。やっぱりルートを変えて、3つぐらいの献立をつくってやっていくのがいい。

おっしゃるように、夏休みなど1ルートに。そういうことと、もう一つは、これは契約審査会で計画を練ってもらったのですが、プロポーザル方式でいってはどうかと。いわゆるコンペですね。市内には図書館、福祉センター、野洲小学校等がございますので、やっぱりこの辺は非常に専門的な部門に属しますので、専門業者から提案をいただいて、その上でいろいろなことを。それともう一つ肝心なことは、やっぱり環境に優しい給食センターにしていかなければいけない、こんな思いで進めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、職員の問題なのですが、残念ながら、私はまだ名前と顔が一致しない職員さんもおいでです。これはまだ4カ月ほどしか経ちませんので。ただ、職員さんが気楽に我々に話し合いを持っていただく、あるいは市長室へ入っていただけるような雰囲気をつくらうと。

それはまず何か。ものの決裁を、起案した人にやっぱり説明をしてもらおうじゃないかと。今までですと、ぼいっと机の上にほうってあった。東京から帰ってきて、夜ここに寄ってぼんぼんと押して、さっと帰ったと。それではやっぱり内容も、私は今までは、トップダウンと言われますかもしれませんが、「こんなもん、あかんやないか。こうしなさい」

というふうに変えたところもありましたけれども、今は起案者の気持ちを十分聞こうと。そして、「これではあかんで。自分で考えなさい」ともう一遍返そうじゃないかと。時間はかかりましても、そういうことをしながら職員さんに勉強してもらわないといけない。

それと、できる限り、時間の許す限り、私は分庁舎へ行っています。それで、向こうでもいろんな話をしながら状況を聞いたり、そういうこともしてはまして、できるだけ職員の皆さんと接して、いろんなお話をして、私の思い、また職員さんがどういう思いをしているのか。あるいは、職員さんというの一番市民の皆さんに接しておられますから、僕よりも市民に接しておられるということですから、そういう情報を得ているんな施策に反映できればと、こんなことも思っていますので、そういうことがやっぱり一番肝心だなと、こう思っておりますので、そういう方向で進めばと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。資料を配ってまいります。

それで、市長のかわりに助役さんが会議の方に出席されますので、許可しましたので、どうぞ。

（午後 5 時 0 3 分 休憩）

（午後 5 時 0 6 分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 2 5 号、第 2 6 番、鈴木市朗君。

2 6 番（鈴木市朗君） 時間延長していただきまして、誠に申しわけございません。最後になりましたので、できるだけ簡単に終わりたいと思っておりますので、明快な答弁さえいただければですよ、ただし。

じゃ、質問に移らせていただきます。

まず最初に、新幹線栗東新駅構想、及び、以前から、昭和 6 0 年代後半から野洲市民の多くの皆様が望んでおられました J R 複々線化の事業について、お尋ねをしたいと思います。

まず、新幹線構想について、平成 1 6 年 3 月、新幹線新駅整備の波及効果と地域整備戦略の深度化調査がびわこ栗東駅設置促進協議会より報告されているのは周知のところであります。負担調整もほぼ終わり、せんだってのマスコミの発表によりますと、当市の負担額が 2 億 7 , 0 0 0 万円であるということが発表されておりました。私の聞くところによりますと、本日、この件に関しまして会議が持たれているというようなこともお聞きして

おりますが、まず、先般の県議会代表質問で知事は、この工事を毎年、進捗状況に合わせて、その出来高に応じて負担金を支払っていく方向でJR東海と協議していると発表しております。この問題は、県や栗東市だけの議論でなく、税金で負担金を賄う以上、新駅の内容を広く野洲市民に説明する責任と義務があると思いますが、いかがなものか、所見を求めたいと思います。

私もさまざまな広域の会合に出席いたしましても、例えば栗東市さんの議員に新駅のアクセスについてお尋ねしたところ、いや、われらはまだそこまでは知らないというような、アクセス自体がそういうようなことで栗東の議員さんからの話もあります。そしてまた、例えば新快速もとまらない栗東駅、そこから栗東新駅までのアクセス、シャトルバスというのが出ておりますが、さまざまな部分でコスト高になるということは、これは間違いございません。

ちなみに、今から申し上げましても、事は既に遅いと思いますが、栗東市のあの地先で新幹線新駅構想たるものを出したその人たちの神経を疑いたいわけです。例えば草津駅から手原駅までの中間駅、中間駅から栗東新駅までの距離はどれだけあるかとお尋ねしたところ、いや、それもわからないのだと。大方700メートルから1キロぐらい恐らくあると思うのです。だから、そこを歩く歩道とかそういうようなことでちょろまかしているような現状ですね、今現在は。そしてまた、栗東市議会におきましても、やはり負担金の関係で議会の中も二分、三分というような形にもなっております。

そうした中での前々日の発表でしたか、大津市さんというのは偉い市長さんですね、目方さんは。やはりあれは市長のときの選挙公約で、私はこの新駅構想の協議会には参加しませんとおっしゃってそのまま、この前、県が4億何がしかの負担金の提示をされたということがマスコミにも上がっておりましたが、きっぱりその辺の部分はお断りになりました。やっぱりさすがは県庁所在地の市長さんだと私は感服をしております。

また、市町村合併に伴い、今後ますます地域間競争が激化する中で、この新駅につままして経済効果に相乗効果が見られないということを私は感じております。例えば米原駅の例がございますね。米原駅は北陸線とJR線と新幹線との3点を結ぶ主要な駅なのです。その主要な駅で今現在あのような状況なのです。ただの乗り継ぎ駅に終わっているのです。果たして米原町にどれだけの経済効果があったか、私は疑問に思うわけなのです。

次の再質問に出していこうと思うのですが、例えばその米原駅、今、そこから、全国で、住みよいまち、新しい観光はどこにあるかという調査の中で長浜市が5位に入ったことが

ありますね。たしか5位に。その長浜市に米原駅から新幹線で降りて行った人がないので。そのような状況なのです。

だから、深度化調査でも、観光というのにかなりウエートを置かれます。それは私は全くだめだと思うのです。次の質問で、お隣の京都市さんについて若干触れさせてもらおうと思います。だから、さまざまな部分で地域間競争というのが起こるわけですから。滋賀県しかり、岐阜県しかり、例えばお隣の京都さんしかり。その中で勝ち抜いていくということは非常に大事なことであり、例えば県の一般会計が8,000億ぐらいですかね。私は資料を持っていませんので、わかりませんが。その中で県債がそれ以上にあるわけですね。約1兆円に近い状態なのです。

そこで、びわこ栗東駅に120億も投資していく。これは全部県民の負担になってくるわけですね。だから、そういう部分から大局的に物事を判断した場合に、本当に新幹線の栗東駅があればだけの金を使っていいのか、悪いのかということをもとに基本的には判断していかなければいけない。湖南地域に新幹線の駅ができるならば、在来線と新幹線のレールが一番近い野洲市なんかが一番妥当だと僕は思うのです。そもそもの基本的な発想から、この路線は誤っているのではなからうかなという思いがして、今、質問に立っております。

次に、JR複々線化事業について、お尋ねしたいと思います。

JR複々線化事業は、昭和の後半より議論が広く持ち上がっておりました。当市においても複々線化事業推進のため、JR清算事業団より約3億5,000万をかけてその用地取得を行ってきた経緯があります。新幹線の駅もさることながら、在来線の複々線化に対する市民の期待はより大きいものがあります。市民レベルでの声を吸い上げる機会を設けてはいかかと思えます。

この問題も、私は新幹線と複々線というのをてんびんにかけているというものではございませんので、同時進行とか、そういうことじゃなしに、ただ私は鉄道の整備ということで申し上げておりますので、そしてまた私どもの近くにJRの清算事業団用地から東の方、ほ場整備した経緯がございます。昭和60年ぐらいですね。その中でも、そのほ場整備したときに、ここは複々線用地にかかりますよということで換地処分もした経緯があるのです。それが一向に話が立ち消えになってしまって、新幹線の方ばかりに方向が向いてしまって、平成二、三年ぐらいですか、守山市、野洲町、旧中主町でJR複々線化対策協議会というのがありましたね、市長。だから、そういうのもいつの間にか消えてしまって、特別委員会もうちには組織していたことがあるのですよね。それが、新幹線の方ばかりに走

ってしまって、住民の足である複々線というものは忘れてしまって。

この前も私は消防議会で視察に行っただけです。あれは8時何分でしたかな、私は電車に乗ったのです。ちょっと私は風邪ぎみだったもので、コートを着てマスクをして電車に乗ったわけです。そうしたら、電車はぎゅうぎゅうなのです。私は、それで、ふうてんの寅さんみたいなかばん、いつも持っているあのかばんを持って、マスクをしておもしろい格好をしているから、横に女の人がぎょうさん乗っておられるのです。そうすると、もう置き場所がないのです、手の。それだけ込んでおるのです。

だから、そういう状況の中で今、在来線は運行している時間帯があるのです。だから、いかに過密ダイヤにしても対応し切れないという部分があるわけですから。幸いにして、野洲にも電車基地がございますので、やはり草津から野洲駅までの複々線というのは、これはやっぱりもう一度立ち上げていただきたい。これが本来、新幹線より非常に市民の期待が大きいと思うのです。その辺、市長、よろしくご回答を願いたいと思います。

次に、合併特例債充当予定事業について、お尋ねしたいと思います。

平成16年10月1日、新市として誕生。国においては合併によるそれぞれの個性を引き出す方策として、合併特例債の発行を国策としております。本市においても、以下のインフラ整備に特例債の充当が計画されております。

「豊かな人間性をはぐくむまち」「人々が支え合う安心なまち」「美しい風土を守り育てるまち」「地域を支える活力を生むまち」「潤いとにぎわいのある快適なまち」「市民と行政の協働がつくるまち」、以上、私たち野洲市の6項目にわたる目標の中で総事業費13億2,900万円ということで、ハード事業11億8,900万円、基金として14億4,000万を特例債として認められておると私は解釈しております。次の点について、お尋ねしたいと思います。

特例債償還のシミュレーション、これは以前にもお聞きしたことがございますが、その中で、平成16年まで中主町が受けていた普通交付税13億8,000万というのが決算の中で上がっております。ちなみに収納率は、10月までですから、そこまでは行っておりませんが、そうした部分が三位一体改革によってどういようにならっていくのか。

ちなみに、うちの方の平成17年度で、今ここに資料がないのですが、約22億の普通交付税が上がっておりますね。そういう部分が三位一体改革によってやはり削られていくというのは、これは10年先になったら確実ですね。

だから、こんなものは、特例債というのは、今、あめにしてもらって、後で必ずむちが

来るのです。そういうことを考えてきたときに、よほど慎重に予算編成をしていかなければならない時期が必ず来ます。そうしたときの対応がどういふようになっていくのか、特例償還シミュレーションを示した中で報告を求めます。

次に、特例債に関わる事業でございますが、短期間の事業もかなり見受けられるわけでございますが、各部の事業体制はどのようにして臨んでいかれるのか。限られた職員さんの中で、10年間にわたって131億の金をインフラ整備に回すわけですから、そういう部分で、これは大変職員さんにはご苦勞をかけていかなければならないという思いをしております。そういう部分について事業体制はどのようにして臨んでいかれるのか、お示しいただきたいと思ひます。

次に、21事業の内容等を資料に基づいて詳しい説明を求めたいのですが、かなり長期スパンのものもござひますので、恐らく資料提出といえども、不可能なものもかなりあると思ひますので、そういう部分についてはそこまで詳しい説明は求めませんが、内容等、21事業の内容の説明を求めたいと思ひます。

4番目に、これだけ大きな事業について、先ほども申し上げましたが、限られた職員さんの中で、例えば企画立案するのは大変難しく、専門的な知識がかかってこようと思ひます。今、うちの市の中でも土木建築に関する有資格者たる者が何人おられるのか、それも掌握できておりませんし、建築主事たるものもまだ設けておりません。そうした中で、これだけの事業を行うためには、当然コンサルに頼っていかなければならないと思ひます。その部分で、コンサルの委託料の積算というのが当然求められてくるわけですから、その算出根拠を示していただきたいと思ひます。

次に、5番目の基金の活用でございますが、14億4,000万、どのような活用方法をされるのか、これは具体例を挙げて説明を求めたいと思ひます。

次に、6点目として、当該事業を推進する上で必ず市民の協力が必要であります。協力体制はどのようにされるのか。要するに、インフラ整備するには必ず土地買収、あるいは村中財産の買収、さまざまなものが発生してきます。そうした中での行政としての市民への協力体制はどのようにされるのか、お伺ひしたいと思ひます。

7点目は、先ほど申し上げました財政の関係で、中主町で受けていた普通交付金と特例債の相対関係ということで上げておりますが、特例償還シミュレーションの中でできればお示しいただいても結構でございます。いずれか分割していただいても結構でございますので、ご説明をよろしくお願ひいたします。

以上、質問要旨といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 鈴木議員の2つの質問について、私の方からお答えを申し上げたいと思うのですが、一応準備ができましたので、台本に基づいてお答えを申し上げて、その後いろいろな主観的なこともおっしゃいましたので、私の思いもまた再質問でお答えしたいと思います。

まず、第1点目の新幹線の栗東駅の新構想及びJR複々線化についてでございますが、野並議員さんも朝から質問していただきまして、いろいろと話があったわけなのですが、野洲市の負担額、あるいは栗東市の負担について、いまだに示されていないというのが実態なのです。マスコミ等がぱっと出されましたけれども、ああいうものはまだまだ我々には示されておりません。今後、栗東市が負担について考え方を示された後に、周辺の負担について議論を進めていかなければいけない、こういう思いもいたしておりますし、本市といたしましては、負担が必要となったときには、やっぱり段階的に、議員さんがおっしゃるように、市民の皆さんに説明を果たす責任がある、こういう思いをいたしておりますので、きちっと説明をしていかななくてはならないと思います。

そこで、勝ち残れる可能性はあるのかということでございますが、我が国においては、これまでに経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしておりまして、産業生産力の低下、あるいは各種社会保障の負担増などから、経済成長などに与える影響は非常に大きいものがございます。地域の活力低下につながるものとも考えられますので、こうした中で、おっしゃるように、滋賀県の南部地域は現在も人口がふえておりますし、地域の成長が続いているということでございます。そういうことから、今後はやっぱりアクセス関係についても、あるいは地域の活性化についてもいろいろと考えていかななくてはならないところだと思いますので、やっぱり地域経済に与える影響は大きい、こういうように受けとめております。

そういうことから、南部地方に新幹線をということでございますが、おっしゃるように、国内でも数少ない、一番元気のある地域がこの地域なのです。だから、そこに新幹線の駅がないというのは私は不合理だと。だから、湖南地方には新幹線の駅は絶対に必要だと。湖南地方です。ずっと言い続けてきましたし、今こんなことを申し上げるのはなんですが、湖南地方にお互いに首長として責任を持って行政を進めている仲間、新幹線の駅の設置について東海に陳情に行ったのは私1人なのです。言ったら悪いけれども、栗東の市長さ

んはそのときにおいでになりませんでした。

そこで、湖南地方には絶対に駅が必要だと私は強く言ってきました。だから、そういう意味からも、私は今ここであえてやっぱり必要だと、こういう意識は変わっておりませんので、そのためには、先ほど野並さんは30万都市と言われたか、50万都市と言われたか、それぐらいに大きな構想を持って湖南をまとめていかないといけない、こういう思いをいたしておりますので、駅は必ず必要だと、こう申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そこで、市民の皆さんに説明するということになるのですが、野並さんにいいことを朝おっしゃっていただきました。読売新聞の取材に対して、「栗東駅に対する住民の理解が得られない。県や栗東市が幾ら出し、周辺も負担を出さなければならないというムードになれば検討していきます」と私が言ったと、こう野並さんはおっしゃっていただいた。いい言葉なのです、これは。県や栗東が何ぼ出すと言ったら、私は前向きに考えますよと、こう言っているわけです。

もう一点は、鈴木さんがおっしゃるそれなのです。私は、湖南総合開発という1つの団体が県事務所にあったときに、いろんな、県道を直す、国道を直す、河川を改修しようという中に、交通の利便性を図るために栗東新駅と野洲駅までの複々線、これはずっと1つのセットになってJRに要望していたわけです。その中で、栗東駅だけが先に建つ。現実の問題。しかし、野洲までの複々線は、言うならば、県で消された、こういう思いをいたしております。これは県が聞かれたら怒られるだろうけれども。

私はその2つを申し上げます。県と栗東の態度と、あわせて、われわれが要求をしてきた野洲駅までの複々線がどうなったのかと。今すぐできないということは私は物理的にわかります。だけれども、県が一言も言わない。栗東駅の負担金、負担金、こればかり言ってくれますので、私は、力少ないけれども、それに抵抗しております。何としてもやっぱり野洲駅までは複々線に将来するのだという県の一言が欲しいのです。そして栗東駅をつくっていく、こういうようなパターンで進めていただかないと、私は簡単にと、こう県に絶えず申し上げますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

そういうようなことを申し上げながら、実は、助役が退席をしてくれました。きょう6時半から大津でこの会議があるのです。私は来いと呼ばれていますが、議会があるので、どうしても行けないと、助役に行ってもらいました。きょう、そういう話が出ると思いますが、そう簡単に一遍にはいかないと、こういうふうに思っていますので、ご理解いた

きたいと思います。

次に、合併特例債でございますが、議員もおっしゃるように、合併特例債というのは合併10年間に、要するに新市の発足に、まちづくりに適合する事業については充当してやろうと、こういうことなのです。だから、合併特例債のシミュレーションを示せと。合併特例債は、ご承知をいただいていますとおり、事業の95%まで充当していただいて、償還の75%を交付税で対応してやろうと、こういうことなのです。

それで、そういうことを言いながらも、私は皆さんにも絶えず申し上げてきましたが、合併特例債は余り使わないでおこうと、こういう思いをいたしております。あるから、あるからと言って使うことになると、やっぱり将来にいろんな面でツケが回ってくるということもわかっておりますので、そういうことも含めて、将来的な構想の中ではやっぱり余り使わない方がいいのではないかと。しかし、県、国に対して充当事業は上げています。113億。そういうことでご理解いただきたいと思います。

その中に14億4,000万の基金の積み立てができることになっておるのです。このことをおっしゃっていますが、特例債の中で合併の新市の振興を図るために基金を造成してもいい、こういう措置が認められておりますが、この基金にはそれなりの使い方で非常に便利さがあるのですが、やっぱりこれはソフト面で地域振興面での事業に使えればと、こんなふうに思っていますが、許される範囲でいくなれば、例えばイベントの開催やら、新しい文化の創造とか、そういう事業に充当できるように基金で積み立てていってはどうか、こういうふうに思います。

それともう一つ、やっぱり新市の一体感、これの醸成に資するもの、早く一体になって事業を興せるようなことについての充当もしていけばと、こんなふうにも思いながら、基金はやっぱり市民の皆さんと十分ご相談を申し上げて、その中で使っていけるような事業を目指していこうと、こういう思いをいたしております。あと、細かい質問もございましたが、あとは総務部長の方から答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、私の方から、鈴木議員の質問項目の順番2、合併特例債充当予定事業についてお答えさせていただきます。

議員のまず第1点目の合併特例債の償還シミュレーションについてですが、新市まちづくり計画の中で財政計画を示しております。お手元の方に配付させていただいた資料でございます。この財政計画におけるシミュレーションの中では、合併特例債の前提条件とし

て、合併後10年間に限りその財源とすることが可能とされていることから、10年間で特例債想定 of 投資的事業費の総額を約116億8,800万円とし、想定事業ごとの財源を踏まえまして、歳入面では実際の合併特例債の発行額を10年間で82億3,700万円と仮定しております。発行する年度については、充当予定事業の計画年度を想定し、シミュレーションを行ったものでございます。これによりますと、合併特例債以外の既発行分と通常債の発行分を除き、合併特例債の償還は、10年後の平成26年度で償還額が5億700万円、最大ピーク時、平成31年度で5億8,700万円となる見込みと推計しております。

なお、これはあくまで一定の前提条件をもとにシミュレーションしたものであり、当該年度の財政状況や今後策定する総合計画の中で、特例債充当事業も含め議論いただくことになるかと考えております。

次に、第2点目の合併特例債充当予定事業に対する各部の事業体制について、お答えいたします。

短期的に申し上げますと、コミュニティ活動の支援として、コミュニティセンター整備事業を進めるために、政策推進部に市民活動促進課を設置し、ハード事業、ソフト事業に対応できるよう考えておりますし、防災面では総務課内に消防防災室を設置し、事業の推進を図ることとしておりますが、中長期的に見れば、来年度から総合計画の策定に着手するわけですが、その計画に位置付けられた事業の推進を図るべく、組織の見直しを含め、課題に対応できる組織を整える必要があると考えております。

次に、第3点目の事業内容についてであります。もう一枚の配付資料により説明させていただきます。資料については、新市まちづくり計画を協議願った折に、合併特例債充当予定事業一覧として示させていただいたものですが、新市まちづくり計画における財政計画で想定いたしました合併特例債事業を、議員ご質問いただいております新市の施策体系の6つの柱で整理したものでございます。

1番目の「豊かな人間性をはぐくむまち」では、幼稚園の整備として3年制保育の対応に向けて祇王と北野幼稚園の整備を図るもので、これは、ご承知のように平成16年度で既に着手してありまして、財源につきましては、旧野洲町の課題として、旧町から引き継いだ公共施設整備基金を取り崩して対応しております。

次に、学校給食施設整備事業につきましては、来年度に着手するため、新年度予算で債務負担を設定の上、予算化を図ったところでございます。

また、文化・スポーツに親しむ環境づくりといたしまして、（仮称）マリンスポーツ体験交流施設の整備、（仮称）富波経田総合運動公園整備事業など、合計で26億9,000万円の事業費を見込んでおります。

2番目の「人々が支え合う安心なまち」では、防災・災害対策の強化といたしまして、防災行政無線システム設置事業、野洲駅前排水対策事業、サブゾーン排水対策河川改修事業及び準用河川御田川改修事業で合計31億6,000万円を見込んでおります。

3番目の「美しい風土を守り育てるまち」では、下の川原緑地整備事業、エコリゾートの推進で旧中主地域に環境学習施設を整備しようとするもので、5億4,000万円を想定しております。

4番目の「地域を支える活力を生むまち」では、（仮称）まちの駅整備事業で3億8,000万円を想定しております。

5番目の「潤いとにぎわいのある快適なまち」では、都市拠点整備の推進として、新駅設置構想や交通基盤の整備として野洲川右岸線整備事業をはじめ幹線道路の整備事業を盛り込んだものです。また、生活環境基盤の整備として、須原沼最終処分場跡地利用も計画しており、合計で38億6,900万円を予定したものです。

最後に、6番目の「市民と行政の協働がつくるまち」では、コミュニティ活動の支援として、新年度予算に計上しておりますコミュニティセンターの整備事業、コミュニティに対する資金的な支援としてまちづくり基金を創設し、さらに公共施設間のネットワーク整備など、合計で24億9,000万円を見込んでおります。

以上、合併特例債充当予定事業について説明いたしましたが、既に来年度予算で対応している事業もございますが、来年度から策定いたします総合計画の議論を踏まえ、予算化していくことになると考えております。

次に、委託料についてのご質問でございますが、先ほど説明いたしましたように、事業費につきましては、総務省が示している算式により算出された標準事業費を充当予定事業に割り振ったものでありまして、本来の積み上げによって算出した事業費とは少し異なり、合併特例債等財政計画上のシミュレーションに用いる事業費といたしましたことから、委託料に限らず、積算については概算としてご理解いただきたいと思います。

また、基金の活用並びに市民の協力体制についてのご質問は、先ほど市長が答弁したとおりでございます。特に協力体制につきましては、繰り返し申し上げますが、総合計画を策定する中で、広く住民のご意見をお伺いし、事業の優先度や必要性も再度検討の

上、市民の協力体制を築き上げていく必要があると思っております。

最後に、旧中主町で受けていた普通交付税と合併特例債の関係についてのご質問ですが、先ほども市長が申しましたように、合併特例債については充当率は対象事業費のおおむね95%とされております。特にその元利償還額の70%について、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されます。したがって、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替えにより、合併特例債の償還額の70%相当分は地方交付税ではね返ってくる計算になります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木君。

26番（鈴木市朗君） ただいま回答いただきまして、ありがとうございます。

まず、新幹線の構造について、再質問に入りたいと思います。

せんだって議員の皆さん方が、新駅整備の波及効果と地域整備戦略の深度化調査というのを皆さんお持ちだと思っておりますが、その中でさまざまな予測なり調査の結果を見てみると、非常に甘いものがございます。例えば観光部分につきましても、先ほどある議員の中から観光の部分でお答えになりましたが、野洲市で177万人の方がお見えだということを知っていましたが、177万人の方が来て、それから次が大事なことです。177万人の方が来て、野洲市で何ほお金を落とされたかということなのです。177万人の人が何ほ来てもらったって、ごもくだけ置いて帰ってもらったって何にもならないわけです。核心に触れたことが何も無いのです。いったい、177万人の人が来られて経済波及効果はどれだけありましたか。全くと言っていいほど、ないでしょう。だから、新幹線のこの深度化調査においてもそういう部分がうかがわれるわけなのです。

そしてまた、費用対効果ですね。果たして、いつも行政の方がよくおっしゃいますように、費用対効果を勘案したときに、果たしてそれでベターなのだろうか。例えばこれが企業としてこの戦略を立てた場合、私はイエスサインを出しません。今にぎわしておりますライブドアでも、こんなことはしませんよ。絶対に企業としては成り立ちませんよ。税金の税の上で計算をするから、こういうことが考えられるわけなのです。費用対効果についてどのようにお考えなのか。

特に先ほど来、住民の皆さんは何を考え、何を望んでいるのかということをしきりにおっしゃいましたが、本当に今、市民の皆さんは何を望んでおられるのか。新幹線の駅じゃないと思うのです。市長が望みのある回答をしていただきましたが、何といたってもJRの

複々線化を望んでおられるのです。そういう部分で、市長は複々線化と新幹線の新駅とをうまく取り合わせて県の方へ要望活動するというご回答でございましたね。そうしたものを条件に出してJR複々線を野洲まで持ってくるのだと。そうしたら、うちも新幹線2億7,000万、ちょっとぐらい話に乗るわというような、これは取引ですね。そういうこともやはり、市長もどっちかといったら商売気がある方ですから、土川平兵衛さんみたいにどんといってもらわないとどうもならない人だから、そういうことから考えたら、そういうことも加味してもらわないと、どうもならないと思うのです。これは私も、この新幹線の駅については本当に相乗効果が見られないという思いです。

再度、そういうことについて費用対効果、住民が何を望んでいるのか、何を考えているのか。それで、複々線とのやはり相乗効果、それはきちっと約束して、そういう形で市民にどのような形で説明責任を果たしていくのかと。こうこうこうだから、こうだぞ、頼みますよというようなことぐらひはきちっとしておかないことには、納得いかないと思うのです。恐らくこれはそこその時点で話が決まってしまうたら、6月議会ぐらいで債務負担行為でひょっとしたら上がってくる可能性も大かなという思いもしております。だから、そのときに備えて事前にきちっと位置付けをしていただきたい。

次に、合併特例債充当事業について、さまざまな部分で回答願ったわけですが、まず1つだけこれを先に申し上げておきます。

これ、同じ新聞紙面にまた皮肉なことが書いてあったのです、京都新聞に。京都観光、経済波及効果、年間で1兆円なのです、これ。年間1兆円ですよ。胸を張っています、京都は。滋賀が今時分観光だと言っても時代遅れです。

京都市長は、4年度の市内の観光客の宿泊費や飲食費、交通費などの観光消費額が前年より100億円以上ふえ、過去最高の4,900億円に達することを明らかにしたと言っているのです。ちゃんと2月の定例議会で表明しているのです。そしてなおかつ、04年度の観光客数も4,500万人を突破し、過去最高になるということがほぼ確実で、観光客5,000万人構想の実現に向けて、これからは外国人観光客の受け入れ態勢も充実させたいということも言っているわけです。直近のデータでは、観光産業の経済波及効果が何と、1998年度のデータで1兆900億円なのです。これは主に宿泊施設、土産屋、卸業者、原材料製造業者、観光関連の市内5,000事業者を対象としたアンケートがこれでお出なのです。今さら栗東の新幹線の駅で観光だ何だかんだと言ったって、恐らくバスで琵琶湖を1周ぐるっとして、京都でお泊まりで、京都でお金を落として帰られると

思うのです。だから、相手が、隣が京都というだけで、滋賀県はどうしても弱いところがあります。

だから、そういう部分もやはりきちっと掌握してかかっていかないことには、観光が、これを見ていると何%だったかな、1,808人ということでこれは上がっていますが、そんなもの、甘いですよ、算定が。京都がそういうことでしたので、この部分は報告として今させてもらっておきます。

次に、合併特例債充当事業でございますが、平成17年度の予算の中で、地方交付税が22億8,100万。そして、16年度の合計ですから、旧中主町が13億3,200万。ちなみに野洲町が1億8,000万ですね。平成16年度当初予算が。それで、今年度17年度当初予算で22億8,100万。

この関係なのですが、一番大事なことは、今このシミュレーションをいただきまして、この中で、これは10年後になってくると、三位一体改革の中で普通交付税のこの額がどういふふうに変っていくかということもそこそこ掌握されているのですか。70%は普通交付税として算出しているわけなのですが、10年後になってきたときに大変なことが発生するということは間違いありません。違いますか。だから、そういう部分についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

時間もあれですので、ちょっと早口でこれから細部にわたって再質問をしたいと思いません。

「豊かな人間性をはぐくむまち」で、富波経田総合運動公園の整備事業、これは以前にも400万のコンサル料を払って作成した経緯がございますが、今度新たにその場所に福祉施設が2棟建っていくわけでございますね。完全に計画は一からやり直しということだと私は理解しておりますが、その運動公園の整備面積、それがどれぐらいになってくるのか。

そしてまた、当然、前の400万のコンサル委託料というのは、こんなものは没になってくるわけですから、今、総務省の関係で概算のなにだから、そういうものは見ておらないというようなコンサル委託、これは最たるコンサル委託をしていただかないことには、とても立ち上がりができないわけですから、そういう部分についての説明を求めたいと思いません。

それと、「人々が支え合う安心なまち」の中で、サブゾーン排水対策河川改修事業がございます。これは東込田川上流の河川を改修整備して排水対策ということで、サブゾーン

の排水対策に向けてのことでございますが、これもいったいどれぐらいのものが対象面積になっていくのか。恐らくあの面積の中で半分も引き込み流量はないと思うのです。そういう部分について引き込み流量がどの程度東込田川に落ちるのか、その辺の説明も求めたいと思います。

そして次に、都市拠点の整備推進の中で新駅設置構想がございますが、これも中島議員が質問されておりましたけれども、これも非常に大事なことであって、やはり今現在、野洲駅の駅前開発構想が過去20年間このような状態で続いておる中で、この新駅設置構想というのは第2の野洲の玄関口としてふさわしい駅をつくっていかねばならないと思うのです。この前も、草津市の方と一緒にいたときに、既存の草津駅ではいっばいだから、今度、草津の中心は南草津になるだろうと。今、都市基盤整備をしておりますね。あっちの方に方向が変わっていくだろうという話もございましたので、今の祇王駅構想については、私は鋭意進めていかねばならないという思いもしております。

ということは、やはり更地であって、障害物がない、そういう部分が何よりの利点であるということと、ただ、問題なのは水利の関係ですね。JR琵琶湖線から下流は野洲川になるかもわかりません。JRより上の方は4大字の水利関係で、辻ダム水利ということになってこようと思うのです。辻ダム水利の場合ですと、解除も早いけれども、野洲川関連の水利ですと、やはり措置経過期間が非常に長いということもございますので、その辺の整備計画。この間聞いていますと、25ヘクタールで新規乗降客を1,000人という構想を持っておられました。そういう部分についての試案、それをお尋ねしたいと思いません。

次に、野洲川右岸線整備事業でございますが、これは野洲駅北口線へ接続する間を整備するということでございますが、今、市三宅の堤防、あの堤防利用というのがどういう形で推移してくるかということはちょっと私は定かではないわけでございますが、市三宅堤防の内堤に捨てられてあるごみ、そうしたのも北口線まで来るときに、これは野洲市だけの問題じゃなしに、県と協議をして、やはりあの部分をきれいにしていかなければならないと思うのです。その先線には、今おっしゃいました東西医学ですか、そうしたものの構想も持たれておりますので、その辺の整備をどのようにされていくのか、お尋ねしたいと思えます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の新幹線栗東駅に伴う費用対効果、波及効果はどのように考えているかと、深度化調査のことをございますけれども、深度化調査で全県に及ぼす効果といたしまして調査結果として出ておりますのは、建設効果から経済波及効果の推計が、新駅関連建設効果として876億円、人口増加で5,550億円、直接影響でございまして、合計で6,426億円。そして、間接的な消費、また創業、観光消費効果で、人口増加に伴う消費効果が1,314億円、そして工場等の創業効果が2,239億円、そして観光消費効果が217億円で、合計で3,770億円という形が調査で出ております。

続きまして、合併特例債の方で具体的な事業についてのことをございますけれども、私どもの部に関係いたしますのは、新駅設置構想でございます。

これにつきましては、昨日の中島議員のご質問にお答えいたしましたように、これから実際に総合計画、そして都市マスタープラン、そして国土利用等々の問題をクリアしていかなければなりませんし、議員が言われる水利関係の問題も大きな課題になってくると思うわけをございますけれども、若干この付近につきましては、野洲川関連の水利じゃなく、辻ダムの方ということを知っておりますので、その辺を十分にらみ合わせて今後具体的に進めてまいりたいと思います。よろしく願います。

以上、私どもの方。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 新幹線の駅と複々線の問題でございますが、鈴木議員は昭和60年ぐらいからおっしゃったのですけれども、これはそうじゃないです。昭和45年の電車基地ができたときから複々線の議題は上がっております。

現在の電車基地の面積も複々線に耐えられる面積であれだけの用地を提供しています。野洲駅の周辺についてもあれだけの土地があるということは複々線を見込んでのことをございまして、もう一つ申し上げておくのですが、今、市長室には草津までの複々線のレールの、もとの計画線が入った図面があるのです。これはJRにないのです、残念なことに。国鉄からJRに引き継ぎができていない。ただ、野洲の市長室にはその図面が残っている。また機会があったら見ていただきたいと思うのですが、ずっとやっぱり法線が入っているのです。そこまでやってきたが、ただ、その要因はいろいろあったのですが、湖西線の開通なのです。大阪から北陸へどのように人や荷物を運ぶかというときに、非常に当時の東海道が込むということで計画があったのですが、鉄道の関係から何から向こうが早くいっ

たのでそういうことがあったと我々は聞いているのですが、それはそれとしまして、やっぱり約束どおり、あれだの電車基地の用地も提供していますので、一日も早くやっぱりそういうもとの計画を実施してもらわないといけない。

そこで、いろいろとJRに要望に行くたびにこれは申し上げております。電車基地の未整備の部分と複々線の問題については。しかし、今の状況で、JRの中では大変なのです。だから、おっしゃることはよくわかりますが、でも、ダイヤ改正のためには、野洲駅までは十分な措置を講じていますので、堪忍して下さいと、これが担当の話なのです。

ここに時間表を持っているのですが、7時現在で13本の電車があるのです。この日、野洲始発が4本あるのです。普通時間には野洲始発が3本あるのです。各停というのですか、新快速が1本と普通の快速が2本ある。こういうことで、非常にダイヤ改正のたびにいろんな配慮をいただいて取り組みをいただいておりますので、JRとしてはそれなりの取り組みをいただいているということなのですが、ただ、残念なことには、県がやっぱり草津・野洲間は複々線にするのだと。きょう言って、あしたできるものでないことはわかっています、そんなことは。新幹線の駅もつくり、複々線にするのだと。これが公共交通の滋賀県の1つの大きなプロジェクトだと。環状線もよろしい。それはそれでよろしい。そういうことを言ってもらえるように私はこの際頑張りたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 都市建設部総括マネージャー心得。

都市建設部総括マネージャー心得（堤 文男君） 鈴木議員のご質問の中で、東込田川の件でございますけれども、サブゾーンの。サブゾーンにつきましては全体面積は約50ヘクタールございます。東込田川自体が、下流の方は県の住宅関連で計画されております。そしてまた、市道から上流部にかけては、一部JRの区間まででございますけれども、準用河川、これは10分の1の確率で計画がなされておりますけれども、特にJRの下は非常に狭いということがありまして、当然JRの下についても改修をしていかないといけないという経過になると思います。

その中でサブゾーン50ヘクタールのうちどれだけの区域が東込田川でとれるかというふうなご質問でございますが、それにつきましては、正確な数字は今申し上げられませんけれども、もちろん50ヘクタール全部は無理でございます。JRの下が今現在7本ほど下流へ抜けている部分があるのですけれども、この東込田川につきましては、今現在の図書館の前の辻町童子川線より篠原寄りですね。その中でもまた一部になろうかと思えます

けれども、約10ヘクタールか15ヘクタールが限度ではないかというふうに思っております。

それともう一点、右岸線でございますけれども、野洲川右岸線につきましては、今年度、一応実施設計、井口から乙窪の区域まで設計をいたしております。それで、17年度で、現在900メートルの実実施設計をしているのですけれども、約半分の区画を工事実施しようということで新年度に予算を盛り込ませていただいております。あとの部分につきましては、もちろんまだ距離が相当あるわけですがけれども、先ほど議員が申されましたように、将来的には北口線、それから、今、旧の堤防の部分をルートとして計画をしてまいりたいというふうなことを考えております。

あと、経田の部分でございますけれども、経田の部分につきましては確かに多機能というふうな形で面積が減ってくるわけですがけれども、最終的に、今は資料がございませんので、何ヘクタールになるかということまでは申し上げられませんが、再度また計画自体は見直しをしてくる必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 1点、再回答で抜けておりまして、付け加えさせていただきます。10年後の普通交付税についてどういうシミュレーションになっているかというご質問でございますけれども、11億8,000万円。あくまでこれはシミュレーションでございますので、先ほど議員がご指摘された三位一体改革の税源移譲の影響額はここには入っておりませんので、まだ若干どういう形になるかというのは、先般の答弁でお答えさせていただいているように、市長も申しますように、18年度で税源移譲が決まってくると。その辺で行財政改革を含めましてこの新市まちづくり計画で出しましたシミュレーション等々をやっぱりきちっと見直していかなければならないということを考えておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

先ほどの新駅設置構想の中の水利関係でございますけれども、4大字の水利、また野洲川下流の水利等々もございしますが、その辺は十分具体的になってくる中ではやはりそれも大きな事項でございますので、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

議長（秦 眞治君） 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） ありがとうございます。さまざまな部分でさまざまな質問を

いたしましたが、私の持ち時間は40分でございますので、なかなか議論するという時間もございません。また後でもゆっくりと議論を重ねていきたいと思っております。

市長の方からJR複々線の関係、これは確かにそうですね、私が、平成2年度ぐらいでしたか、JR複々線対策協議会の委員として地元から、守山市、中主町、野洲町というような席の中で何回となく会議も、そのときはまだ栗東さんも入っておられましたが、会議を重ねた経緯もでございますので、市長もよくご存知だと思います、その経緯は。

ですから、やはり住民が望んでいるのは、本当に新幹線の駅というのは余り望んでいないのです、現実には。望んでいるのは複々線、市長がおっしゃったように、我々もこの質問をしたときに、JRはダイヤ対策で何とか解消していこうと。おっしゃるとおりなのです。よくわかるのです。でも、やはりこれ、JRは電車基地ができたときから、我々はその区間のほ場整備をする中で、地権者の皆さんには換地処分の際に、ここはJRの複々線の用地に何メートルかはかかりますよという、そういうような約束のもとで換地処分もしておりますので、やはりそうした経緯もでございますので、その辺は十分に認識していただいて、取引じゃないですが、新幹線の駅との、2億7,000万との取引の一つの材料にしてもらうぐらいのことをやっぱり心がけていただきたいということ。

本当に何回もおっしゃっていましたが、市民は何を考え、何を望んでいるかということを引きちと理解していただいて、新駅の構想と、それから複々線の構想とをやはり市民にきちとした説明責任が果たせるよう心がけていただきたいということで、回答は要りません。

それと、合併特例債充当事業でございますが、それぞれに131億2,900万ということで、ハード部分もソフト部分もそれなりに網羅してやられるわけでございますが、確かに富波経田運動公園とかさまざまな部分で展開されております。

また、一番私も感じたところは、私も野洲駅前の排水対策についてはかねがね一般質問の中で申し上げておりました。やはり野洲駅の玄関口である下水門線のあたりから野洲駅、滋賀銀行周辺に70ミリ以上の雨が降ると必ず水がつくということで、排水対策を何度も申し上げまして、その応急的処置として下流のしゅんせつをしていただいた経緯もございます。その中で20億という莫大な特例債の措置もされておりますので、やはり一日も早くこの排水対策が完了するように、私も微力ながら協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ一日も早い協力をお願い申し上げます。

それと、さまざまな部分で申し上げますと、重複になるかもわかりませんが、運動公園

しかり、サブゾーンの排水対策しかり、委託料というものが付いて回るということが確実視されておりますので、そうしたものが簡単に具現化されないでそのまま葬られるということだけはやはり避けていただきたいという思いを持っております。それと同時に、祇王駅の件も、新しいまちの核としては非常に大事な駅でございますので、その辺はこれからが開発地というのですか、新しいまちの創造に向けた開発をしていただきたい。

ということは、やはり秩序ある開発のもとで竜王町さんが参画していただける、また甲西町の方からも参画していただけるというような、野洲駅にかわる玄関口として企画していただきたい。25ヘクタールと言わず、50ヘクタールでも、土地のある限り、そういう部分に手だてをしていただきたいというのが私の実感でございます。

それと同時に、11年後の交付税の件でございますが、算定で11億ということでございますね。これがだんだん締め付けられていくと思うのです。いずれにしても、税源移譲の関係もございませうけれども、今、政府が出しているという一つの方向として、そういうものについては国としては抑えていこう、抑えていこうという傾向でございますので、特例債が131億おりたといつて有頂天になってやっていることじゃなしに、住民負担のわからないような自己財源をどこで求めていくかということをやっぱりきちっと位置付けしていただきたい。

本年度の予算案の収入の部分を見ておきますと、何と申しましても、最大の固定財源というのは固定資産税に頼るしかないということが収入の中でもるに出ておりますのでね。今の祇王新駅に関する事もさることながら、今開発されていない市街化区域の開発、そういう部分についてもきちとした規制緩和のもとで進めていってもらわなければ、固定資産税という財源、これは固定しておりますので、そういう部分を十分考慮していただいて新しい市の出発にさせていただけたらありがたいと思います。

さまざまなことを申し述べましたが、平成17年度の当初の議会の私の一般質問とさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明15日から24日までの10日間は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、明15日から24日までの10日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る3月25日は、午後1時より本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さんでございました。(午後6時16分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年3月14日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署名議員 田 中 榮太郎

署名議員 林 克